

委託研究開発契約書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目)

甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)
- (2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》
- (3) 委託期間:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)
- (4) 当事業年度における委託研究開発費:
《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円)
(※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」のとおりとする。
(※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。
- (5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:研究開発計画書「Ⅱ. 研究開発の内容」のとおりとする。本委託研究開発の遂行に当たっては、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。
- (6) 契約一般条項:別記1のとおりとする。
- (7) 特記事項:別記2のとおりとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
契約担当職
理事長 末松 誠

(乙)

別記 1

(定義)

第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本委託研究開発」とは、本事業の下で甲から乙に対して委託される本研究開発課題として研究開発担当者によって遂行される研究開発全体をいう。
- (2) 「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と乙との間で締結する全ての委託研究開発契約(付随する契約を含む。)を総称していう。
- (3) 「委託研究開発費」とは、本委託研究開発遂行のために本契約に基づいて甲から乙に支払われる費用であり、直接経費と間接経費の合計をいう。ただし、第 14 条の規定により再委託が認められた場合は、当該経費を加算した額をいう。
- (4) 「直接経費」とは、本委託研究開発に直接的に要する経費をいう。
- (5) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の機関の管理等に必要な経費をいう。
- (6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として、研究開発代表者、研究開発分担者またはこれに相当する肩書きを付与された者のうち契約項目(2)に掲げられる者をいう。
- (7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属または乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。
- (8) 「委託期間」とは、本契約に基づき本委託研究開発を行う期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (9) 「研究開発期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究開発を行う通算期間(本委託研究開発が中止された場合はその時までの期間)をいう。
- (10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書(本契約締結後に改訂されたものを含む。)をいう。
- (11) 「事業年度」とは、各年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間をいう。
- (12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度についての研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)をいう。
- (13) 「研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (14) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものを総称していう。
 - ア 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に規定するすべての権利を含む)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
 - ウ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、乙及び甲協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- (15) 「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう。
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
 - (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (16) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、種苗法第 2 条第 2 項に規定する品種及び育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (17) 「実施」(但し、第 8 条第 1 項及び第 11 条第 7 項において使用されるものに限る。)とは、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第

43号)第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

- (18)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(仮専用実施権を含む)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (19)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称していう。
- ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であつて、甲が認めるもの
- (20)「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称していう。
- (20-2)「研究機関」とは、「大学等」及び「企業等」をあわせたものをいう。
- (21)「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。
- (22)「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(その後の改正を含む。)その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。
- (22-2)「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(その後の改正を含む。)その他利益相反管理について甲が定める規則を総称していう。
- (23)「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称していう。
- (24)「研究開発成果報告書」とは、乙が毎事業年度の研究開発成果の内容を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (25)「委託研究開発実績報告書」とは、乙が毎事業年度の委託研究開発費の使用実績を報告するために甲に提出する報告書をいう。
- (26)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。
- ア 「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。
 - i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - iii 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - イ 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的資金等の使用を含むがこれらに限られない。)をいう。
 - ウ 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的資金等を受給することをいう。
- (27)「競争的資金等」とは、①内閣府において「資金配分主体が、広く研究課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として競争的資金と整理され内閣府に登録されている研究資金、②①以外で国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が直接配分する研究活動を行う研究資金、③その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、大学等自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金を総称していう。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。

3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行

わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。

- 4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。
- 5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。

(乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)

第 2 条の 2 乙は、甲が別途定める様式による「倫理審査状況及び利益相反管理報告書」により、甲の利益相反管理規則に従った乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。

- 2 乙は甲が別途定める様式による「倫理審査状況及び利益相反管理報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。
- 3 乙は、前条第 5 項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、甲に対して状況の報告を行うものとする。
- 4 乙が、第 14 条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託先において本委託研究開発に従事する研究者について、前 3 項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書をとりまとめるものとする。

(乙の表明保証)

第 2 条の 3 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。

- 2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。
- 3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。

(委託研究開発費の支払い)

第 3 条 乙は、契約項目(4)当事業年度における委託研究開発費の金額に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。

- 2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年 5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰すことができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(帳簿等の整理)

第 4 条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究開発期間終了後 5 年が経過するまで保管するものとする。

- 2 甲は、前項の帳簿及び証拠書類を閲覧することができるものとし、乙は、甲からかかる閲覧の求めがあった場合、これに

応じなければならない。

(取得物品の取扱い)

第 5 条 本委託研究開発のために乙が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の取扱いについて、乙は、契約項目において大学等と認められた場合又は企業等と認められた場合に応じて、次の各号の規定に従うものとする。

(1) 乙が契約項目において大学等と認められた場合

- ① 取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ② 乙は、(i)第 19 条第 1 項第 1 号の研究開発担当者の移籍により本委託研究開発が中止され、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を移籍先である他の研究機関において実施することを予定している場合、又は、(ii)本委託研究開発の終了後に研究開発担当者が他の研究機関へ移籍する場合で、研究開発担当者が本委託研究開発と同課題の研究開発を当該他の研究機関において実施することを予定している場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとし、乙は、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。
- ③ 前号(i)又は(ii)の場合において、取得物品を当該他の研究機関に無償譲渡することが困難な特別の事情があり、かつ、乙と甲の間で合意をした場合には、乙は、前号の規定にかかわらず、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、甲の指示に従い、取得物品を当該他の研究機関に移設する。

(2) 乙が契約項目において企業等と認められた場合

- ① 取得物品のうち、取得価格が 50 万円以上(消費税を含む。)かつ耐用年数が 1 年以上のもの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、当該取得物品の公租公課は、甲の負担とする。
- ② 前①号の取得物品以外の取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。
- ③ 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、甲所有の取得物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。
- ④ 乙は、取得物品に対し、抵当権、質権その他一切の担保物権を設定してはならない。

(提供物品の取扱い)

第 6 条 乙は、甲が本委託研究開発の遂行上必要と認めて乙に提供した物品等(以下「提供物品」という。)がある場合、これを研究開発期間終了までの間、本委託研究開発のために無償で使用することができるものとし、当該期間中、善良なる管理者の注意をもってこれを管理する。当該期間中、提供物品の公租公課は、甲の負担とする。

2 甲は、甲の職員又は甲の指定する者により乙の施設に立ち入り、提供物品を検査することができるものとし、乙は、甲からかかる検査の求めがあった場合、これに応じなければならない。

(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)

第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。

2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく無償又は有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該無償又は有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属)

第 8 条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しよう

とする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、第 10 条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲の指定する第三者に許諾しなければならない。許諾の対価については、甲乙間で協議の上決定するものとする。ただし、甲及び乙は、許諾の対価については、産業技術力強化法(平成 12 年 4 月 19 日法律第 44 号)16 条の 2 の趣旨を尊重するものとする。
- (4) 乙は、当該知的財産権の移転、又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、予め甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合(以下「当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合」という。)は、この限りではない。

ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

イ 乙が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成 10 年 5 月 6 日法律第 52 号)に規定する承認事業者若しくは認定事業者に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

ウ 乙が技術研究組合であって、組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合

- 2 乙が第 1 項各号に規定する事項を遵守せず、さらに遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項に定める解除事由に該当した場合で甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号を遵守することを条件に、第 13 条に規定する甲所属研究者が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、当該甲所属研究者の同意が得られた場合、甲の職務発明規程にかかわらず、乙は当該甲所属研究者から当該知的財産権を譲り受けることができる。ただし、当該同意を得るための当該甲所属研究者との協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、当該同意における権利の譲受の対価等に関する条件については、乙の従業者又は役員である発明者(以下、本条において「乙の発明者」という。)と同等の扱いをするものとする。
- 4 乙は、乙の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその乙の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよう、予めその乙の発明者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかななければならない。
- 5 乙は、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる乙の発明者に対して、第 1 項各号の規定を遵守させるための措置を講じなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第 9 条 甲は、前条第 1 項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願後に乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、乙が遵守事項を遵守することを条件に、当該知的財産権に対して甲が有する持分を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

(知的財産権に関する報告・通知等)

第 10 条 乙は、第 8 条又は第 9 条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 乙は、本研究開発成果に係る発明等を行ったときは、当該発明等の概要、知的財産権の出願又は申請の予定及び論文等による公表の予定の有無、並びに、当該発明等に貢献した研究者名を記載し、当該出願又は申請の前かつ当該研究成果の公表前に、甲が別途定める様式による発明等報告書により速やかに報告するものとする。
- (2) 乙は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に甲が別途定める様式による

知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。この際、乙は、本研究開発成果の内容が記載された出願又は申請書類(特許出願であれば、願書、特許請求の範囲、明細書及び図面、実用新案登録出願であれば、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書及び図面、意匠登録出願であれば、願書、図面又は見本)の複製を甲に提出するものとする。

- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録等を受けた日等から 60 日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (5) 乙は、第三者に対し、専用実施権等を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、甲が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。
- (6) 乙は、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下、「知的財産権の移転等」という)を行った場合は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知するものとする。
- (7) 第 4 号及び第 5 号の規定にかかわらず、合併若しくは分割により移転する場合又は知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合には、乙は、知的財産権の移転等をした日から 60 日以内に甲が別途定める様式による知的財産権移転等通知書により、甲に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。
- (8) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を行う場合、当該第三者をして本条及び第 8 条第 1 項各号に定める遵守事項を遵守させるものとする。
- (9) 乙は、本研究開発成果に係る知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄する場合は、当該取下・放棄を行う一か月以上前に、甲が別途定める様式による知的財産権出願後状況通知書により甲に通知するものとする。

(知的財産権に関わるその他事項)

第 11 条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。

3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

5 乙及び甲は、第 1 条第 1 項第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とし、当該期間中、甲及び乙は、書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

7 乙が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。

8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PC T国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】

「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」

(成果有体物の帰属)

第 12 条 研究開発成果として得られた成果有体物に係る権利は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、他者から研究開発段階における使用のために前項の成果有体物の提供を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合を除き、円滑な提供に配慮するものとする。ただし、当該成果有体物のうち、商品化され市場において一般に提供されている物については、この限りでない。
- 3 乙は、前項において当該成果有体物を提供する場合、その対価は、当該成果有体物が公的資金を原資とする研究開発により得られたものであること、当該成果有体物を使用する研究開発の性格等を考慮にいれた合理的な対価とする。

(甲に所属する研究者の取扱い)

- 第 13 条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者(以下「甲所属研究者」という。)を、乙において本委託研究開発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行について指揮命令は行わない。
- 2 甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。
 - 3 乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の遂行上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。
 - 4 甲は乙に対し、甲所属研究者について、第 2 条第 5 項に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。
 - 5 本契約において、不正行為等の防止及び調査等に関する規定については、甲所属研究者は研究者等として扱うものとする。但し、第 19 条及び第 20 条についてはこの限りでない。

(再委託)

- 第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。
- 2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負う同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
 - 3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先に第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守させなければならない。
 - 4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。

(秘密保持)

- 第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第 1 条第 1 項第 14 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 11 条第 5 項及び第 6 項に定める取扱いに従うものとする。)(以下「秘密情報」という。))について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。
- 2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。
- 5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。

(研究開発成果の公表)

- 第 16 条 乙及び甲は、前条に反しない限り、研究開発成果(ノウハウを除く)を外部に公表するものとする。
- 2 乙及び甲は、相手方が研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう互いに合理的な範囲で協力するものとする。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙又は甲による研究開発成果の外部への公表が、乙又は甲による知的財産権の取得その他各自の事業に支障をきたすおそれがある場合には、乙及び甲は、協議してその対応を決定するものとする。
 - 4 乙は、研究開発成果を外部に公表する場合、当該成果が甲の委託事業の結果得られたものであることを明示しなければならない。

(研究開発成果の報告等)

- 第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内で甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。
- 2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。
 - 3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要な協力を行うものとする。
 - 4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。
 - 5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(委託研究開発実績報告書及び精算)

- 第 18 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内で甲が指定する日までに、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託研究開発実績報告書を審査した結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額とのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、精算する。
 - 3 乙は、既に支払いを受けた委託研究開発費が前項で確定した委託研究開発費の額を超過する場合は、その超過金額を甲の指示に従い返還するものとする。
 - 4 乙は、前項の超過金額を甲の指定する期日までに返還しないときは、未返還金額に対して指定期日の翌日から返還日までの日数に応じ、年 10.95%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

(検査及び報告)

- 第 18 条の 2 甲は、第 18 条に規定する委託研究開発実績報告書を受領したときは、当該委託研究開発実績報告書の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
 - 一 委託業務の実施に要した経費の支出状況についての委託期間中の検査

- 二 その他甲が必要と認めた検査
- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
- 一 実績報告書に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性
 - 二 研究開発計画書と実績報告書の内容の整合性
 - 三 第4条に掲げる帳簿、書類
 - 四 その他甲が委託事業に関して必要と認める事項
- 4 甲が、事実確認の必要があると認めるときは、乙は取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力をもとめるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所(乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。)において行うことができる。
- 6 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託研究開発の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 8 甲が、必要があると認めるときは、関係省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 9 甲が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(委託研究開発及び委託研究開発費の使用の停止又は中止)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止・停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、乙は本委託研究開発を中止又は一時停止するものとする。この場合、甲は乙に対し、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、研究開発担当者が本委託研究開発においてその役割を十分果たせなくなった場合
 - (2) 研究開発成果を出すことが困難と乙が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
 - (3) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - (4) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でない場合
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- (1) 研究開発成果を出すことが困難と甲が合理的に判断した場合、その他研究運営上の重大な問題が発生した場合
 - (2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合(本項第4号に定める場合を含むがこれらに限られない。)又は本委託契約等(本契約を除く。)に違反した事実が明らかとなった場合
 - (3) 第24条各号の事由が発生した場合
 - (4) 第20条第1項又は第25条第1項、第2項に定める本契約の解除事由が発生した場合
 - (5) 天災その他本委託研究開発を継続しがたいやむを得ない事由がある場合
 - (6) 前各号に類する事由が発生し、本委託研究開発を継続することが適切でないとして甲が判断した場合
- 3 第1項に基づき甲が本委託研究開発の中止を承認した場合及び前項に基づき乙が甲から本委託研究開発の中止を指示された場合、本委託研究開発はその時点で終了する。
- 4 前項に基づき本委託研究開発が終了した場合、本契約は同時点で自動的に終了するものとし、甲は、本契約に基づく乙に対する未履行の委託研究開発費の支払いを免れる。乙は、第17条第1項及び第18条第1項に定める期限を待たずに、甲の指示に従い、第17条及び第18条に定める研究開発成果報告書及び委託研究開発実績報告書を甲に提出し、甲との間で委託研究開発費の精算を行う。
- 5 第1項各号及び第2項各号に基づき乙が甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示されたことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責任を負うものではない。

(契約の解除)

第 20 条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙に本契約の重大な違反があったとき又は本委託契約等(本契約を除く)の重大な違反があった事実が明らかとなったとき(本契約第 2 条第 2 項ないし 5 項、第 2 条の 2、第 2 条の 3 各項に定める事項の違反を含むがこれらに限られない。)
- (3) 研究者等が本委託研究開発において不正行為等を行ったことが研究機関又は甲により認定されたとき。
- (4) 研究者等について、競争的資金等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。
- (5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
- (6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
- (7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
- (8) 第 14 条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において本項第 1 号ないし第 4 号に相当する事由が生じた場合

2 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、前項による本契約の解除の有無にかかわらず、甲は、本契約に基づき乙に支払った委託研究開発費の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。この場合において、甲は乙に対して、前項各号に定める事由の発生により甲に生じた損害の賠償を請求することができる。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第 21 条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。

- (1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、本委託研究開発において不正行為等を行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。
- (2) 甲は、競争的資金等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。

(不正行為等に対する措置等)

第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。

2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び

関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。

(乙の責任及び事故報告義務)

第 23 条 乙は、本委託研究開発を乙の責任において実施するものとし、本委託研究開発の遂行過程で乙、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、乙はその費用と責任においてこれを解決するものとし、甲に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の場合、速やかにその具体的内容を甲に対し書面により報告しなければならない。

(特約)

第 24 条 以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は当事業年度の委託研究開発費を減額し又は本委託研究開発を中止させることができる。この場合、委託研究開発費の減額又は本委託研究開発の中止によって乙に損害が生じても、甲は何ら責任を負うものではない。

- (1) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の4の規定に基づき定められた甲の中期目標の期間終了時における事業評価において、国が甲の事業について、予算の停止若しくは縮減又は事業の廃止若しくは縮小等の判断をした場合
- (2) 前号以外の事由により、甲の事業に対する国からの予算措置が停止若しくは縮減され又は甲の事業が廃止若しくは縮小された場合

(反社会的勢力の排除)

第 25 条 乙は、以下の各号の一に該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。

2 甲は、以下の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙(乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第 2 号から第 4 号において同じ。)が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者(これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。)が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。

4 第 20 条第 2 項の規定は、本条第 1 項、第 2 項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 乙は、本委託研究開発に関して、甲から個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の定義するところによる。以下同じ。)の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報(以下「預託個人情報」という。)を取り扱わなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 預託個人情報を第三者(本委託研究開発につき再委託する場合における再委託先を含む。)に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。
- (2) 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、預託個人情報を、本委託研究開発の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(債権債務の譲渡等の禁止)

- 第 27 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本委託研究開発の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。
- 2 前項に定める甲の事前の書面による承諾は、債権債務等の譲渡申請書の甲に対する提出によるものとし、甲は申請書の審査を行うものとする。
 - 3 甲は、乙から提出された申請書を審査した結果、妥当と判断される場合は、乙に対し、承認通知書を発出するものとする。

(存続条項)

- 第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2、国の不正行為等対応ガイドライン並びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。

(管轄)

- 第 29 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

- 第 30 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">委託研究開発契約書</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)</p> <p>(2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》</p> <p>(3) 委託期間:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費: 《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円) (※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、<u>研究開発計画書「Ⅲ. 経費 1. 委託研究開発費」別記1</u>のとおりとする。 (※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:<u>研究開発計画書「Ⅱ. 研究開発の内容」別記2</u>のとおりとする。なお、本委託研究開発の遂行に当たっては、別途、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">《文書番号種別》第《文書番号》号 《課題管理番号》</p> <p style="text-align: center;">委託研究開発契約書</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「甲」という。)は、《契約先》(以下「乙」という。)と甲の《事業名》《プログラム名》(以下「本事業」という。)における研究開発の委託に関し、次のとおり合意し、委託研究開発契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) 甲は、乙を「《大学等／又は企業等》」と認め、乙に対し、当事業年度(以下(3)に定義する。)について、次の研究開発を委託し、乙はこれを受託する。</p> <p>(1) 研究開発課題名:「《研究開発課題名》」(以下「本研究開発課題」という。)</p> <p>(2) 研究開発担当者名・所属及び役職:《研究開発担当者氏名①》《研究開発担当者役職①》</p> <p>(3) 委託期間:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1事業年度(以下「当事業年度」という。)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費: 《委託研究開発費》円(うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円) (※1) 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、別記1のとおりとする。 (※2) 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記3第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>(5) 当事業年度における研究開発目的及び内容:別記2のとおりとする。なお、本委託研究開発の遂行に当たっては、別途、甲が承認する研究開発計画書(甲の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(6) 契約一般条項:別記<u>31</u>のとおりとする。 (7) 特記事項:別記<u>42</u>のとおりとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《契約締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 契約担当職 理事長 末松 誠</p> <p>(乙)</p>	<p>(6) 契約一般条項:別記3のとおりとする。 (7) 特記事項:別記4のとおりとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。</p> <p>《契約締結日》</p> <p>(甲) 東京都千代田区大手町一丁目7番1号 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 契約担当職 理事長 末松 誠</p> <p>(乙)</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新			旧		
別記1			別記1		
当事業年度における委託研究開発費の内訳 (単位:円)			当事業年度における委託研究開発費の内訳 (単位:円)		
直接経費	大項目	金額(円)	直接経費	大項目	金額(円)
	物品費			物品費	
	旅費			旅費	
	人件費・謝金			人件費・謝金	
	その他			その他	
直接経費小計			直接経費小計		
間接経費			間接経費		
合 計			合 計		
<p>(※1)本委託研究開発の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用が直接経費の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <p>(※2)消費税額及び地方消費税額を含む。</p>			<p>(※1)本委託研究開発の遂行上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用が直接経費の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。</p> <p>(※2)消費税額及び地方消費税額を含む。</p>		
別記2			別記2		
—当事業年度における研究開発目的及び内容: —《当事業年度目的》			当事業年度における研究開発目的及び内容: 《当事業年度目的》		

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>別記 3<u>1</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として、<u>研究開発代表者、研究開発分担者またはこれに相当する肩書きを付与された者のうち</u>契約項目(2)に掲げられる者をいう。</p> <p>(7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し<u>または乙からの委嘱を受け</u>、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書 <u>(本契約締結後に改訂されたものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度についての研究開発計画書 <u>(甲の承認を得て変更されたものを含む。その後の変更を含む。)</u>をいう。</p> <p>(13)～(20-2) 略</p> <p>(21) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、<u>以下に掲げるもの並びに国の府省庁</u>が策定する<u>その他の</u>不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>ア 文部科学省関係</p> <p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正。その後の改正を含む。)</p>	<p>別記 3</p> <p>(定義)</p> <p>第 1 条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 「研究開発担当者」とは、乙において本委託研究開発を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7) 「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(9) 略</p> <p>(10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書をいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 「研究開発計画書」とは、本委託研究開発に関し当事業年度についての研究開発計画書(その後の変更を含む。)をいう。</p> <p>(13)～(20-2) 略</p> <p>(21) 「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、以下に掲げるもの並びに国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>ア 文部科学省関係</p> <p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正。その後の改正を含む。)</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>イ 厚生労働省関係 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定) ウ 経済産業省関係 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)</p> <p>(22)～(27) 略</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第 2 条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、本研究開発計画書、本事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置</p>	<p>イ 厚生労働省関係 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定) ウ 経済産業省関係 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日制定、平成 27 年 1 月 15 日最終改正:経済産業省)</p> <p>(22)～(27) 略</p> <p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第 2 条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、本研究開発計画書、本事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第 2 条の 3 乙は、本委託研究開発に関し<u>関し</u>において、<u>研究開発計画書において</u>研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書<u>研究開発計画書において</u>研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p>を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p> <p>第 2 条の 2 略</p> <p>(乙の表明保証)</p> <p>第 2 条の 3 乙は、本委託研究開発において、研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者(以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。)が国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第 3 条 乙は、<u>別記1-契約項目(4)当事業年度における委託研究開発費の金額内訳</u>に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年 5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 略</p>	<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第 3 条 乙は、別記 1 の金額・内訳に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に 30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年 5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 略</p>
<p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく<u>無償又は</u>有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該<u>無償又は</u>有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は</p>	<p>(研究開発期間終了後の物品等の取扱い)</p> <p>第 7 条 甲は、契約項目において大学等と認められた乙が使用する提供物品について、研究開発期間終了後遅滞なく無償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、甲が当該提供物品を使用し又は処分する場合は、この限りでない。</p> <p>2 甲は、契約項目において企業等と認められた乙が使用する甲所有の取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究開発期間終了後遅滞なく有償で乙に貸し渡し、乙はこれを借り受け、本委託研究開発の発展のために使用するものとし、当該取得物品等の耐用年数経過後甲は有償で乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。乙は、甲との間で、別途、当該有償借受け及び有償譲受けに関する契約を締結する。ただし、甲が当該取得物品等を使用し又は処分する場合は、この</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>処分する場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第 11 条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。</p> <p>2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</p> <p>4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>5 乙及び甲は、第 1 条第 1 項第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とし、当該期間中、甲及び乙は、<u>書面による同意両者の合意</u>がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>	<p>限りでない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、本契約が第 20 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 2 項により解除され又は当該各項に定める解除事由により本委託研究開発が第 19 条第 1 項により中止された場合は、この限りでない。</p> <p>第 8 条～第 10 条 略</p> <p>(知的財産権に関わるその他事項)</p> <p>第 11 条 乙及び甲は、別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。</p> <p>2 乙及び甲が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p> <p>3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権等について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</p> <p>4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物の利用について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</p> <p>5 乙及び甲は、第 1 条第 1 項第 14 号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6 前項の秘匿すべき期間は、本委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とし、当該期間中、甲及び乙は、両者の合意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>7 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。が知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、甲は、その実施に関する一切の責任を負わないものとする。</p> <p>8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】 「平成○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、<u>「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発△△委託研究</u>、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(再委託)</p> <p>第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。</p> <p>2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先にして、再委託先が第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守する旨の誓約書を甲が指定する期間内に甲に提出させなければならない。</p>	<p>7 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。</p> <p>8 乙は、本研究開発成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例(願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入)】 「平成○年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構△△委託研究、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」</p> <p>第 12 条～第 13 条 略</p> <p>(再委託)</p> <p>第 14 条 乙は、本委託研究開発を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に再委託することができる。</p> <p>2 乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に負うと同内容及び同程度の義務を負わせるものとし、再委託に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。</p> <p>3 乙は、本委託研究開発の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と契約を締結しなければならない。本委託研究開発の成果に係る知的財産権を再委託先に帰属させる場合は、乙は、再委託先をして、再委託先が第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守する旨の誓約書を甲が指定する期間内に甲に提出させなければならない。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施に<u>あたりにおいて相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報であって、相手方が本委託研究開発外において独自に保有していた、又は保有するに至った情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(ただし、第1条第1項第 14 号ウに定めるノウハウとしても指定された情報の秘匿期間については、第 11 条第5項及び第6項に定める取扱いに従うものとする。)</u>(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>	<p>4 本契約が解除その他の事由により終了した場合、再委託先との契約は当然に終了するものとする。また、乙は、第 19 条第 1 項又は同条第 2 項により、甲から委託研究開発費の使用の一時停止若しくは中止又は本委託研究開発の一時停止若しくは中止を指示された場合、再委託先に対しても同様の措置をとるものとする。</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第 15 条 乙及び甲は、(i)本委託研究開発の実施において相手方より開示を受け又は知り得た相手方の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報及び(ii)本委託研究開発の実施中に発生した情報のうち相手方と秘密にすることを書面にて合意した情報(以下「秘密情報」という。))について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。また、相手方の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。</p> <p>2 乙及び甲は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>	<p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 乙及び甲は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省庁若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。</p> <p>5 乙及び甲は、それぞれ自己に所属する研究者等及びその他の役職員並びに本委託研究開発の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。</p>
<p>第 16 条 略</p>	<p>第 16 条 略</p>
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</p> <p>2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、<u>発明等及び知的財産権の利用状況</u>調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要の協力を行うものとする。</p> <p>4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第 17 条 乙は、当事業年度終了後の 5 月末日又は事業終了後 61 日以内に甲が指定する日までに、甲に対し、研究開発担当者その他の研究者等をして研究開発成果の内容を報告させるとともに、本事務処理説明書及び甲の指示に従い、研究開発成果報告書を提出しなければならない。乙は、必要に応じて、研究開発成果について中間報告書を提出するものとする。</p> <p>2 甲が研究開発期間中に本委託研究開発の中間評価を行う場合、又は、研究開発期間終了時に本委託研究開発の事後評価を行う場合、乙は、甲による評価に必要な協力を行うとともに、研究開発担当者その他の研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</p> <p>3 甲が研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、知的財産権の利用状況調査等を行う場合には、乙は、甲による当該調査等に必要の協力を行うものとする。</p> <p>4 乙は、秘匿すべき研究開発成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるものとする。</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 21 条 略</p> <p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む)につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合(再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示</p>	<p>5 乙は、第三者への研究開発成果の不正な流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正な流出に関与した者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 21 条 略</p> <p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発(終了分を含む。)において研究者等につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的資金等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく</p>

平成 29 年度委託研究開発契約書に関する新旧対比表

新	旧
<p>することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p> <p>第 23 条～第 27 条 略</p> <p>(存続条項)</p> <p>第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2、及び第 13 条第 5 項において定める国の不正行為等対応ガイドライン <u>並びに</u>、甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も、<u>期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて</u>存続する。</p> <p>第 29 条～第 30 条 略</p>	<p>損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p> <p>第 23 条～第 27 条 略</p> <p>(存続条項)</p> <p>第 28 条 第 2 条、第 2 条の 2 及び第 13 条第 5 項において定める国の不正行為等対応ガイドライン、甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第 4 条、第 5 条第 1 号、第 8 条から第 12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 4 項、第 26 条から第 30 条の規定は、本契約終了後も存続する。</p> <p>第 29 条～第 30 条 略</p>

平成 29 年度版

委託研究開発契約事務処理説明書

平成 29 年 4 月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

目次

委託研究開発契約事務に関するお問い合わせ	3
I. はじめに	5
1. はじめに	5
2. 採択後契約締結までの留意点	5
3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	6
II. 委託研究開発契約の概要	8
1. 委託研究開発契約の締結	8
2. 委託研究開発契約の締結にあたっての留意事項	9
3. 委託研究開発契約に係る書類	10
4. 再委託について	11
5. 研究機関の責務等について	12
6. 研究活動に参画する研究者の責務等について	13
III. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続	14
1. 委託研究開発契約の変更の種別	14
2. 委託研究開発契約の変更に係る留意事項	15
3. 委託研究開発の中止又は廃止の手続	15
IV. 執行について	17
1. 委託研究開発費の執行にあたって	17
2. 委託研究開発の予算費目	18
3. 費目（大項目）間流用の取扱い	19
4. 直接経費の取扱い	19
5. その他の直接経費に係る留意事項	50
6. 間接経費について	53
7. 委託研究開発費の執行期限	56
8. 委託研究開発費の AMED から研究機関への支払いについて	56
9. 証拠書類の管理について	59
10. 物品等の取扱いについて【大学等】	61
11. 物品等の取扱いについて【企業等】	63
12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について	66
13. AMED が雇用する研究員等について	76
14. 検査について	78
15. その他	80
V. 繰越制度について	83
1. 繰越申請の概要	83

2. 研究開発担当者が作成する申請書類に関する留意事項.....	84
3. 契約担当者が作成する申請書類に関する留意事項	85
4. その他留意事項.....	86
VI. 知的財産について.....	87
1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方	87
2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の発明等に係る知的財産権の取扱い.....	88
3. AMED 所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い.....	89
4. 受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合の取扱い	89
5. AMED との共有に係る知的財産権の取扱い	89
6. AMED に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について	90
7. 研究機関に帰属した（AMED との共有でない）知的財産権について	90
8. 委託研究開発の成果に係るノウハウ指定について	93
9. AMED 知的財産コンサルタントによる支援等について	94
10. 委託研究開発成果に係る国内出願を行う際の出願に係る書類の記載方法について	94
VII. 研究報告及びプレス発表	95
1. 中間報告	95
2. 実績報告	95
3. 成果報告	95
4. 成果利用届	95
5. 成果発表等における事業名の明示.....	95
6. プレス発表	96

【平成 29 年 3 月改訂】

委託研究開発契約事務に関するお問い合わせ

委託研究開発契約事務に関する質問等は、以下までお問い合わせください。お急ぎの場合を除き、極力電子メールでお願いします。

メール件名：【事業名〇〇】【機関名〇〇〇〇】タイトル

1. 本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ

事業担当部署		E-mail (各文字列の後ろに「ATamed.go.jp」を入力してください)	TEL
戦略推進部	医薬品研究課	iyaku	03-6870-2219
	再生医療研究課	saisei	03-6870-2220
	がん研究課	cancer	03-6870-2221
	脳と心の研究課	brain	03-6870-2222
	難病研究課	nambyo-info	03-6870-2223
	感染症研究課	kansen	03-6870-2225
	研究企画課	kenkyuk-ask	03-6870-2224
産学連携部	医療機器研究課	iryokiki	03-6870-2213
	産学連携課	sangaku	03-6870-2214
国際事業部	国際連携研究課	international	03-6870-2215
バイオバンク事業部	基盤研究課	kiban-kenkyu	03-6870-2228
臨床研究・治験 基盤事業部	臨床研究課	rinsho	03-6870-2229
	規制科学・臨床研究支援室	kiseikagaku	03-6870-2235
研究公正・法務部		kenkyuukousei	03-6870-2211

2. 知的財産に関するお問い合わせ

知的財産部

E-mail : medicalipATamed.go.jp

TEL : 03-6870-2237

3. 経理に関するお問い合わせ

経理部 契約調整グループ

E-mail : keiyaku_choseiATamed.go.jp

TEL : 03-6870-2209

【平成 29 年 3 月改訂】

4. 不正行為・不正使用・不正受給、研究倫理教育プログラムに関するお問い合わせ
研究公正・法務部
E-mail: kenkyuukouseiATamed.go.jp

※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。

5. 各種書類等の送付先

(郵送の場合)

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 1 号
国立研究開発法人日本医療研究開発機構 担当部署(※) 宛

(電子メールの場合) 担当部署(※)の電子メールアドレス

※担当部署は送付書類により異なります。

- 契約書及び知財様式以外の様式：経理部 契約調整グループ
- 知財様式：知的財産部

I. はじめに

1. はじめに

- 本書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施する各事業を「委託研究開発契約書」に基づいて契約先機関（以下「研究機関」という。）が推進するにあたり、必要な事務処理等について説明するものです。以下、これらの事業を「本事業」と記載することがあります。
- 本事業の採択をもって、研究機関は公募要領等の記載内容を承諾したものとみなします。公募要領等の記載内容についても遵守をお願いします。
- 研究機関においては、委託研究開発契約書及び本書に基づいて、適正な研究開発費の執行をお願いします。
※研究開発の一部を他の研究機関に委託する場合は、研究費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。

2. 採択後契約締結までの留意点

（1）採択の取消し等について

本事業採択後において、AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合、当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合、不正行為等に関する本調査が開始された場合等は、採択の取消し等を行うことがあります。

（2）調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

AMED は、委託研究開発契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の（a）から（c）について表明保証していただきますので、ご注意ください。

（a）研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと

（b）研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が研究開発計画書における研究開発代表者及び分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること

- (c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※AMED と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結（AMED からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」といいます。）している場合には、当該研究機関は、再委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」（これに相当する肩書きを付与された者も含む）についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

※この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは国が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していいます。

3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(1) 不合理な重複に対する措置

- 研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本課題において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。
 - ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - ・ その他これに準ずる場合
- なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

- 本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ（以下、本項目ではこれらをあわせて「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。
 - ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

【平成 29 年 3 月改訂】

- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)）に比べ過大な研究費が配分されている場合
 - ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - ・ その他これらに準ずる場合
- このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

「研究開発提案書」に、他省庁を含む他の競争的資金等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消または減額配分とすることがあります。

Ⅱ. 委託研究開発契約の概要

1. 委託研究開発契約の締結

(1) 研究開発計画の作成

- 契約の締結にあたって、研究機関は、次に掲げる書類をAMED が別途指示する期日までに作成し、AMED へ提出する必要があります。
 - ① 研究開発計画書【計画様式 1】
 - ② 研究開発参加者リスト【計画様式 1 付属資料 1】
 - ③ 経費等内訳・契約項目シート【計画様式 2】
- これらの提出が遅れると、契約手続に遅れが生じ、研究開発の空白期間が生じることによる、調達や研究員の雇用等多大な影響が生じます。円滑な契約手続にご協力をお願いします。

(2) 委託研究開発契約書の作成

- 提出された上記書類をAMED が妥当と認めた場合には、当該「研究開発計画書」【計画様式 1】に基づき、AMEDが委託研究開発契約書を作成します。
- 委託研究開発契約書には当該事業年度の委託研究開発費が記載されます。当該内訳は契約締結時の研究開発計画に基づき決定されます。設備・備品の調達を予定する場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分留意してください。
- 研究開発の進捗状況等による研究開発計画の修正に伴って委託研究開発変更契約により変更する場合があります。（委託研究開発契約の変更手続については、「Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続（P.14）」を参照してください。）

(3) 委託研究開発契約の年度更新

- 委託期間は単年度とし、成果報告会等の評価結果に基づく研究開発の進捗を勘案した上で、毎年度の契約更新を行います。
- 事業年度2年目以降における委託研究開発費は、当該事業年度の研究開発計画に基づき決定され、期初に委託研究開発契約書を取り交わして約定します。

2. 委託研究開発契約の締結にあたっての留意事項

(1) 契約の解除等

- AMED の中期目標期間終了時における事業評価により、AMED の解散や国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究開発契約の特約事項に従って、期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。
- 研究開発課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や委託期間の変更を行う場合がある他、研究開発の継続が適切でないと AMED が判断する場合には、期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。

(2) 事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認

委託研究開発契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前及び契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、委託研究開発契約を見合わせる場合や委託期間中であっても、委託研究開発費の縮減や研究開発停止、委託期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。

(3) 研究グループに参加する機関間の連携・権利義務の明確化

現行、研究グループに参加する機関相互での共同研究契約の締結は、契約条項等を定めておりませんが、研究開発成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して研究グループに参加する機関間で適切に対応してください。

(4) 外部協力研究者等や R A (Research Assistant) を委託研究開発に従事させる場合の対応

「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に記載されている外部協力研究者等や R A を委託研究開発に従事させる場合は、委託研究開発契約等で規定される事項（知的財産権、守秘義務等）が遵守されるよう、覚書を締結する等適切に対応してください。

(5) 公立研究機関における委託研究開発契約の取扱い

公立研究機関が委託研究開発契約を締結するにあたっては、会計法等の法令に則り事前に予算措置等の必要がある場合、当該研究機関の責任において、委託研究開発契約開始までに当該予算措置等の手続を確実に実施してください。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合は、委託研究開発契約の取消し・解除、委託研究開発費の全部又は一部の返金等の措置を講じる場合があります。

3. 委託研究開発契約に係る書類

(1) 委託研究開発契約書

研究開発の開始にあたって、当該研究開発に関する研究機関と AMED との約定であり、正本 2 通を作成し AMED 及び研究機関で 1 通ずつ保管します。なお、契約者は、研究機関の代表者又は代表者より権限を委任された者とします。

(2) 委託研究開発変更契約書

研究開発進捗状況等により、年度途中で委託研究開発費を変更する場合等、委託研究開発契約を変更する必要がある際は、委託研究開発変更契約書を取り交わします。契約変更の手続については、「Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続 (P.14)」を参照してください。

(3) 各種様式

それぞれの様式について、設けられた期日までにAMEDに提出してください。

①計画様式

研究開発計画書やそれに付随する書類、また研究開発計画の変更等に関する様式です。

②報告様式

研究開発に関する報告や研究開発成果・プレス発表に関する様式です。

③経理様式

経理報告、繰越、人件費、物品等の様式です。

④知財様式

知財に関する申請・報告の様式です。

(4) 委託研究開発契約事務処理説明書

本書です。毎年度、又は年度の途中で更新される場合があります。常に最新の委託研究開発契約事務処理説明書を参照してください。

(5) その他

- 上記の書類を含め、各種報告物の様式やFAQ等をAMED ホームページに掲載します。更新等はメルマガで告知しますので、配信登録していただくと便利です。

<https://krs.bz/amed/m/subscription>

- 各種報告物の提出者（記名捺印者）は各様式に記載のとおりです。

4. 再委託について

(1) 再委託の可否

- 研究機関においてやむを得ない事情がある場合には事前にAMED へ相談してください。AMEDは研究機関が作成する当該再委託に関する研究開発計画書の確認を行い、本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断した場合には、本委託研究開発の一部について第三者への再委託を承認する場合があります。
- 再委託が承認された場合は、再委託先と速やかに再委託契約を締結してください。作成にあたっては、AMEDのホームページに掲載している再委託に関する注意事項に留意してください。
- 再委託契約書の作成にあたっては、AMEDからの委託先研究機関は、再委託先に対し、平成29年度委託研究開発契約に基づき研究機関がAMED に負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください（委託研究開発契約書第14 条第2 項）。
- 研究開発要素を含まない検査業務、解析・分析等の請負業務については、直接経費のその他に「外注費」として計上してください。

(2) 留意事項

- 研究開発の一部を他の研究機関に委託する場合は、研究費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。
- 再委託を行う場合の再委託先の行為については、委託先研究機関の行為とみなされます。再委託が認められた場合には、再委託に係る予算執行、計画変更、精算等の研究開発の遂行について、研究機関の責任において適正な対応を図っていただく必要がありますので留意してください。
- 再委託した研究開発の成果に係る知的財産権を、再委託先に帰属させる場合は、再委託先に委託研究開発契約書第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に定める事項を遵守させてください。

5. 研究機関の責務等について

(1) 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用または不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、AMED は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。

研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を当 AMED に報告していただきます（詳細は、後記「IV. 12. (3) (P.68)」及び AMED のホームページをご覧ください。）。

なお、AMED が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部または一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究開発費の執行を再開しないでください。

(3) 利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年規則第 35 号）に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行って頂きます。

研究機関等が機構事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと機構が判断した場合、機構は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに機構から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。（詳細は、後記「IV. 12. (7) (P.74)」及び AMED のホームページをご覧ください。）。

(4) 倫理指針等の遵守について

研究開発計画策定及び本事業の実施にあたっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。（詳細は、後記「IV. 12. (6) (P.73)」をご覧ください。）。

(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、当該ガイドライン・指針に示された「機関に実

施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

(6) 体制整備に関する対応

研究機関は、国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針に従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備してください。

(7) 不正防止に関する措置

研究機関は、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインに従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

6. 研究活動に参画する研究者の責務等について

(1) 委託研究開発費の公正かつ適正な執行について

本事業の研究活動に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

(2) 応募における手続等

研究開発担当者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(3) 研究倫理教育プログラムの履修・終了

AMED の事業に参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳しくは、後記「IV. 12. (3) (P.68)」及び AMED のホームページをご覧ください。）なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、ご注意ください。

Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続

1. 委託研究開発契約の変更の種別

委託研究開発契約の変更に係る手続は、

- ・ 「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式 4】（委託研究開発変更契約）により行う場合
- ・ 「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式 4】（変更申請・承認）により行う場合
- ・ 「変更届」【計画様式 3】（届出）により行う場合

の 3 種類があります。変更内容によって、以下の手続が必要になります。

契約変更に係る手続

提出書類	種別	変更内容（例）
「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式 4】	委託研究開発変更契約	<p>契約内容に重要な変更がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下に掲げる委託研究開発契約（契約項目）の変更 <ul style="list-style-type: none"> （1）委託研究開発課題名の変更 （3）委託期間の変更 （4）当事業年度における委託研究開発費の変更（増額・減額いずれも） （5）当事業年度における研究開発目的及び内容の変更 ● 債権債務の一部を譲渡することによる研究機関の変更 ● 委託研究開発費の繰越
	変更承認申請・承認	<p>研究開発計画に主要な変更がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「研究開発計画書」【計画様式 1】に関する変更 <ul style="list-style-type: none"> ① 評価等により「Ⅱ. 研究開発の内容」の変更をする時 ② 再委託契約を行う場合に、再委託先等を追加又は変更する時 ③ 再委託契約を行う場合に、直接契約分と再委託分の間で配分額を変更する時 ④ 研究開発体制の変更のうち、「研究開発計画書」【計画様式 1】の「Ⅱ. 2. 担当別研究開発概要」に記載のある研究開発代表者・研究開発分担者を変更・追加する時（所属部署・役職変更のみであれば変更届） ⑤ 「Ⅲ. 経費 1 委託研究開発費」の直接経費について流用制限を超えて増減する時（再委託先が流用制限を超えた場合も同様の手続が必要）
変更届【計画様式 3】	届出	<p>研究開発計画に軽微な変更がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究機関（再委託先含む）の住所、名称の変更 ② 研究機関（再委託先含む）の代表者の変更 ③ 代表者より権限を委任された者の変更が生じる時 ④ 「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に記載された研究者の氏名・所属部署・役職・役割・実施内容・参画期間を変更する時（研究開発担当者を除く） ⑤ 「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】に記載された研究開発担当者の所属部署・役職を変更する時

- 変更承認申請書は、変更しようとする日の7営業日前までに「本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ先（P.3）」へ提出してください。AMED内での手続きが終了することにより承認又は不承認が決められ、変更承認通知書又は変更契約書が送付されます。また、変更しようとする日付が申請日以前となる申請書は認められません。（仮に、承認申請書の提出が遅れた場合には、委託先機関（再委託先は不可）による理由書（委託先機関事務部門の責任者（例：総務部長）による記名押印）を合わせて提出ください）。
- 変更届は、随時、又は当月分をまとめて遅くとも翌月10日までに提出してください。なお、AMEDと複数件の委託研究開発契約を締結している研究機関においては、変更届の①～③の変更に係る変更届作成は研究機関で1通のみで結構です。作成した変更届は「経理に関するお問い合わせ先」にお送りください。
- これらによらない変更は個別事業に関するお問い合わせ先にご相談ください。
- 直接経費の流用制限については「IV. 3. 費目（大項目）間流用の取扱い（P.19）」を参照してください。

2. 委託研究開発契約の変更に係る留意事項

- ステージゲート評価のある事業については、ステージゲート評価の結果により、委託研究開発契約書記載の委託期間の終了以降も研究開発を引き続き継続すべき研究開発課題であると判断された場合、委託期間や委託研究開発費の変更等、委託研究開発契約を変更する必要がある場合は、委託研究開発変更契約書を取り交わします。
- 「経費等内訳・契約項目シート」【計画様式2】の設備備品費の変更又は追加をしたときは、「委託研究開発中間報告書」【報告様式2】、「委託研究開発中止（廃止）報告書」【報告様式3】、「委託研究開発実績報告書」【報告様式1】又は各事業で定める報告書等の作成時にその変更内容及び変更理由を記載して AMED へ提出してください。

3. 委託研究開発の中止又は廃止の手続

(1) 委託研究開発の中止又は廃止の手続

- 委託研究開発を中止又は廃止すべき事由（研究開発担当者が他機関へ移籍、退職等する場合に当該研究機関における研究開発を中止する場合を含む）が発生した場合には、「委託研究開発中止（廃止）承認申請書」【計画様式5】により、速やかにその旨を申請してください。その際、委託研究開発費に残額が生じる場合は速やかに AMED に残額をお知らせください。
 - 委託研究開発の中止又は廃止の際に提出する書類は以下の通りです。
 - ① 委託研究開発中止（廃止）承認申請書【計画様式5】
 - ② 委託研究開発中止（廃止）報告書【報告様式3】*
 - ③ 物品移動申請書【物品様式1】（取得物品・提供物品を他の機関に移動する場合）
 - ④ 物品不用・処分申請書【物品様式5】（取得物品・提供物品が不用となる場合）
- ※ 委託研究開発の中止（廃止）の手続を行った際には、中止又は廃止の承認を受けた日から

【平成 29 年 3 月改訂】

61 日以内に、「委託研究開発中止（廃止）報告書」【報告様式 3】を作成し、AMED へ提出してください。ただし、研究開発担当者が移籍された場合は、移籍先で切れ目無く研究開発を継続するため、30 日以内の提出にご協力ください。

- 研究開発担当者が他機関へ移籍する場合の物品の移動については、「IV. 10. (3) 物品の移動等について【大学等】(P.61)」又は「IV. 11. (3) 物品の移動等について【企業等】(P.64)」を参照してください。

IV. 執行について

1. 委託研究開発費の執行にあたって

- 研究機関は、【別添 1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備する必要があります。
- なお、委託研究開発費の執行にあたっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないよう注意してください。
- 委託研究開発を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも留意をお願いします。
- 委託研究開発契約の適正な執行を確保するために検査を行います（「IV. 8.（5）スケジュール（P.58）」を参照してください。）。検査においては、委託研究開発契約の実施状況のほか、経費の適正な執行について確認します。その際には、適正な委託研究開発費の執行を証明し、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明していただくため、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類及び本書に定めのある必要書類を用意してください。（「IV. 9. 証拠書類の管理について（P.59）」を参照してください。）また、スムーズな検査を実施するために、「事前チェックリスト」【経理様式 A-1】を用いた事前確認を必ず行ってください。

2. 委託研究開発の予算費目

- 委託研究開発の実施に伴う経費は、下表に定める大項目の区分に従って、整理・計上してください。
- 各費目の具体的な用途等については、「IV. 4. 直接経費の取扱い (P.19) 」を必ず確認してください。

直接経費		当該委託研究開発に直接的に必要な経費であり、「物品費」・「旅費」・「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目（大項目）からなります。
大項目 (4分類)	中項目 (8分類)	
(1) <物品費>	設備・備品費	取得価格 10 万円以上、耐用年数 1 年以上の研究用設備・備品・試作品・ソフトウェア（既製品）など
	消耗品費	設備・備品に該当しない物品、書籍、研究用試薬・材料・消耗品など
(2) <旅費>	旅費	「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】記載の研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
(3) <人件費・謝金>	人件費	当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費
	謝金	講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳者、単純労働等の謝金等の経費
(4) <その他>	外注費	試験・検査業務等、外注して実施する役務に係る経費
	その他	上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費 例) 研究開発成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費等
	その他 (消費税相当額)	不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費		直接経費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該委託研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として AMED が支払い、研究機関が使用する経費

3. 費目（大項目）間流用の取扱い

- 費目（大項目）ごとの当該流用に係る額が、当該年度における直接経費の総額の50%（この額が500 万円に満たない場合は500 万円）を超えない場合には、「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式 4】による申請なく流用が可能です。流用の基準を超える場合は、事前に「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式 4】による申請が必要となります。
- 委託研究開発契約書上の計上額が0 円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。
- 直接経費・間接経費の間での流用は認められません。
- 流用制限範囲内の流用であっても、後日、AMED が研究開発担当者及び研究機関に流用の内容に関する説明を求め、「研究開発計画書」【計画様式 1】との整合性あるいは妥当性等が認められないと判断する場合には、委託研究開発費の返金を求めることがありますので、慎重に処理を行ってください。
- 再委託を行う場合の再委託先の費目間流用については、それぞれの再委託先に措置された委託研究開発費の範囲においてのみ同様の基準で認められ、AMED の事前の承認無く研究機関と再委託先を跨いだ一切の流用を行うことはできません。

4. 直接経費の取扱い

- 「研究者主導治験又は臨床試験事業」における経費の計上については、本事務処理説明書の定めにより処理するものとします。なお、研究機関において「研究者主導治験又は臨床試験における受託研究規程」等が定められている場合にあっては、各研究機関の規程の定めによることのできるものとします。
- 当該委託研究開発の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象となります。
- 直接経費は、合目的性（当該委託研究開発の目的・趣旨への適合性）に十分留意の上、原則として、各研究機関の規程に従って適切に支出・管理してください。ただし、AMED 特有のルールを設けている事項については、本書に従って適正に執行してください。
- 直接経費として計上できない経費は以下のものが該当します。
 - ・ 当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
 - ・ 間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に相当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
 - ・ 「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの(※)
※「大学等」に該当する研究機関が、戻入時にその敷金・保証金をAMED へ返金可能である場合には支出可とします。
 - ・ 「特許関連経費（出願料、関係旅費、手続費用、翻訳費用等）」「学会年会費」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの
※特許関連経費については、間接経費に計上することを原則とします。しかし、研究機関が出願しない場合であって、AMED が技術の有用性、特許出願の必要性等に鑑みて出願するこ

とが適当と判断したものについては、AMED が権利を譲り受けて出願することが可能ですので相談してください。

- 研究機関の規程に基づく執行であっても、当該委託研究開発費の財源が国費であることに照らして、AMED が不適切と判断する場合は、全額若しくは一部を認めないことがあります。
- 例えば、以下の事例は合目的性・適正性の観点より、直接経費での計上が認められません。直接経費の支出にあたっては、以下の事例を参考にその妥当性について適切な判断をお願いします。
 - ・ 共通的な生活関連備品（電子ジャーポット、掃除機など）の計上
 - ・ 自己啓発のための書籍（英会話本等）・備品等の調達
 - ・ 液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
 - ・ 当該委託研究開発との関係性が不明瞭な出張旅費
 - ・ 出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
 - ・ 当該委託研究開発との関連性が不明瞭な人件費の計上
 - ・ 必要性の不明瞭な書籍の購入
 - ・ 内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費の計上
 - ・ 積算根拠が不明な光熱水費の計上
 - ・ 支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
 - ・ 原因・内容の不明確な振替処理 等
- なお、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）を受給している研究機関は、直接経費の使用に関して本書に記載のない事項について、各研究機関における科研費の取扱いに準拠することで差し支えありません。

(1) <物品費>

①設備・備品費

- 備品とは「取得価格が10 万円以上（消費税込み）50 万円未満（消費税込み）で、かつ耐用年数が1 年以上のもの」、設備（資産）とは「取得価格が50 万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数が1 年以上のもの」と定義します。
- 研究用設備・備品は、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達してください。その際、必ず要求仕様書を作成してください。ただし、研究機関の会計規程等で要求仕様書の作成が省略できる場合には、カタログのコピー（研究用設備・備品機械・装置の全体が分かる部分及び性能が分かる部分）を添付してください。
- 一つの契約で同一の研究用設備・備品を複数台購入するときは、その必要性を記した理由書を用意してください。
- 研究用設備・備品の購入に伴う電気工事は、研究用設備・備品を設置する室内の分電盤から研究用設備・備品を設置する近辺までの工事に係る費用とします。なお、工事業者への発注については、備品購入の手続と基本的に同じです。
- 直接経費で購入した研究用設備・備品を改造した場合は、物品費で計上し、AMED に取得物品の報告（「有形固定資産取得報告書」【物品様式 2】）をする際は、「〇〇年度〇〇省（機関）事業購入の〇〇装置の改造」という表記をしてください。なお、経済産業省からの事業で、平成 26 年度以前に取得し、同省に取得物品として報告した研究用設備・備品等の改造を行うときは、事前に事業担当部署へ相談してください。
- AMED 所有の物品（提供物品）について資産として計上すべきような改造等を加える場合は、事前に事業担当部署へ相談してください。なお、既存施設・設備等の改造であっても当該委託研究開発に直接必要かつ不可欠である場合には、直接経費から支出することができます。
- 通常研究機関に常設されているもの（例：机、椅子、衣装ロッカー等）については、物品費として計上できません。

【研究機器の共用使用及び合算購入】【大学等】

- 委託研究開発費の効率的運用及び研究機器の有効利用の観点から、一定の要件のもと、「研究機器」の共用使用及び合算購入が認められます（ただし、付随する消耗品は対象外）。
- なお、当該研究機器が委託研究開発に必要な不可欠なものであること、及び委託研究開発の目的を達成するのに必要十分な使用時間が確保できることが、共用使用及び合算購入の前提となりますので留意してください。

(i) 共用使用

- 当該委託研究開発の実施に支障のない範囲内（収益事業での使用を除く）であれば委託研究開発費で購入した研究機器を他の研究に使用することを妨げません。
- 共用使用を前提として、委託研究開発に不要、若しくは必要以上の性能の機器を購入することは認められません。

(ii) 合算購入

- 研究機器の合算購入の要件は以下のとおりです。なお、合算購入にあたっては、各要件を満たすことを「合算使用届出書」【経理様式 B - 3】により明らかにした上で、必ず事前にAMED の確認を受けてください。
 - ・ 本事業との合算に支障のない資金との合算であること（合算する各資金の要件を確認すること。）。
 - ・ 合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること。
 - ・ 同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更（異動）を行う場合でも、当該委託研究の推進に支障の生じないこと。
- 同一研究機関所属の複数の研究者の資金を合算する場合は、異動時の取扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めてください。ただし、既に異動が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入することは原則として認められません。

② 消耗品費

- 消耗品とは「取得価格が10 万円未満（消費税込み）のもの、又は耐用年数が1 年未満のもの」です。
- 研究機関が一括購入した試薬等の各事業への振替について
 - ・ 有機溶剤又は液化窒素ガス等で研究機関が一括購入し、使用量の実績に基づき各研究室又は各業務に振替を行う場合は、一括管理している部署が作成している使用料の実績表、各研究室又は各業務に振り替えた振替伝票を証書綴りに綴ってください。
 - ・ 各研究室又は各業務に金額を振り替える際に使用する単価の根拠（業者と単価契約をしている場合は、単価契約書又は当該物品の購入時のエビデンス等）を明確にしてください。
- 文房具類、照明器具用の一般用事務用品は、計上できません。ただし、研究用設備・備品等に用いられる文房具類等（例：データ等を印刷するプリンターのトナー等、データ等のファイリング用品）は物品費として計上ができます。
- 被験者への謝品を購入する場合は、「受領簿」を整備してください。なお、受領簿には、受領日、氏名、住所、受領印（サインも可）を記載してください。

【消耗品の合算購入の取扱い】【大学等・企業等共通】

- 一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の事業の経費で行う合算購入として認められる事例は、以下のとおりです。
 - ・ 消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合。

③書籍購入費

- 購入する書籍等の「題名」を明確にしてください。委託事業に直接必要と認められない書籍（例：入門書、概要説明書）は、計上が認められません。
- 年間購読の場合で当該年度に計上できる経費は、契約締結日から当該年度の 3 月 31 日までの分です。年度を跨いだ経費につきましては、翌年度に計上してください。当該年度に計上できるのは、経過月（検収が終了した月）分だけです。

④留意事項

- 特に高額な調達を行う場合は、参考見積を入手する等して市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意してください。
- 国立大学法人、独立行政法人等の政府関係機関は国際競争入札の対象となりますので高額な物品等の調達は納期等に十分留意の上、行ってください。

⑤年度を跨ぐ物品調達契約の締結について【大学等・企業等共通】

研究機関等とAMED との委託研究開発契約における委託期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの最大 1 年間で原則であり、当該研究開発のための物品等の提供についても発注・契約から納品・検収・支払いまで、同一年度内（支払については4月末日まで）に行われることが原則となります。

ただし、発注・契約から納品・検収・支払いまでに相当の期間を要する研究機器の購入については、適正な研究開発計画による研究開発の遂行の観点から、研究機関と業者等の間で、研究開発の準備のため、前年度に契約したもので、物品等の提供が当年度になされた結果、当年度の研究開発に利用し、当年度に支出が発生するものについては、当年度の予算及び委託研究開発契約に盛り込んでいる範囲で、当年度の費用として計上することができます。

具体的な事例については、以下のとおりです。

なお、研究開発計画上、物品等の提供の仕様や内容が適切であるなど、その必要性をAMED が認める場合に限られます。

(i) 年度跨ぎの契約として認められるもの

- 発注・契約から納品・検収までが、研究開発期間内において年度を跨ぐ研究機器の購入など物品の調達。(例：国際入札による購入品、受注生産品、海外からの輸入品等)

(ii) 年度跨ぎとして認められないもの

- 発注・契約から納品・検収及び支払までが三ヶ年度以上となるもの。
- 発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払だけが年度を跨ぐもの。
- 事業の研究開発期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの。
- 事業の研究開発期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの。

(2) <旅 費>

①旅費の算定基準

旅費の計上については、各研究機関の旅費規程等に準拠します（検査時に規程等を確認することがあります）。

②旅費支出の対象となる者

- (i) 「研究開発参加者リスト」【計画様式1 付属資料 1】に記載のある者
- (ii) 外部専門家等の招聘対象者

③旅費支出の対象となる事由

- (i) 研究開発成果の発表
- (ii) AMED が主催するミーティング、シンポジウム
- (iii) 研究グループ内のミーティング
- (iv) 外部専門家等の招聘
- (v) フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）

観測、サンプルの採取等のフィールドワークを行う際に公共交通機関が利用できない場合は、タクシー・レンタカー・社有車・自家用車の使用を認めることがあります。

(vi) その他委託研究開発遂行上、必要な事由が発生した場合

- 研究開発のための必要な情報収集及び調査旅費の計上については、当該研究開発課題の遂行上、必要不可欠な情報収集であり、当該研究開発課題の内容や方向性に大きく影響を及ぼす可能性がある場合に限定されます。
- 研究開発成果の発表で旅費を計上する場合、原則として、筆頭演者 1 名分が対象となります。ただし、その演題についての質疑に対応するために共同演者の同行が必要な場合は、同行者として旅費計上の対象とすることが可能ですが、同行者については、必要最小限の人数としてください。
- 旅費を計上する場合は、情報収集及び調査又は同行が必要な理由を明確に記載した「出張報告書」が必要となります（様式任意）。

④旅費計上の対象区間

旅費は、委託業務の用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。直接経費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。

⑤旅費の合算使用について

一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の事業の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下のとおりです。

- ・ 本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合。ただし、出張先の目的が複数の案件の場合は、④を参考に出張旅費を合理的な根拠(目的の案件数、案件毎の出張日数など)により按分してください。

⑥年度を跨ぐ出張

年度を跨いで出張した場合旅費の計上については、出張期間の年度区分にしたがって処理してください。

- ・ 事例：出張期間：平成30 年3 月25 日～平成30 年4 月10 日
平成29 年度計上分：平成30 年3 月25 日～平成30 年3 月31 日の宿泊費まで
平成30 年度計上分：平成30 年4 月1 日～平成30 年4 月10 日まで

⑦旅費における証拠書類等

(i) 証拠書類

出張命令（依頼）書、外勤命令（依頼）書、旅費計算の明細書・精算書、搭乗券の半券、航空券購入時の領収書、タクシー・レンタカーの領収書（諸経費を含む）、出張報告書（様式任意）。

(ii) 渡航雑費

渡航雑費で認められるものは、以下のとおりです。

傷害保険料、パスポート交付手数料（費用負担は、5 年用を上限とします。）、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港施設使用料等。

(iii) 海外経費の円換算

海外で使用した経費の円換算は、研究機関の規程等によるレートを使用してください。その際、レート換算の証拠書類を添付してください。なお、外貨を円換算する際に発生した円未満の端数は、切り捨てとなります。

(iv) クレジットカードでの支払い

委託先の規程等により法人クレジットカード等の使用が認められている場合は、クレジット会社の請求額を計上してください。その際の証拠書類は、通常の旅費の証拠書類に加え、領収証、相手から領収証が発行されない場合は、クレジット会社の明細書を添付してください。クレジットカード払いを収支簿へ計上する場合は、3 月末までに検収をし、4 月末までに引落しが完了したものに限りします。

(v) キャンセル料

やむを得ない理由によりキャンセルした場合のみ、キャンセル料の計上を認める場合があります。その際、キャンセルが発生した理由等を明確にしておいてください。

⑧留意事項

- 旅費支出にあたっては、研究開発遂行上必要かつ合理的な人数、期間となるよう適切に判断してください。
- 移動の手段は、原則、公共交通機関を利用してください。
- 航空運賃は、原則、割引航空運賃を利用してください。
- グリーン車（A寝台）、航空運賃のファーストクラス、ビジネスクラス等の特別車両の利用の可否は、研究機関の規程等に従います。
- タクシー代については、研究機関の旅費規程等で認められている場合に限り計上することができ、その場合は、検査時に、利用理由を確認することがあります。
- レンタカー利用の可否は、研究機関の旅費規程によります。使用した場合は、理由書を添付してください。
- 社有車・自家用車の利用は、研究機関の旅費規程等で認められており、かつAMED の事業にのみ利用されていることが明らかな場合に限り、その諸経費も含めて計上することができます。ただし、社有車・自家用車の減価償却費の計上は認められません。なお、社有車及び自家用車にて出張した際の事故等については、研究機関において解決するものとします。諸経費とは、駐車場代、高速代、ガソリン代等（社内規程によります。）を言います。
- 博士、修士課程の学生への支出について「研究開発参加者リスト」【計画様式1 付属資料1】に記載のある者であり、当該委託研究開発の成果発表等、旅費対象事由に該当する場合には、研究機関の規程に従って支出することが可能です。なお、教育目的のみでの支出はできませんので、特に学部生等の取扱いについては、その必要性をより慎重に検討し、研究機関で適切に判断してください。
- 学部生の出張は、研究者の方と一緒に国内出張する場合に限り認めます。ただし、事業として研究者と一緒に海外出張が認められている場合は、この限りではありません。

(3) <人件費・謝金>

①人件費【大学等・企業等共通】

(i) 雇用の基準

- 雇用は研究機関が自ラ行い、当該人件費を直接経費に計上してください。
- 雇用契約に関わる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。

(ii) 直接経費での雇用対象

- 研究開発担当者、当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、「研究開発参加者リスト」【計画様式1 付属資料1】に記載のある者（公募要領等に特段の定めがある場合を除く）。
- 研究補助員等には、研究室に勤務して当該研究遂行に必要不可欠な集計、資料整理及び当該研究に係る経理事務等を行う者を含むものとする。（研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合及び人材派遣会社からの派遣事務員に限る。）
- なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費により支出することができません。

※ただし、平成26年度以前からの研究を継続している事業につきましては、採択時の定めるものとします。

(iii) 専従者・兼業者について

雇用される研究員等については、専従者・兼業者に分類され、必要となる証拠書類や様式等がそれぞれ異なりますのでご注意ください。詳細は「②人件費【大学等】(P.30)」および「③人件費【企業等】(P.32)」を参照してください。

(a) 専従者の定義

- 当該年度において、当該事業にのみ従事する研究員を「専従者」として定義し、継続して6ヶ月以上勤務できる者としてします。6ヶ月の算定にあたっては、前年度の勤務実態が専従であればその期間を考慮します。なお、途中で他の業務に従事する場合や連続して2週間以上の休暇（土日祭日を含む。）を取得する場合は専従者としてみなされません。
- 専従者がやむを得ない事情で一時的に当該業務に従事できなかった場合は、当該月の人件費についてのみ就業日数における「日割」での減額計算を行います。
 - ・「ケガ・病気で入院」等の事由により、連続して2週間以上の休暇を取得する場合（土日祭日を含む。）
 - ・当該業務に関係のない業務に従事した場合（例：研究室又は居室の引越、レイアウトの変更等）
 - ・欠勤等により給与支給額の減額がある場合も、当該月の就業日数における日割りでの減額を行います

(b) 兼業者の定義

当該事業に従事しながら、他の業務にも従事する研究員を「兼業者」と定義します。

(iv) 人件費の算出方法

人件費の算出については、専従者・兼業者いずれにおいても、以下の2つの算出方法より、どちらかを選択してください。ただし、1度選択した算出方法は、年度中に変更することはできません。

(a) 実績単価計算

研究機関が研究者に支払った給与及び法定福利費を計上します。検査の時に、給与台帳又は給与明細等で確認する場合があります。

(b) 健保等級単価計算

健康保険の等級を基に、定められた月額単価、時間単価を適用する方法です。研究機関で単価を算出する必要はありません。健保等級単価計算については、「④人件費に係る健保等級単価について（P.33）」を参照してください。

(v) 証拠書類について

人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、被保険者標準報酬決定（改定）通知書、給与規程及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究機関において整備・保管してください。人材派遣会社から派遣される研究員費の計上について、タイムシートのほかに、作業日誌を作成してください。書面検査又は実地検査においてこれらの提出・提示を求める場合があります。また、人件費の計上方法により必要となる様式があります。詳細は「②人件費【大学等】（P.30）」および「③人件費【企業等】（P.32）」を参照してください。

(vi) その他の留意事項

- 研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- 人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。
- 委託期間外に支給された給与、賞与は計上できません。
- 賞与の計算期間については、新規採択されたときは採択後から、2年目以降については、機関の規定にしたがって算出してください。
- 人件費等に係る消費税相当額については、「IV. 5.（2）不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについて（P.50）」を参照してください。

②人件費【大学等】

(i) 人件費の計上について

実績単価計算を用いる場合は、専従者・兼業者いずれにおいても当該委託研究開発従事分の人件費を計上してください。兼業者においては、作業日誌等により作業日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）。健保等級単価計算については、「④人件費に係る健保等級単価について（P.33）」を参照してください。

(ii) 裁量労働制適用者について

裁量労働制を適用している場合には、以下の手続きによりエフォート率による按分計上が可能です。（本項において用いられる“エフォート率”とは、雇用契約で定める全従事業務に占める当該事業での従事割合を意味します。）

(a) 業務開始時

- 業務管理者は、裁量労働制を適用した当該研究員の業務内容及びエフォート率の設定を行い「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式B-1】を作成し、当該業務開始時に研究機関等の人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該申告書を適切に保管してください。

なお、申告したエフォート率の変更が必要となった場合には、「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式B-1】を再度作成してください。

- 業務管理者は原則として研究開発担当者とし、業務実施状況を把握の上、適切に管理してください。

(b) 業務完了時

業務管理者は当該研究員の業務実施状況を把握し、「裁量労働者エフォート率報告書」【経理様式B-2】の作成を行い、当該年度終了時に人事責任者等へ提出してください。人事責任者等は当該報告書に基づき、人件費計上額が適正であることを確認してください。

(c) 留意事項

- 研究機関は、業務成果の目標及び業務の方法に配慮しつつ、研究機関の規程に基づき、エフォート率の設定を適切に行ってください。
- 研究機関の人事責任者等は当該研究員に対し従事内容及びエフォート率を確実に通知してください。
- 研究機関は、エフォート率の実態が報告等と乖離が生じないよう適切に管理を行ってください。不適切な経理処理が判明した場合には、当該研究員に支払われた人件費の全部又は一部を返金して頂きます。
- 「裁量労働者エフォート率申告書」【経理様式B-1】及び「裁量労働者エフォート率報告書」【経理様式B-2】と同等の様式の備えがある場合には、研究機関の様式で代替することが可能です。

(iii) 雇用に関する留意事項

- 雇用契約書・作業日誌等の雇用関係書類を整備し、当該委託研究開発にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。
- 委託研究開発開始前の人件費は計上できません。
- 研究遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮してください。
- 学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

(iv) RA (Research Assistant) の推奨

AMED では、第4 期科学技術基本計画における推進方策(※)を踏まえ、博士課程（後期）在学者がRA として雇用される際の給与水準は、経済的負担を懸念することのないよう、生活費相当程度とすることを推奨します。

※「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって「博士課程（後期）在学者の2 割程度が生活費相当額程度を受給することを目指す。」という第3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」

【RA の雇用に関する留意点】

- 博士課程（後期）在学者を対象として、給与水準を年間ベースで200 万円程度、月額では17 万円程度とすることを推奨します。
- 具体的な支給額、支給期間等については研究機関にて判断してください。なお、上記水準以下での支給を制限するものではありません。
- 他制度より奨学金やRA としての給与の支給を受けている場合であっても、他制度及び所属機関において支障がなく、AMED における研究目的との重複がない場合には、複数資金を受給することも可能です。

(v) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの推奨

- AMED では「文部科学省の公的研究開発費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」（平成23 年12 月20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）の趣旨を踏まえ、研究開発担当者が、研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組むことを推奨します。
- 例えば、委託研究開発費で雇用された専従研究員は、研究推進に支障のない範囲で、キャリアアップを目的とした企業と共同の講義やセミナー、短期インターンシップ、交流会等（以下「セミナー等」という。）に参加することができます。この場合、セミナー等に参加した時間の人件費を控除する必要はありませんが、当該セミナー等に係る参加費や旅費は直接経費での計上認められませんので留意してください。

③人件費【企業等】

(i) 専従者の取扱いについて

専従者の人件費は、企業等が支払った実績単価計算又は健保等級単価計算により計上を行っていただきます。計上にあたっては証拠書類の整備のほか別表の資料を作成し、「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式 A - 2】に添付してAMED へ提出してください。

(ii) 兼業者の取扱いについて

兼業者の人件費は、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。計上にあたっては証拠書類の整備のほか別表の資料を作成し、「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式 A - 2】に添付してAMED へ提出してください。

(別表) 雇用形態別必要書類について

<実績単価計算>

雇用形態		作業月報 【経理様式 C-1】	作業日誌 【経理様式 C-2】	人件費精算書 【経理様式 C-3】	従事証明書(※) 【経理様式 C-4】
専従者	月給制・年俸制	○	—	○	○
	時給制・日給制	—	○	○	○
兼業者		—	○	○	○

※当該研究開発に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）が提出できる場合は、従事証明書の作成を省略することができます。

<健保等級単価計算>

雇用形態	作業月報 【経理様式 C-1】	作業日誌 【経理様式 C-2】	人件費積算書 【経理様式 C-5】 健保等級証明書 【経理様式 C-6】	専従証明書(※) 【経理様式 C-7】
時間単価	—	○	○	—
専従者	○	—	○	○

※当該研究開発に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）が提出できる場合は、専従証明書の作成を省略することができます。

④人件費に係る健保等級単価について

(i) 人件費単価の基本的な考え方

健保等級適用者は、健保等級^{※1}により研究員の区分に基づき、以下の2種類の人件費単価一覧表から人件費単価を決定してください。健保等級適用者については、その算定基礎に法定福利費^{※2}相当額を加算しています。

- ※1 健康保険では、被保険者が事業主から受け取る毎月の給料等の報酬の月額を一定の幅で区分した「標準報酬月額」を設定し、保険料の額や保険給付の額を計算しますが、この標準報酬月額の区分を「健保等級（健康保険等級）」と言います。（区分は1等級から50等級まであります。）
- ※2 法定福利費とは、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料、介護保険、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償などのうち事業主が支払う福利厚生費を言います。

研究員の区分	人件費単価一覧表 (健康保険等級適用者の場合)	AMED への 請求単価
(1) 時間単価適用者	人件費単価一覧表 (時間単価用) P.38	時間単価
(2) 専従者	人件費単価一覧表 (専従者用) P.39	月額

(ii) 人件費単価一覧用（時間単価用）

「人件費単価YES・NOチャート（時間単価用）」（P.35）、「人件費単価一覧表（時間単価用）」の見方（P.37）を参考にしてください。

<直接雇用者>

人件費単価一覧表（時間単価用）の単価は、時間単価適用者の人件費を算出する際に用います。人件費単価（円/時間）の適用方法は下表のとおりです。なお、人件費単価一覧表（時間単価用）に掲げられている単価を用いる場合は、時間内、時間外、休日の区分に関わらず、常に同一の単価を適用します。

雇用関係	給与の定め方	人件費単価(時間単価)
健保等級 適用者	年俸制 月給制 日給制 時給制	賞与回数に応じた人件費単価一覧表のA区分/B区分を選択し、「健保等級」に対応する人件費単価を適用します。 ※ 国家公務員共済組合制度の適用対象となり、AMEDが使用する健保等級と4等級の格差がある事業者は、4等級加算した等級を適用します。

<出向者>

- ・出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合
出向契約書から求められる人件費額からそれぞれ年俸、月給、日給、時給の相当額を契約額と読み替えます。

- ・出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可能な場合
出向元規定あるいは出向先規定に則ります。「人件費単価 Y E S・N Oチャート（時間単価用）」を参照ください。

<派遣>

直接雇用者の健保等級適用者以外の算出方法を適用します。ただし、年俸、月給、日給、時給の記載はそれぞれの単位の契約額と読み替えます。

(iii) 人件費単価一覧表（専従者用）

「人件費単価 Y E S・N Oチャート（専従月額単価用）」(P.36) を参考にしてください。

<直接雇用者>

人件費単価一覧表（専従者用）の単価は、「委託期間中に継続して半年以上当該 AMED 事業のみに専従する研究員」の人件費を算出するために用います。（P.39）

健保等級適用者は、一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。

健保等級非適用者は、実績単価にて算出してください。

健保等級を保有しない時給制・日給制の健保等級非適用者は専従者として登録できません。

<出向者>

- ・出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合

出向契約額から月額を算出してください。

- ・出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可能な場合

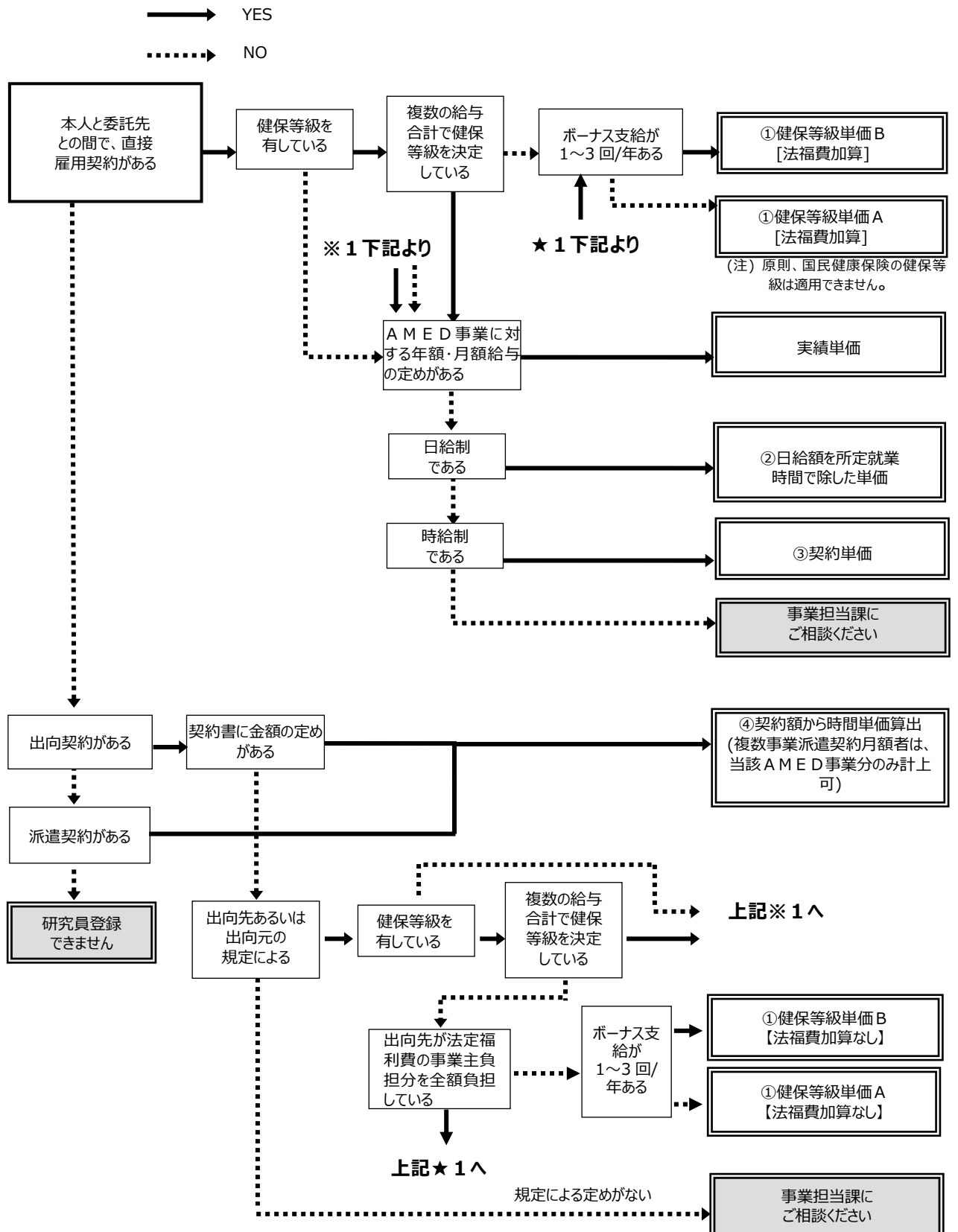
出向元規定あるいは出向先規定に則ります。「人件費単価 Y E S・N Oチャート（専従月額単価用）」を参照ください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。

<派遣>

派遣契約額から月額を算出してください。

雇用形態が時給制・日給制の場合、専従者として研究員登録はできません

人件費単価 YES・NO チャート（時間単価用）



「人件費単価一覧表（時間単価用）」の見方

① 健保等級単価 A / B

登録研究員の賞与回数に応じて、「健保等級」の左右の「人件費単価」を参照してください。原則として、健保等級適用者は法定福利費を加算した人件費単価を適用します。ただし、給与の額の定めがない出向契約者を健保等級適用者として扱う場合は、出向先が法定福利費の事業主負担分を全額負担していることが出向契約書等において確認できる場合を除いては、法定福利費を加算しない人件費単価を適用します。

平成29年度 人件費単価一覧表(時間単価用)

平成29年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A.賞与なし、年4回以上		賞与回数	B.賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない...	法定福利費の 加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価 /1H(円)	人件費単価 /1H(円)	健保等級	人件費単価 /1H(円)	人件費単価 /1H(円)
420	340	1	540	450
480	400	2	630	530
550	460	3	710	610
610	520	4	800	680
670	580	5	890	760
720	620	6	940	810
760	650	7	990	860
810	700	8	1,070	920
870	750	9	1,140	980

国家公務員共済組合等4等級の格差がある場合は、下記健保等級に4等級加算した等級を適用してください

② 日給額を所定就業時間で除した単価

「日給額」を所定就業時間で除した時間単価を適用してください。

③ 契約単価

雇用契約、出向契約、派遣契約で定められている契約額を時間単価として適用してください。

説明で示している各番号は P.35 人件費単価 YES・NO チャート(時間単価用)記載番号に対応

- ① 健保等級単価 A / B
- ② 日給額を所定就業時間で除した単価
- ③ 契約単価

人件費単価一覧表(時間単価用)

平成29年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1回～3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算しない
人件費単価／1H	人件費単価／1H	健保等級	人件費単価／1H	人件費単価／1H
420	340	1	540	450
480	400	2	630	530
550	460	3	710	610
610	520	4	800	680
670	580	5	890	760
720	620	6	940	810
760	650	7	990	860
810	700	8	1,070	920
870	750	9	1,140	980
920	800	10	1,210	1,050
980	840	11	1,290	1,110
1,040	890	12	1,360	1,170
1,100	950	13	1,450	1,250
1,170	1,010	14	1,540	1,330
1,240	1,070	15	1,630	1,410
1,310	1,130	16	1,720	1,480
1,380	1,190	17	1,810	1,560
1,520	1,310	18	1,990	1,720
1,660	1,430	19	2,180	1,880
1,800	1,550	20	2,360	2,030
1,940	1,670	21	2,540	2,190
2,080	1,790	22	2,720	2,350
2,210	1,910	23	2,900	2,500
2,350	2,030	24	3,080	2,660
2,490	2,150	25	3,270	2,820
2,630	2,270	26	3,450	2,970
2,840	2,450	27	3,720	3,210
3,050	2,630	28	3,990	3,440
3,250	2,810	29	4,250	3,680
3,460	2,990	30	4,520	3,910
3,670	3,170	31	4,790	4,150
3,880	3,350	32	5,060	4,390
4,090	3,530	33	5,320	4,620
4,300	3,710	34	5,590	4,860
4,490	3,880	35	5,840	5,090
4,680	4,060	36	6,090	5,330
4,870	4,240	37	6,350	5,560
5,130	4,480	38	6,680	5,870
5,380	4,720	39	7,020	6,190
5,640	4,960	40	7,350	6,500
5,960	5,260	41	7,770	6,890
6,280	5,560	42	8,190	7,290
6,600	5,860	43	8,610	7,680
6,920	6,160	44	9,030	8,070
7,300	6,520	45	9,530	8,540
7,680	6,880	46	10,030	9,010
8,070	7,240	47	10,530	9,480
8,450	7,600	48	11,040	9,950
8,830	7,950	49	11,540	10,420
9,220	8,310	50	12,040	10,890

(※.) 国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

【平成 29 年 3 月改訂】

人件費単価一覧表(専従者用)

平成29年度適用(単位:円)

健保等級適用者				
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数	B. 賞与1～3回	
法福費加算	← 加算しない ← 法定福利費加算の有無 → 法福費加算 → 加算しない		法福費加算	加算しない
人件費単価 ／月額	人件費単価 ／月額	健保等級	人件費単価 ／月額	人件費単価 ／月額
70,840	58,000	1	91,680	75,980
81,530	68,000	2	105,960	89,080
92,210	78,000	3	120,230	102,180
102,890	88,000	4	134,510	115,280
113,580	98,000	5	148,790	128,380
120,530	104,000	6	157,900	136,240
127,490	110,000	7	167,010	144,100
136,760	118,000	8	179,150	154,580
146,030	126,000	9	191,300	165,060
155,300	134,000	10	203,450	175,540
164,570	142,000	11	215,590	186,020
173,850	150,000	12	227,740	196,500
185,440	160,000	13	242,920	209,600
197,030	170,000	14	258,100	222,700
208,620	180,000	15	273,290	235,800
220,210	190,000	16	288,470	248,900
231,800	200,000	17	303,650	262,000
254,980	220,000	18	334,020	288,200
278,160	240,000	19	364,380	314,400
301,340	260,000	20	394,750	340,600
324,520	280,000	21	425,120	366,800
347,700	300,000	22	455,480	393,000
370,880	320,000	23	485,850	419,200
394,060	340,000	24	516,210	445,400
417,240	360,000	25	546,580	471,600
440,420	380,000	26	576,950	497,800
475,190	410,000	27	622,300	537,100
509,960	440,000	28	667,010	576,400
544,730	470,000	29	711,720	615,700
579,500	500,000	30	756,420	655,000
614,270	530,000	31	801,130	694,300
649,040	560,000	32	845,830	733,600
683,810	590,000	33	890,540	772,900
718,580	620,000	34	935,240	812,200
750,630	650,000	35	977,230	851,500
782,680	680,000	36	1,019,220	890,800
814,730	710,000	37	1,061,200	930,100
857,460	750,000	38	1,117,190	982,500
900,200	790,000	39	1,173,170	1,034,900
942,930	830,000	40	1,229,150	1,087,300
996,350	880,000	41	1,299,130	1,152,800
1,049,770	930,000	42	1,369,100	1,218,300
1,103,180	980,000	43	1,439,080	1,283,800
1,156,600	1,030,000	44	1,509,060	1,349,300
1,220,700	1,090,000	45	1,593,030	1,427,900
1,284,810	1,150,000	46	1,677,010	1,506,500
1,348,910	1,210,000	47	1,760,980	1,585,100
1,413,010	1,270,000	48	1,844,950	1,663,700
1,477,110	1,330,000	49	1,928,930	1,742,300
1,541,210	1,390,000	50	2,012,900	1,820,900

(※) 国家公務員共済組合等は上記の健保等級に4等級加算した等級を適用します。

(iv) 人件費単価の算出方法

人件費単価は、以下の条件により「健保等級適用者」と「健保等級適用者以外（健保等級非適用者）」に区分されます。また出向者についても契約内容により「健保等級適用者」あるいは「健保等級適用者以外（健保等級非適用者）」として区別いたします。

(a) 健保等級適用者の該当要件

健保等級を適用する者は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- | |
|--|
| ① 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託業務に従事する者 |
| ② 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者 |

また、国民健康保険加入者は、原則、健保等級適用者となりませんが、以下の場合は例外として、健保等級適用者として扱います。

- | |
|--|
| ③ 当該国民健康保険の標準報酬月額の区分や等級が、健康保険と同一である場合には、健保等級適用者とみなします。ただし、その場合、法定福利費の加算は行いません。 |
|--|

→算出方法は「(v) 健保等級適用者の単価算出方法 (P.41)」を参照

(b) 健保等級非適用者の該当要件

前記 (a) 健保等級適用者の該当要件を満たしていない者が該当します。

国民健康保険等加入者のうち前述 (a) ③に該当しない方も健保等級非適用者に該当します。

(c) 出向者の場合

出向契約書等に基づき、「出向者」として当該委託業務に従事する場合、以下の条件により、「健保等級適用者」と「健保等級非適用者」に区分されます。

- | |
|--|
| ① 出向契約書に出向者の人件費額が明示されていない、並びに算出不可能な場合
「給与・賞与は、出向元の給与規程により出向元又は出向先が出向者に支給する」などのとき、健保等級適用者の条件②を満たせば、健保等級適用者として取扱います。
→算出方法は「(v) 健保等級適用者の単価算出方法 (P.41)」を参照
健保等級適用者の条件②を満たさない場合は、健保等級非適用者として取り扱います。 |
| ② 出向契約書に出向者の人件費額(出向者の給与額相当)が明示されている場合、あるいは出向契約書の記載から前述の人件費額が算出可能な場合
委託事業者が負担する人件費の 1 カ月あたりの金額を月給額（契約額）とみなし、人件費単価を決定することになります。
時間単価：月給額÷従事時間 月額単価：月給額 |

上記①・②いずれの場合も、原則として法定福利費は加算しない人件費単価を適用します。

ただし、出向契約書等において出向者に係る法定福利費の事業主負担分について、出向先が全額負担している場合で、出向契約書等においてそれが明確に確認できる場合については、法定福利費を加算した人件費単価を使用することができることとします。

(v) 健保等級適用者の単価の算出方法

(a) 健保等級単価（人件費単価）の算定方法

給与規程等により規定されている時間内単価、時間外単価、休日単価等の区別に関わらず、「人件費単価一覧表」の人件費単価を下記の通り適用します。

- | |
|---|
| ① 毎年 4 月 1 日時点で適用された健保等級に基づき算定される人件費単価。
ただし、年度途中で健保等級が 2 等級以上変更になる場合、新しい健保等級を改定月より適用します。年度の途中で事業が開始する場合も事業開始年度の 4 月 1 日時点の健保等級を基準とします。 |
| ② 年度の途中で研究員の追加登録を行う場合の単価も上記に準じます。
新たな雇用契約等の締結（新規の出向契約締結を含みます）や、雇用形態の変更（正社員から嘱託へ変更等）を伴う場合は、新雇用契約開始時に適用される健保等級に基づき算定される人件費単価を適用します。 |

(b) 人件費単価の適用期間

人件費単価の適用期間は、以下の通りとします。

- | |
|---|
| ① 年度途中で健保等級が 2 等級以上変更となった場合には、新しい健保等級を改定月より適用します。 |
|---|

(c) 健保等級単価（人件費単価）の賞与回数の区分

健保等級適用者に適用する人件費単価は、年間の賞与回数に応じて次の通り、該当する単価表の区分を用い、人件費単価一覧表において法定福利費を加算した人件費単価を適用します。

- | |
|---|
| ① 賞与が通常支給されない者、又は通常年 4 回以上支給される者
人件費単価一覧表の A 区分を適用します。 |
| ② 賞与が年 1 ～ 3 回まで支給されている者
人件費単価一覧表の B 区分を適用します。 |

(d) 健保等級の証明

健保等級については、「健保等級証明書」【経理様式 C - 6】により、給与担当課長等の証明を要します。なお、「(c) 出向者の場合①（P.40）」に該当する場合は、健保等級証明者は出向元の給与担当課長等となります。

いずれの場合も、証明いただく健保等級は、人件費単価算定月の実績とします。

(e) 健保等級の確認方法

健康保険等級を保有する研究員の人件費単価は以下の手順で確認することができます。

1. 4/1 現在の標準報酬月額を確認する
2. 都道府県別の健保等級を確認する
3. 健保等級から AMED 人件費単価（健保等級単価）を決定する
4. 健保等級証明書の作成

健康保険 厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書															
事業所 所在地 事業所名称 事業主名		健康保険被保険者証の番号			被保険者の氏名			生年月日			従前の標準報酬月額		備考		
標準報酬月額の算定基礎日数		通賃によるもの額			現物によるもの額			合計			平均額		修正平均額		
健康 一部		562,000			0			562,000			1,686,000		2015.7		
健康 一部		562,000			0			562,000			562,000				
健康 一部		562,000			0			562,000			562,000		5.6.0		
厚生 次郎		682,000			4,200			686,200			2,061,600		2015.7		
厚生 次郎		685,000			4,200			689,200			687,200				
厚生 次郎		682,000			4,200			686,200			686,200		6.8.0		

平成〇〇年〇月〇日 日本年金機構理事長

確認
2014.〇.〇
〇〇事業所

(参考) 被保険者標準報酬改定通知書

様式は、「標準報酬決定通知書」とほぼ同じですが、上記の 5.6.0 欄が「健保の決定」→「健保の改定」となっています。

(確認の際の注意点)

1. 4/1 現在の健保等級単価は、前年度 7～9 月頃の定時決定時の「標準報酬決定通知書」又は、定時決定後において 2 等級変更となった際に手続をした随時改定時の「標準報酬改定通知書」を用意します。この「標準報酬決定通知書」又は「標準報酬改定通知書」の「決定後の標準報酬月額」を確認します。(例：健康一郎の標準報酬月額が 560 千円)

2. 都道府県別健保等級表の標準報酬月額から健保等級を確認します。

※地域別になっていますが、標準報酬と報酬月額
はどの地域でも同じです。

(例：健康一郎氏の健保等級は 32 等級)

健康保険等級は全国健康保険協会の HP から確認することが出来ます。

等級	標準報酬		報酬月額		全額 介護保険第1に該当し 9.1
	月額	日額	円以上	円未満	
1	58,000	1,930	~	63,000	5,782.6
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,779.6
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,776.6
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,773.6
5(1)	98,000	3,270	93,000	101,000	9,770.6
6(2)	104,000	3,470	101,000	110,000	10,368.8
7(23)	410,000	13,670	388,000	425,000	41,437.0
28(24)	440,000	14,670	425,000	455,000	43,868.0
29(25)	470,000	15,670	455,000	485,000	46,859.0
30(26)	500,000	16,670	485,000	515,000	49,850.0
31(27)	530,000	17,670	515,000	545,000	52,841.0
32(28)	560,000	18,670	545,000	575,000	55,832.0
33(29)	590,000	19,670	575,000	605,000	58,823.0
34(30)	620,000	20,670	605,000	635,000	61,814.0
35	650,000	21,670	635,000	665,000	64,805.0
36	680,000	22,670	665,000	695,000	67,796.0
37	710,000	23,670	695,000	730,000	70,787.0

3. 健保等級から AMED 人件費単価 (健保等級単価) を決定。

AMED 人件費単価一覧表から人件費単価 (健保等級単価) を求めます。

(例：健康一郎氏の健保等級は 32 等級ですので、
賞与回数が 3 回である場合は 5,060 円/時間となります。)

※標準報酬改定通知書の標準報酬月額をそのまま

AMED 人件費単価一覧表に当てはめることはできません。

必ず 2. の都道府県別の健保等級表から健保等級
を確認してから AMED 人件費単価一覧表を確認してください。

健保等級通用者					
A. 賞与なし、年4回以上		賞与回数		B. 賞与1回~3回	
法福費加算	加算しない	法定福利費加算の有無	法福費加算	加算	
労務費単価	労務費単価	健保等級	労務費単価	労務費	
1H	1H		1H	1H	
2,490	2,150	26	3,270	2.6	2.9
2,630	2,270	26	3,450	2.9	3.2
2,840	2,450	27	3,720	3.2	3.4
3,050	2,630	28	3,990	3.4	3.6
3,250	2,810	29	4,250	3.6	3.8
3,460	2,990	30	4,520	3.8	4.1
3,670	3,170	31	4,790	4.1	4.3
3,880	3,350	32	5,060	4.3	4.6
4,090	3,530	33	5,320	4.6	4.8
4,300	3,710	34	5,590	4.8	5.0
4,490	3,880	35	5,840	5.0	5.3
4,680	4,060	36	6,090	5.3	5.5
4,870	4,240	37	6,350	5.5	5.8
5,130	4,480	38	6,680	5.8	6.1
5,380	4,720	39	7,020	6.1	6.5
5,640	4,960	40	7,350	6.5	6.8
5,960	5,260	41	7,770	6.8	7.2
6,280	5,560	42	8,190	7.2	7.6

4. 人件費単価の証明

健保等級又は給与については、「健保等級証明書」、
又は「給与証明書」により、給与担当課長等の
証明が必要です。

(注意点)

・AMED の検査に必要な書類は、「健保等級証明書」
又は「給与証明書」としてありますが、
必要に応じて「被保険者標準報酬決定 (又は改定) 通知書」
の提示を求めることもありますのでご準備をお願いします。

契約管理番号: ○○○○○○-○

健保等級証明書

委託期間: 平成○○年4月1日～平成○○年2月28日

平成○○年度	健保等級・賞与回数				
研究員・補助員 氏名	4月1日 (単位: 歳)	中途採用等 (単位: 歳)	年度途中で (単位: 歳)	賞与回数 (単位: 回)	備 考
○○ ○○	24			2	
○○ ○○	25		27	2	7月付 随時改定
○○ ○○	26		28	2	11月付 随時改定
○○ ○○	9			0	補助員
○○ ○○	20			2	8月1日付 随時改定
○○ ○○		20		2	9月1日付 賞与更新

平成○○年○月○日
委託業務に係る研究員・補助員の健保等級について、上記のとおり証明します。
名 称 株式会社○○○
所 属 ○○部○課長
証明者氏名 ○○ ○○ 印

(注1) 健保等級単価を適用する研究員並びに法定福利費を加算する補助員については年度の7月1日、
新年度研究員の場合は契約開始時の健保等級を必ず記載してください。
(注2) 健保等級ごとの賞与以上の実数があれば、必ず記載してください。

5. AMED 事業開始時に適用する健保等級

登録研究員が、事業期間の当該年度の 4 月以前から採用されていれば 4 月時点の健保等級を、4 月以降採用の場合は採用された月時点の健保等級を、登録する月より適用します
 ただし研究員登録する際、4 月（4 月以降採用の場合は、採用された月）から登録される月までに健保等級の改定があり、4 月時点（4 月以降採用の場合は、採用された月時点）の健保等級と登録月の健保等級を比較して、2 等級以上の変更がある場合は、新しい健保等級を登録する月から適用します。

(例 1)

<前年度～> <当年度～>

▼8/15 32 等級(適用月:9 月)

▼8/15 33 等級(適用月:9 月)

8 月	9 月	...	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

9/1 AMED事業開始

誤 33 等級
正 32 等級(4/1 現在は 32 等級)



(例 2)

<前年度～> <当年度～>

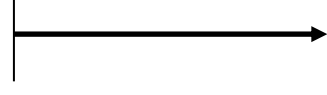
▼8/15 32 等級(適用月:9 月)

▼8/15 34 等級(適用月:9 月)

8 月	9 月	...	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

9/1 AMED事業開始

誤 32 等級
正 34 等級(9/1～、2 等級以上の変更のため)



(例 3)

<前年度～> <当年度～>

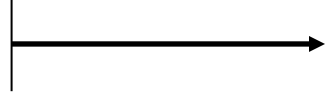
▼8/15 32 等級(適用月:9 月)

▼8/15 34 等級(適用月:9 月)

8 月	9 月	...	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------

7/1 AMED事業開始

誤 34 等級
正 32 等級(7/1-8/31)、34 等級(9/1～)



【平成 29 年 3 月改訂】

⑤謝金【大学等・企業等共通】

- 講演等を依頼した講師や委員会の委員、及び被験者（アンケート等の謝金）、通訳・翻訳者への謝礼、単純労務謝金を「謝金」と定義します。謝金に関する注意事項は以下のとおりです。
 - ・ 当該委託研究開発の実施に伴い直接必要である場合に限り支出可能です。
 - ・ 研究機関の規程に基づき支出してください。規程がない場合は、研究機関内決裁を受けた書類のコピーを添付してください。
 - ・ 同一採択課題内の研究開発参加者リストに名前を登録している研究者に対して、謝金の支出はできません。

(4) <その他>

①外注費について

分析・解析等の研究開発要素がないもの、データベース等のソフトウェア開発に関する費用が計上できます。

なお、試作品や設備機器の作製を目的とする外注費については、第三者に実施させるために必要な費用等であっても物品費に計上してください。

②研究開発成果発表費用及び学会参加費について

- 学会参加費のようなクレジットカード払いでしか支払いができない場合は、個人のクレジットカードの使用ができるものとします。証拠書類として領収書、相手方から領収証が発行されない場合は、クレジット会社の明細書、学会参加がわかる参加証などを添付してください。
- 研究開発成果発表費用の計上は当該研究に関するものに限りです。
- 論文別刷費用は適正な部数を計上してください。
- 科学雑誌への論文の掲載料、校正料、翻訳料等に要する経費の計上を認めます。
- 学会参加費の計上にあたっては、「IV. 4. (2) <旅費> ③旅費支出の対象となる事由 (P.24)」を確認してください。
- 学会参加費の証拠書類には領収書・学会参加がわかる参加証などを添付してください。

③会議費について

(i) 会議費に含まれるもの

- 会場借料
- 飲食費用（アルコール類除く）※対象となる会議については、下記（ii）を参照してください。
- その他、会議に必要な費用

(ii) 飲食費支出の対象となる会議

- 当該委託研究開発で得られた研究開発成果の発表等、当該委託研究開発に直接的に関係する会議（ワークショップ、シンポジウムを含む）を主催する場合であり、かつ外部の研究者が参加する会合であることを要件とします。
- 食事代を計上できるのは、その会議の内容及びその時間帯において開催する必要性を明確に説明できる場合に限りです。（例：昼食時間（12時から13時）を跨ぐ場合、又は19時以降まで会議を行う場合）
- 研究開発参加者のみによる定例的な研究ミーティングは対象となりません（他の研究機関の者であっても、当該委託研究開発（研究開発課題名）内の研究開発参加者は「外部の研究者」に含まれません。）。

(iii) その他留意事項

- 会議を開催したときは、出席者名簿及び議事概要を作成してください。
- 研究開発成果の発表や当該委託研究開発の推進に係るシンポジウム・ワークショップ・ミーティン

グ等に伴う会議費の支出にあたっては、国費を財源とすることに鑑み、必要最小限、極力簡素なものとするよう留意してください。特に、飲食費の支出にあたっては国民の疑義を招くことのないよう、金額・参加者の妥当性を適切に判断の上、執行してください。

- 他の研究機関や学会等と共同で開催するような会合における会議費については、適切に分担して費用計上することとしてください。
- 学会等参加時に当該研究開発参加者が支払った懇親会費は直接経費の対象となりません。
- 学会参加費に食事代あるいは懇親会費が含まれており、その額が区分されている場合は、当該金額を控除したものを計上してください。金額が明確でない場合は、計上することはできません。ただし、研究機関の旅費規程等により食事代あるいは懇親会費等の減額が規定されている場合は、その規程に従って計上してください。

④リース・レンタルについて

- 設備等については、購入の他、リースやレンタルも可能です。
ただし、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、当該委託研究開発費が過度な負担を負うことは認められません。なお、研究開発担当者が異動する際に研究開発に支障の生じないことが前提となります。
- リース・レンタルの計上費目は、「物品費」ではなく「その他」としてください。

⑤リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス・雑誌年間購読料、保守費等の計上範囲について

上記費用を前納（一括払い）した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。

⑥研究機関所有の設備・装置の使用について

当該委託研究開発に直接使用する研究機関所有の設備・装置について、研究機関の規程等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を直接経費から支出することができます。

⑦施設・設備等の保守

- 取得物品及び提供物品の修理費について、当該委託研究開発に直接必要である施設・設備等の保守料・修理費であれば、既存の施設・設備等であっても、直接経費から支出することができます。なお、当該事業と他の事業が共同で利用する施設・設備等の保守料・修理費については、利用状況等を勘案した合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、支出することが可能です。
- 直接経費による施設・設備等の修理は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限り、使用者の過失が原因である場合には支出できません。

- 機器の修理費及び保守費を計上する場合は、何年度に購入した物品かを明確にしてください。
- 本委託研究以外の資金で購入した研究機関所有の機械・装置を修理又は保守する場合、100%AMED 業務に使用していることが条件となります。ただし、大学等において、共用使用及び他の競争的資金と合算で購入した研究用設備・備品の場合は、100%の適用は除外します。

⑧研究開発実施場所借上経費について

- 当該委託研究開発に直接必要であり、専ら使用する研究開発実施場所については、借上経費の支出が可能です。研究機関は、研究開発実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては利用規則の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。
- 研究開発実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式A-2】に添付して提出してください（様式任意）。

⑨印刷費について

報告書及び資料等の作成費用は印刷費として計上できますが、適正な印刷部数を計上してください。

⑩光熱水料について

- 当該委託研究開発に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、直接経費から支出することができますが、その額は専用のメーターに基づく支出を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、専有面積、使用時間等を勘案した合理的な積算根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、直接経費から支出することが可能です。ただし、研究機関がその合理性を十分に説明し得る方法により行ってください。
- 根拠が明瞭でない一定比率を光熱水費として割り当てることはできません。
- 事務スペース、共用スペースに係る光熱水料は当該研究に直接使用しているとは言えないため、間接経費から支出してください。
- 専用メーター以外の合理的積算根拠により計上している場合は、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

⑪消費税相当額について

不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについては、「IV. 5. (2) (P.50)」を参照してください。

⑫年度を跨ぐ外注契約の締結について【大学等・企業等共通】

研究機関等とAMED との委託研究開発契約における委託期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの最大 1 年間が原則であり、当該研究開発のための役務の提供についても発注・契約から納品・検収・支払いまで、同一年度内（支払については4月末日まで）に行われることが原則となります。

ただし、品質保証の試験・分析等のように結果が出るまでに相当の期間を要する役務等については、適正な研究開発計画による研究開発の遂行の観点から、研究機関と業者等の間で、研究開発の準備のため、前年度に契約したものでも、役務の提供が当年度になされた結果、当年度の研究開発に利用し、当年度に支出が発生するものについては、当年度の予算及び委託研究開発契約に盛り込んでいる範囲で、当年度の費用として計上することができます。

具体的な事例については、以下のとおりです。

なお、研究開発計画上、役務の提供の仕様や内容が適切であるなど、その必要性をAMED が認める場合に限られます。

(i) 年度跨ぎの契約として認められるもの

- ・ 発注・契約から完了・検収までが、研究開発期間内において年度を跨ぐ試験・分析の実施など役務の提供。（例：原液等の長期保存試験、毒性試験）

(ii) 年度跨ぎとして認められないもの

- ・ 発注・契約から納品・検収及び支払までが三ヶ年度以上となるもの。
- ・ 発注・契約、納品・検収が前年度に完了し、支払だけが年度を跨ぐもの。
- ・ リース契約や試験・分析の複数年契約でも、年度毎の費用計上が可能なもの。
- ・ 事業の研究開発期間における初年度において、その契約締結以前に年度を跨ぐ契約を締結したもの。
- ・ 事業の研究開発期間における最終年度において、その翌年度に跨ぐ契約を締結したもの。

5. その他の直接経費に係る留意事項

(1) 当該委託研究開発費執行に係る発注

発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する等、
【別添1】公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に則り、適切に行ってください。

(2) 不課税取引等に係る消費税相当額の取扱いについて

- 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。
- 委託研究開発費を物品調達等の課税取引だけでなく、人件費や海外旅費等の不課税取引等に支出する場合、AMED から受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。
- このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上してください。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。
- 不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。

（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として2%を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に8%を乗じる等）

- 不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については研究機関の取扱いに従ってください。
 - (i) 人件費・単純労務謝金（うち通勤手当を除く）
 - (ii) 外国旅費・外国人等招聘旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
 - (iii) その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合等）
 - (iv) 海外からの購入物品
 - (v) 国内学会参加費のうち課税対象外となるもの

(3) 直接経費の収支管理

- 直接経費の収支を明らかにするために「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式A-2】を作成し、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎に収支管理を行って頂く必要があります。収支簿作成にあたっては、「IV. 9. 証拠書類の管理について（P.59）」を参照してください。
- 研究機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合には、その旨を速やかにAMEDへ連絡してください。その連絡をもとに、AMEDより研究機関に対し返金通知書を発行します。研究機関は当該通知に基づき、納入遅延金をAMEDへ返金してください。

(4) 直接経費の支出方法について

- 直接経費の支出（研究機関から納入業者等への支払い）は、原則として、金融機関からの振込としてください。（手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません。）
- 研究機関の規程に基づき、研究者等による立替払いも可能です。

(5) 物品・役務等の調達に係る競争原理の導入について

物品等の調達にあたっては、経済性・効率性の観点から、競争原理（相見積もり・入札制度）の積極的な導入が求められます。競争によらず、機種や業者を選定する際には、以下の通り選定理由書を作成してください。

- ・ 購入機種を特定する場合は、機種選定理由書を作成してください。その中で、類似の機種と比較した機種比較表も作成してください。
- ・ 特定の業者から購入する場合は、必ず業者選定理由書を作成してください。また、選定理由書のなかで、競争による調達を行わない理由を明確にしてください。

【大学等】

物品・役務等の調達にあたっては、各機関の規程に従い、競争原理に配慮して処理を行ってください。選定理由書は各機関の規程に従って整備してください。

【企業等】

- 物品・役務等の調達に、1 契約が100 万円以上（消費税込み）の場合は、原則として、適正な証拠書類を整備した上で、競争原理を導入した調達（入札又は相見積もり）を行ってください。競争原理を導入しない場合、必ず選定理由書を整備してください。
- 1 契約の金額とは、契約書（若しくは見積書）記載の金額又は契約期間における総見込み支払額とします。競争による調達を避けるために分割して調達することは認められません。

(6) 100%子会社等又は自社から調達を行う場合の利益排除について

(i) 100%子会社等から1 契約100 万円以上（消費税込み）の物品又は役務の調達を行う場合（1 契約が100 万円未満（消費税込み）の場合は以下の利益排除手を省略することが可能です。）

- 合理的な選定理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず（a）の方法、（a）の方法が存在しない場合は（b）の方法を、（b）の方法が存在しない場合は（c）の方法を選択してください。
 - （a）100%子会社内の部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。ただし、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - （b）100%子会社等と自社との間で当該年度適用の取引価格を取り決めている場合は、その取引価格による経費の計上。ただし、子会社等と自社との間で利益率を取り決めている等、取引価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。

- (c) 100%子会社等の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第 2 位を切り上げ）による利益排除。
- 100%子会社等とは、研究機関の持分比率が連結決算ベースで100%となる子会社・孫会社をいいます。（期中で出資比率が変動する場合は、出資比率変更日以降から、計上方法を変更してください。）
 - (c) の経常利益率は、前年度の決算における値を使用してください。
 - (a) ～ (c) いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備してください。
 - (a) ～ (c) のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。
- (ii) 自社から物品又は役務の調達を行う場合（調達金額の多寡にかかわらず利益排除を行ってください。）
- 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、自社の製造部門の責任者名によって、製造原価証明を作成してください。
 - 合理的理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず (a) の方法を、(a) の方法が存在しない場合は (b) の方法を選択してください。
 - (a) 自社部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。ただし、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - (b) 自社の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第 2 位を切り上げ）による利益排除。
 - (a)、(b) いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備をしてください。
 - (a)、(b) のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。
- (iii) その他
- 100%子会社等が委託先である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象とはなりません。
 - 経常利益率による利益排除の方法を選択する際に、当該社が決算上赤字等（決算書上の経常利益が赤字若しくは 0）の場合には、利益排除の必要はありませんが、その価格の適正性には十分な配慮を行ってください。
 - 適正な価格競争の結果、100%子会社又は自社が一番安価な場合は、利益排除の必要はありません。

6. 間接経費について

(1) 間接経費の執行

間接経費は「【別添 2】競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成26 年5 月29 日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ。以下「共通指針」という。）に則り、研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から5 年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

(2) 間接経費の算定・請求

- 間接経費は直接経費に対する30%を上限に措置されます。
- 間接経費率は整数となるように設定してください。
- 変更契約や額の確定による返金等においては、この間接経費率に基づき間接経費額が算定されます。
- 間接経費の算定（直接経費×間接経費率）にあたっての端数処理は「1 円未満切り捨て」となります。

(3) 間接経費の主な使途

共通指針にて下表のとおり示されています。

【共通指針URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin2.pdf>

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

- (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費
 - (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
 - (タ) 広報事業に係る経費
- など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(4) 留意事項

①間接経費の返金

委託研究開発の実施の結果、研究機関に委託研究開発遂行上、不要となる委託研究開発費の残額が生じ、AMED へ返金を行う場合には、返金を行う直接経費に相応する間接経費を加えて AMED へ返金してください（変更契約等に伴い直接経費が減額された場合の間接経費の精算・返金についても同様としてください。）。また、当初措置された間接経費の額と執行実績額が乖離し、間接経費のみに余剰が発生した場合は、当該執行残高を AMED へ返金してください。

②委託研究開発費の返金に係る間接経費の端数計算について

- 返金対象となる直接経費に対応する間接経費の計算は以下のとおりです。

「返金すべき間接経費」＝「受入済の間接経費」－「支出済の直接経費に対応する間接経費（支出済直接経費額×間接経費率）」

- 支出済の直接経費に対応する間接経費の計算における端数処理は「1 円未満切り捨て」としてください。

【例】直接経費 1,200,000 円のうち 199,994 円を返金する場合の間接経費の計算

- ・支出済の直接経費 1,000,006 円（1,200,000－199,994）に対応する間接経費【間接経費率：30%】

$$1,000,006 \times 30\% = 300,001.8 = 300,001 \text{ (1 円未満切り捨て)}$$

- ・返金となる間接経費【間接経費総額：1,200,000 円×30%=360,000 円】

$$360,000 \text{ 円} - 300,001 \text{ 円} = 59,999 \text{ 円}$$

- 大学等が繰越し申請を行う間接経費の端数計算は上記の方法に拠らず、直接経費の 30%を超過しないよう、繰越しを行う間接経費に対して「1 円未満切り捨て」としてください。

なお、間接経費を全額執行している等の理由がある場合は、直接経費のみの繰越とすることができます。

③間接経費の証拠書類等

間接経費にかかる「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式 A-2】及び証拠書類を AMED へ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」【別添 2】に示されている「用途透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備してください。

(5) 間接経費執行実績報告書の提出について

●「間接経費執行実績報告書」の実績分の提出は、

- ・ 競争的資金：e-Rad により提出
- ・ 非競争的資金：AMED への提出

となります。

※ e-Rad での提出機能の概要及び操作マニュアル等（研究機関向け）については、e-Rad ポータルサイト上の「e-Rad システムからのお知らせ」を御確認ください。

※ AMED への提出は指定のメールアドレスに期限の 6 月末日までにお送りください。

「非競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式 A-3】提出専用アドレス：
kansetsukeihiATamed.go.jp（“AT”を“@”に置き換えて利用してください）

●提出にあたっては、以下の点に留意してください。

①競争的資金における間接経費の報告方法

競争的資金だけを受給している機関については、機関にて「間接経費執行状況報告書」を作成して、e-Rad にて報告してください。

②競争的資金と非競争的資金を受給していて、合算して使用している場合

(i) 競争的資金と非競争的資金を合算して使用していて、資金を分割することが不可能な場合は、競争的資金と非競争的資金の予算比率を用いて、競争的資金については e-Rad に報告し、非競争的資金については AMED に報告してください。

(ii) 競争的資金と非競争的資金を合算して使用していて、資金を分割することが可能な場合は、競争的資金については e-Rad にて報告し、非競争的資金については、AMED に報告してください。

③非競争的資金だけを受給している研究機関について

(i) 「非競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式 A-3】にて AMED に報告してください。

(ii) 事業ごとに分割が可能な場合は、事業ごとに報告書を作成して、AMED に報告してください。

④分担研究機関（再委託先を含む。）の提出方法について

他の競争的資金とともに研究機関ごとに作成し、上記の①～③に従って報告してください。

⑤一般管理費を受給している研究機関

報告の義務はありません。

7. 委託研究開発費の執行期限

当該年度における委託研究開発費執行に係る契約、検収、支出の期限は下表のとおりです。

手続	当該年度末（3/31）に研究 実施期間が終了する契約	期中に研究実施期間が 終了する契約
調達物品等の検収	当該年度の 3 月 31 日	研究実施期間終了日又は中止日
役務等の検収	当該年度の 3 月 31 日	研究実施期間終了日又は中止日
業者等への支払い（支出）	翌年度の 4 月 30 日	研究実施期間終了後 30 日以内

※年度を跨がる調達等の契約については、「IV. 4.（1）⑤（P.23）」、「IV. 4.（4）⑫（P.49）」を参照してください。未然に回避することができないやむを得ない状況により繰越を希望する場合には、予めAMED に相談してください。詳細は「V. 繰越制度について（P.83）」を参照してください。

※人件費における事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関保留分は、上記期限までに支払いが完了していない場合でも、その支払い金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した年度での計上が可能です。

8. 委託研究開発費の AMED から研究機関への支払いについて

（1）支払いの方法

- 「請求書」【経理様式 A - 4】に基づき、原則として『均等分割払い』（四半期毎の4 回払い。契約開始が第2四半期の場合は、3分割した金額を四半期毎に3回払い）とします。分割した結果、請求額に生じる千円未満の端数は、第4四半期にまとめて請求してください。
- また、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。
 - ①該当年度における直接経費の額が2,000 万円以下の場合
 - ②第3 四半期以降に委託期間が開始する場合
 - ③変更契約に伴う追加払いの場合
 - ④その他、特段の事由がある場合
- 分割払いの支払額について、以下の理由がある場合は、AMED にて各期の支払い額を調整いたします。研究機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにAMED に相談してください。
 - ①研究機関又は研究開発担当者からの求めがあり、研究開発計画の内容や研究遂行上の観点から必要であるとAMED が判断した場合
 - ②AMED の資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合
 - ③その他、AMED が必要と判断する場合
- 委託研究開発契約締結前及び契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、AMED が別途指定する委託方法（精算払等）に従って頂く場合や、委託研究開発契約の締結を見合わせる場合があります。

(2) 委託研究開発費の請求について

- 委託研究開発費の早期支払いにより、委託研究開発費の効率的かつ速やかな執行による研究開発の円滑な推進、また、研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関においては、委託研究開発契約の早期締結、並びに請求書の速やかな提出等の事務処理をお願いします。
- 研究機関が発行する請求書は委託研究開発契約毎に作成してください。
- 委託研究開発費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、原則として「請求書」【経理様式 A-4】を使用してください。やむを得ず「振込依頼書」や「納入告知書」を使用する場合は、事前に AMED にご相談ください。納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。
- 請求書の作成にあたっては、AMED ホームページに掲載している記入要領、記入例（いずれも様式に添付）を参考としてください。

(3) 銀行口座の取扱いについて

- AMED の委託研究開発費を管理する銀行口座について、新規の口座を個別に設ける必要はありません。ただし、AMED が必要と判断した場合は、当該委託研究開発費の収支を明確にするため、専用の**普通預金口座（無利息型）**を新たに開設していただくことがあります。
- 預金利息が発生した場合、AMED への報告及び返金は必要ありません。

(4) 委託研究開発費の減額変更に伴う返金等の取扱いについて

- 委託研究開発費の減額変更により返金が生じる場合は、AMED が発行する請求書に基づき、速やかに減額された委託研究開発費を一括払いで返金してください。
- 分割払いの場合等で、AMED より委託研究開発費の支払いが全額完了する前に委託研究開発費の減額等が判明した場合は、委託研究開発費の減額変更に係る契約変更手続と併せ、研究機関から以後の請求額を減額する等の調整をいたします。

(5) スケジュール

各期のスケジュール等は下記のとおりです。

前年度	03 月	●03 月下旬迄・・・委託研究開発契約の手続(研究機関・AMED)	
当該年度	第 1 四半期	04 月 ●04 月下旬頃・・・第 1 四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
		05 月 ●05 月下旬頃・・・第 1 四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		06 月 ●06 月下旬頃・・・第 2 四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第 2 四半期	07 月 ●07 月下旬頃・・・第 2 四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		08 月	
		09 月 ●09 月下旬頃・・・第 3 四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第 3 四半期	10 月 ●10 月下旬頃・・・第 3 四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		11 月 ●10～11 月頃・・・中間検査を実施する場合があります。(研究機関・AMED)	
		12 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 繰越を行う研究機関 ●12 月 25 日迄・・・繰越申請(研究機関→AMED) </div> ●12 月下旬頃・・・第 4 四半期分の請求書(研究機関→AMED)
		01 月 ●01 月下旬頃・・・第 4 四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
	第 4 四半期	02 月	
		03 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 繰越を行う研究機関 ●03 月中旬～下旬頃・・・年度末検査・変更契約(研究機関・AMED) </div>
翌年度	04 月		
	05 月	●05 月 31 日迄・・・「委託研究開発実績報告書」等の各種報告書類の提出(研究機関→AMED)	
	06 月	●以降、確定検査(研究機関・AMED) ●06 月 30 日迄・・・「間接経費執行実績報告書」(研究機関→e-Rad もしくは AMED)	

9. 証拠書類の管理について

(1) 作成・管理をして頂く経理等関係書類

①「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】

- 直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成する必要があります。
- 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している研究機関が、文部科学省が所管する科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合であっても、収支簿を提出して頂くこととします。

②適切に執行されたことを証明する書類

- 経理等関係書類の様式について、特に定めはありませんが、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査やAMEDによる経理検査等の際に支障のないように対応してください。
- 国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費およびその会計経理処理について、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性等の観点を踏まえ客観的に説明することが求められます。証拠書類の整備にあたっては以下の点にも留意してください。
 - ・人件費について、適切に出退勤管理、従事管理が行われているか。
 - ・旅費について、出張日程と出勤簿・作業日誌に不整合は無いか。
 - ・納入される消耗品等について、単品納品書(※)により納入の事実が確認できるか。※単品納品書：納品の都度発行される納品書
- 経理等関係書類の整備に関する研究機関の規程が無い場合等は、「【別添3】証拠書類一覧」に準じて整備してください。また、委託費の各費目に係る証拠書類について「IV. 4. 直接経費の取扱い」の各項目においても定めておりますので参照してください。

(2) 「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】の記載方法について

- 収支簿の『入金年月日欄』は、委託研究開発費の入金年月日や当該調達等に係る支払年月日を日付順に記載してください。
- 収支簿の『摘要欄』には調達等の内容が確認できるよう下記事項を記載してください。
 - ①物品費：品名、数量
 - ②旅費：旅行者名、旅行内容（打合せ・会議名等）、用務地、旅行期間
 - ③人件費・謝金：作業者名、従事期間（〇月分等）
 - ④その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名（品名）、数量等。学会参加費等についてはその会合の名称や日程

(3) 「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】の摘要欄における省略記載について

①物品費：品名・数量の省略について

- 多数の消耗品等を一括で調達した場合には、主なものの品名のみを記載することで、その他を省略することができます。【例：〇〇試薬〇mg 他】

- 消耗品等の品名・数量を省略記載する場合であっても、納品時にその調達の内容及び数量を適切に把握し、確認する必要があります。
 - 具体的な品名等の記載を行わず「消耗品」と記載することは認められません。
 - 上記にかかわらず、「1 品（若しくは1 式）の金額が50 万円以上（消費税込み）」の物品等がある場合は、当該50 万円以上（消費税込み）の物品等について収支簿上に全て記載、若しくは内訳が確認できる納品書等を添付してください。
- ②旅費：用務地、旅行期間の省略について
- 近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」、「旅行期間」を省略して記載することができます。
 - 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行内容」は、必ず記載してください。なお、原則として、旅費支出の対象者は、研究開発計画書記載の研究開発参加者となります。
- ③人件費・謝金：省略不可の取扱いについて
- 複数の人件費・謝金対象者がいる場合、各対象者への支払金額がわかるように記載してください。

（4）留意事項

- 上述の「委託費〔直接経費〕収支簿」【経理様式A-2】は、科研費収支簿の記載項目とほぼ同様です。研究機関で科研費にかかるシステムや帳簿の様式が備えてあれば、AMED の収支簿についても科研費と同じシステムを使用して構いません。
- 提出を受けた収支簿のうち上述の（3）に挙げる省略記載がなされている場合には、内訳明細、不明点等を担当者が照会することがありますので、留意してください。
- 上記関係書類の保存期限は、当該研究開発期間終了後 5 年間です。

1 0 . 物品等の取扱いについて【大学等】

(1) 物品の種類と所有権の帰属

①取得物品

研究機関が直接経費により取得した物品等であり、研究機関の所有となります。

②提供物品

研究開発担当者の要請等により研究機関に持ち込まれる AMED 所有の物品等です。

(2) 物品の管理

①取得物品

研究機関の物品管理規程等のルールに従って、当該物品を適正に管理してください。

②提供物品

- 研究機関は研究実施期間中、提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び研究開発担当者は、提供物品（消耗品扱いとなる物品等も含む）を善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- 提供物品に有形固定資産を含む委託研究開発契約については、毎年度、有形固定資産の一覧表を AMED が作成の上、研究機関に電子データを送付しますので、内容を確認してください。送付した内容について誤り等がありましたら、「本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ（P.3）」の担当部署まで連絡してください。
- AMED 所有物品の確認等のため AMED 職員が研究機関に赴くことがありますので、ご協力をお願いします。
- 提供物品が不用となった場合には、「物品不用・処分申請書」【物品様式 5】により、速やかに AMED へ申請してください。AMED に相談することなく、提供物品を廃棄処分することは認められませんので注意してください。

(3) 物品の移動等について

①取得物品

- 物品を移動する場合は、事前に「物品移動申請書」【物品様式 1】による手続を行ってください。研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きAMEDの研究を推進する場合には、本事業の目的達成のため、以下の理由・趣旨により取得物品を原則として無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。
 - (i) 当該研究開発の推進のために購入した物品等であること
 - (ii) 引き続き同一研究者が使用することで、円滑で効率的な研究開発遂行が可能となること
 - (iii) AMED には、与えられた研究開発期間内で研究者が滞りなく研究開発遂行できる環境を整備する責任があること
 - (iv) 研究者の異動の都度、高額な研究機器等の購入を行うことは不経済であること

- 所属元の規程等により、次の所属機関への無償譲渡が困難な場合には、AMED に相談してください。
- 例えば、国立大学法人における内部規程等により無償譲渡ができない場合には、一旦、物品を研究機関からAMED へ無償譲渡して、AMED と次の所属機関との話し合いにより、「無償貸与」等の方法で物品を引き継ぐこととします。
- 当該物品が建物据付のため原状回復に多額の費用がかかる等の理由により、次の所属機関への物品の引き継ぎが困難・不経済である場合には、研究機関、研究開発担当者とAMED が協議の上、物品の引き渡しを行わない場合があります。

②提供物品

研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても引き続きAMED の研究開発を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設することとします。

(4) 委託研究開発に支障を及ぼさない範囲で、物品を一時的に他の研究開発に使用する場合

①取得物品

- AMED の資産管理規程に従い、取得物品は、当該委託研究開発の実施に支障を及ぼさない範囲で、一時的（当該年度を超えない範囲）に他の研究開発に転用又は貸付することが可能です。
- 他の研究開発に転用又は貸付する場合は、「物品貸付申請書」【物品様式 4 - 3】により、事前に AMED へ申請してください。AMED は申請を受理した後、物品移動先の研究機関に対し物品貸付許可証を発行します。物品移動先の研究機関には、物品受領後速やかに AMED に対して「貸付物品受領書」【物品様式 4 - 4】を発行して頂きます。なお、AMED と委託研究開発契約を締結する分担機関への移動は、上記（3）①により処理を行います。
- なお、原則、無償貸付としますが、場合により費用負担が発生しますので、研究開発担当者より AMED へ連絡の上、所定の手続にご協力をお願いします。

②提供物品

AMED が所有権を有する研究機器を一時的に他の用途へ使用する場合は、「試験研究等に関する業務委託規則第 7 条第 3 項に定める財産の使用又は利用に係る機構の承認に関する達」に基づき、別紙様式による財産の使用又は利用の状況の報告を提出したことをもって承認されたものとします。

1.1. 物品等の取扱いについて【企業等】

(1) 物品の種類と所有権の帰属

①取得物品

- 研究機関が直接経費により取得した物品等をいい、その所有権の帰属は以下のとおりとなります。
 - (i) AMED 帰属：取得価格が 50 万円以上（消費税込み）かつ耐用年数が 1 年以上のもの
 - (ii) 研究機関帰属：取得価格が 50 万円未満（消費税込み）又は耐用年数が 1 年未満のもの
- 取得物品には、直接経費により調達された消耗品等を含む物品等が全て含まれます。
- 取得価格が 10 万円以上（消費税込み）50 万円未満（消費税込み）、かつ耐用年数が 1 年以上の少額資産については、研究機関の検収が終了した時点で、研究機関の帰属となりますが、研究開発期間中に処分することはできません。
- 研究機関帰属の物品については、研究機関の物品管理規程等のルールに従って、当該物品を適正に管理してください。

②提供物品

研究開発担当者の要請等により研究機関に持ち込まれる AMED 所有の物品等です。

(2) 物品の管理

①研究機関にて管理対象となる物品等

研究機関は研究開発実施期間中、AMED 帰属の取得物品及び提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び研究開発担当者は、下記報告対象物品等以外（消耗品扱いとなる物品等）も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

②直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの

- (i) 有形固定資産(取得価格 50 万円以上（消費税込み）の設備等)：「有形固定資産取得報告書」【物品様式 2】
- (ii) 無形固定資産(取得価格 50 万円以上（消費税込み）のソフトウェア等)：「無形固定資産取得報告書」【物品様式 3】
- 直接経費で調達した取得価格が 50 万円以上（消費税込み）で、かつ耐用年数が 1 年以上の物品等を取得した場合は、資産取得月の翌月の 10 日までに「有形・無形固定資産取得報告書」【物品様式 2 又は 3】により事業担当部署へ報告してください。ただし、12 月の取得分については、12 月の最終営業日までに事業担当部署へ報告してください。
- 報告にあたっては、検収日が確認できる納品書と、品名・型番・メーカーが判別できる資料（カタログ等）を添付してください。
- 100%子会社等又は自社から調達を行った固定資産の取得価格は利益排除後の金額とし、利益排除の根拠となる資料を合わせて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨

記載してください。

- 上記固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。取得価格には取得に要した費用（運送費、据え付け調整費等）を含めてください。なお、AMED 帰属の取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前に AMED へ相談してください。

③試作品について

企業会計上、研究開発費用として認識される取得価格 50 万円以上（消費税込み）の試作品（ソフトウェア含む）は、固定資産には含まれません。例えば、研究活動の過程で構造や機能解析のために製作される試作用機器等（ソフトウェア含む）は、固定資産として報告する必要はありません。

④ソフトウェアについて

- 汎用性の無いソフトウェア(プログラム開発)を無形固定資産として報告する必要はありません。
- 予め設備・機器等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得金額の一部として計上してください。

⑤AMED による物品確認等

- 取得物品及び提供物品に有形固定資産を含む委託研究開発契約については、毎年度有形固定資産の一覧表を AMED が作成の上、研究機関に電子データを送付しますので、内容を確認してください。送付した内容について誤り等がありましたら、「本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ（P.3）」の担当部署まで連絡してください。
- 物品等の確認のために AMED 職員が研究機関に赴くことがありますので、ご協力をお願いします。

⑥事業終了後の物品等の取扱いについて

- 事業終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用される場合は、平成 26 年度までに取得された有形固定資産は、一定の貸借期間（有償）を経て、平成 27 年度以降に取得された有形固定資産は、無償貸与を経て、当該有形固定資産の耐用年数経過後に買い取っていただくこととしています。
- 消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって、適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

(3) 物品の移動等について

①物品を移動する場合

- 有形固定資産取得報告書及び無形固定資産取得報告書にて報告済みの取得物品及び提供物品の所在場所が変更となる場合には、「物品移動申請書」【物品様式 1】により、事前に AMED へ申請してください。
- 研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続き

AMED の研究開発を推進する場合には、取得物品及び提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。研究機関帰属となる取得物品についても、原則として、無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。

- AMED が委託研究開発契約を締結する分担機関へ物品を移動する場合は、事前に「物品移動申請書」【物品様式 1】による手続により物品の移動を行ってください。

②委託研究開発に関連して取得物品及び提供物品を持ち出し、貸付する場合

(i) 物品の移動が短期間（ 1 年度未満）の場合（持ち出し）

修理、フィールドワーク等のために物品を一時的に移動させる場合は、「物品持ち出し申請書」【物品様式 4 - 1】により、事前に AMED へ申請してください。AMED が申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」【物品様式 4 - 2】を提出して頂きます。

(ii) 物品の移動が長期間（ 1 年超）の場合

AMED は「物品貸付申請書」【物品様式 4 - 3】による申請を受理した後、物品移動先の研究機関との間で AMED が別途提示する移動物品の使用貸借契約を締結します。

(4) 物品が不用となった場合

有形固定資産取得報告書及び無形固定資産取得報告書にて報告済みの取得物品及び提供物品が不用となった場合には、「物品不用・処分申請書」【物品様式 5】により、速やかに AMED へ申請してください。AMED に相談することなく、物品を廃棄処分することは認められませんので注意してください。

1.2. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について

(1) 法令等の遵守について

- 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)、不正使用(*2)又は不正受給(*3)（以下「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。
- 具体的には、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインに基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添 5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。
 - (* 1) 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
 - (* 2) 研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。）
 - (* 3) 研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給すること

(2) 体制整備に関する対応

- 体制整備に関する対応義務
各研究機関には、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定した研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。
- 文科省系事業における体制整備等の確認について
本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト（以下「チェックリスト」といいます。）により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時まで、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

1) チェックリストの提出の必要性

文科省系の他事業への応募等にあたって本年度に入り既にチェックリストを一度提出して

いる場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。

なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年 1 回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年 1 回改めて文科省へ提出をお願いします。

※e-Rad への登録

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

2) 調査への協力

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する調査に協力をいただくことがあります。

3) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

※下記のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf

●厚労省系事業・経産省系事業について

チェックリストの提出は不要です。

(3) AMED における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

●AMED の事業に実質的に参画していると研究機関が判断する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。

●研究倫理プログラムの履修等について

1) 履修プログラム・教材について

後記 2) の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・ 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

2) 履修対象者について

履修対象者は、研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者です。

3) 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります。詳細は AMED の HP URL:http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/掲載の Q&A をご参照ください。）。

4) 研究機関等の役割について

研究機関等は、自己の機関（再委託先を含む。）に属する上記 2) の履修対象者に、上記 1) のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、履修状況を AMED へ報告してください。

5) 履修状況の報告について

研究機関等が取りまとめのうえ、AMED が指定する様式の履修状況報告書を、AMED（研究公正・法務部）に電子ファイルで提出してください（押印は不要です。）。

- ・ 報告対象者：平成 29 年度に開始された事業における履修対象者
- ・ 提出期限：平成 30 年 5 月末日
- ・ 提出書類：「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」（AMED の HP より様式をダウンロードしてください。

URL：http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/）

- ・ 提出先・方法：kenkyuukouseiATamed.go.jp ホームページで送信してください。
※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。件名【平成 29 年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。

(4) 本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等

- 本事業に関し、研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、当該予備調査の結果を AMED に報告してください。
- 本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。
- AMED は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることがあります。
- 【別添 5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要がある他、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。
- また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- 最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

(5) 不正行為等に対する措置

- 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について
本事業において、不正行為・不正使用・不正受給（以下、これらをあわせて「不正行為等」という。）があった場合、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

1) 契約の解除等

AMED は、不正行為等が認められた事業について、研究機関に対し、研究開発の中止、委託研究開発費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の委託研究開発契約についても締結しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限を行います。

【平成 29 年 3 月改訂】

【不正行為の場合】

※認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【平成 29 年 3 月改訂】

【不正使用・不正受給の場合】

※研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象事業として採択される場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

※※ 以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1～4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

3) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また、委託契約締結後に、当該研究者の事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

4) 他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者が、他の研究資金制度で不正使用、不正受給を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。

当該報告をうけて、AMED は、必要と認める場合には、委託研究費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

5) 不正事案の公表

本事業において、上記 1) 及び 2) の措置・制限を実施するときは、本事業の財源に応じて対象となるガイドラインに従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

参照：

別添 1 公的研究費の管理・監査のガイドライン

- 文部科学省関係

別添 1 – 1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

- 厚生労働省関係

別添 1 – 2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

- 経済産業省関係

別添 1 – 3 公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針

別添 2 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

別添 3 証拠書類一覧

別添 4 研究活動の不正行為への対応のガイドライン

- 文部科学省関係

別添 4 – 1 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

- 厚生労働省関係

別添 4 – 2 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

- 経済産業省関係

別添 4 – 3 研究活動の不正行為への対応に関する指針

別添 5 研究活動における不正行為等への対応に関する規則

(6) 法令・倫理指針等の遵守について

- 研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報
の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究
開発等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理
委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- 関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の
取り消し等を行う場合があります。
- 研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査
を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。
- 関係法令・指針等による倫理審査の状況については、事業年度の終了後一定期間内に、
AMED に対して報告を行って頂く予定です。詳細については、AMED ホームページにて公表致し
ます。
- 特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のと
おりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意
してください。（※最新の改正をご確認ください）
 - ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
 - ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15
年法律第 97 号）
 - ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
 - ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
 - ・ ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
 - ・ ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
 - ・ ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成
22 年文部科学省告示 88 号）
 - ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経
済産業省告示第 1 号）
 - ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
 - ・ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
 - ・ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89
号）
 - ・ 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省
令第 21 号）
 - ・ 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働
省令第 37 号）
 - ・ 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年

厚生労働省令第 88 号)

- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
 - ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
 - ・ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号）
 - ・ ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
 - ・ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 27 年 2 月 20 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付農林水産技術会議事務局長通知）
- なお、生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照してください。

文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

（7）利益相反の管理について

- AMED 事業に参画する研究機関には、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反について管理の上、AMED に報告して頂きます。
- 利益相反管理の手続について
 - 1) 対象事業・課題について
 - ①平成28年度以降に開始する全ての研究開発課題
 - ・ 研究開発に該当しないもの（基盤整備・人材育成等）については対象外となります。
 - ・ 平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日まで機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。
 - ②平成27年度以前に開始している研究開発課題のうち規則別表に掲げる事業における課題
 - ・ ただし、規則別表に掲げる事業以外の事業における、平成27年度以前に開始している課題についても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めて下さい。

2) 対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

3) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出て下さい。

4) 報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出して下さい（なお、各研究機関等は、委託先機関における研究開発分担者の報告書もとりまとめて提出して下さい）。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題終了後61日以内となります。

5) お問合せ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyukouseiATamed.go.jpへ電子メールで送信してください。

※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。

* 詳細については、次のウェブサイトをご確認下さい。

- ・ 研究活動における利益相反の管理に関する規則

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf

- ・ 規則Q&A

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-ga.pdf

- ・ 倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書

http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkoku-yoshiki.docx

1.3. AMED が雇用する研究員等について

(1) 研究機関へ連絡

AMED が研究員等を雇用して研究機関に配置する場合（以下「リサーチ・レジデント」という。）は、研究開発担当者を経由する等して研究機関へ連絡します。

(2) リサーチ・レジデントに係る経費

雇用・育成経費のうち、AMED が雇用するリサーチ・レジデントに係る人件費（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）は AMED が執行しますが、その他の、学会参加費、学会参加旅費、発表資料の作成に要する経費、研究環境の整備に要する消耗品費については研究機関に措置しますので、平成 29 年度委託研究開発契約締結時の予算計画に従い執行してください。

(3) リサーチ・レジデントの就業条件・処遇

- リサーチ・レジデントは、対象となる委託研究開発課題の遂行を目的としており、研究機関における業務に従事することはできません。したがって、研究機関は、機関の設備管理・安全衛生上及び研究機関における法令等の遵守のために必要とされる範囲を除き、リサーチ・レジデントに対して指揮命令することは認められていません。
- 研究機関においては、リサーチ・レジデントが研究遂行及び日常業務で不利益を被らないよう、研究機関にて措置してください。
- 具体的には、研究所・研究室の入退出に係るセキュリティカードの付与、図書館・駐車場・コピー機等の使用許可、所内 LAN の付与等が考えられます。
- リサーチ・レジデントの就業時間、始業、就業、休憩、休息、休日については、研究機関の規程に準ずる内容を AMED がリサーチ・レジデントに指示するものとします。
- リサーチ・レジデントが出勤したときは、AMED が指定する出勤簿に記録することとしています。研究機関においては、リサーチ・レジデントの出勤の確認を行ってください。
- リサーチ・レジデントには、AMED より超過勤務を命じていませんので、超過勤務手当が支給されません。
- リサーチ・レジデントは、AMED の規程により年次休暇が付与されています。また、特別休暇を受けることができます。リサーチ・レジデントが休暇を受けようとする際は、AMED に申請しますが、事前に研究機関に業務上の支障がないことを確認するよういたします。

(4) リサーチ・レジデントの出張

リサーチ・レジデントが学会出席等により出張が必要な場合には、研究機関からリサーチ・レジデント及び AMED に依頼出張を行い、研究機関の旅費規程に則って支給してください。

(5) 教育、研修、健康診断等

- 研究機関は、リサーチ・レジデントに対する研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに

関する履修状況を AMED に報告してください。

- 研究機関に所属する研究員に準じて、研究開発実施に必要な安全に関する教育・研修を行ってください。
- 可能であれば、研究機関において定期健康診断及び特殊健康診断（必要な場合のみ）が受診できるよう措置してください。受診にかかる費用負担が生じた場合には、AMED にご請求ください。有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断等の特殊健康診断の要否については、研究機関に所属する研究員に準じて判断してください。研究機関において受診できない場合は、AMED において実施する健康診断を受診するか、個人で医療機関を受診することとなります。費用は AMED が負担します。
- 万一、リサーチ・レジデントに事故等のあった場合には、遅滞なく AMED に連絡してください。

1 4. 検査について

(1) 検査とは

- AMED は、委託研究開発契約の適正な執行を確保するために検査を行います。これは、契約上の履行確認という側面だけでなく、AMED の行う研究開発が国民の税金によって賄われているという側面があることに基きます。
- 検査においては、委託研究開発契約の進捗のほか、以下の事項について確認します。
 - ①執行された経費が業務に直接必要な経費か
 - ②経済性、効率性が考慮されているか
 - ③契約期間中に発生し、支払われた経費であるか
 - ④会計処理が規程に従って執行されているか

(2) 検査の種類

検査は、実施時期により、「中間検査」、「年度末検査」及び「確定検査」に分類されます。

- ・ 中間検査：研究開発の遂行状況、経理処理及び資産管理状況について、契約期間中に行う検査です。
- ・ 年度末検査：繰越に係る変更契約時に行う検査です。「委託研究開発実績報告書」【報告様式 1】(案)に基づき、当該年度の実績額を検査します。
- ・ 確定検査：契約期間終了時に行う検査です。「委託研究開発実績報告書」【報告様式 1】に基づき、当該事業年度に支払うべき額を確定、精算するため研究開発の遂行状況、経理処理状況を検査します。

(3) 検査の方法

- 検査の方法としては、「実地検査」と「書面検査」があり、いずれかの方法により実施します。方法については、各事業担当部署の指示に従ってください。
- 科研費を受給しており、内部監査を実施している機関であっても、書面検査の際には「委託費 [直接経費] 収支簿」【経理様式 A - 2】を提出してください。また必要に応じ実地検査を行う場合があります。加えて、これらの検査に際し証拠書類の提出を求める場合があります。
- 科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関及びAMED が特に必要と認める機関等に対しては、収支簿及び「別添 3」証拠書類一覧に記載された証拠書類の提出を求め、それらを基に書面検査を行います。また、必要に応じ実地検査を実施します。
- 実地検査：AMED の検査員が研究機関に赴き、研究開発の進捗状況、購入した設備備品等の管理・使用状況等を把握しつつ、経費の執行状況について、予め準備していただいた書類を基に確認します。実地検査にあたっては、検査会場として会議室等を確保していただくとともに、必要な書類を会議室にご準備願います。また、当日に経費の内容などについて説明を求めることがあるため、説明可能な方に必ず同席頂くよう願います。
- 書面検査：主に書面上の検査で、「対面方式による検査」及び「書面方式による検査」に分類

されます。

- ①対面方式による検査：指定した日時に、AMED 内の検査会場に検査に必要な書類を持参していただき、対面方式で確認を行います。
- ②書面方式による検査：研究機関から検査に必要な書類をAMED へ郵送していただき、AMED にて確認を行います。

(4) 検査の実施

- 検査の実施は、以下の流れで行います。
 - ①事前日程調整
 - ②検査に必要な書類の準備
 - ③自主点検の実施
 - ④検査当日（業務実施体制の説明、実施状況の説明、経費発生額と証拠書類の確認、取得資産の現物確認等）
- 検査の際に必要な書類は、契約関係書類のほか、本書で作成を義務付けられた書類及びそれに付随する証拠書類一式となります。証拠書類は原則として原本を用意してください。なお、詳細については「【別添 3】証拠書類一覧」を参照してください。
- スムーズな検査を実施するために、「事前チェックリスト」【経理様式 A - 1】を用いた事前確認を必ず行ってください。
- 検査では、提出された書類の記載内容等について、AMED 担当者から電話や電子メール等で照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- AMED は検査の結果返金が必要と認められるものがある場合には、研究機関あてに額の確定通知書及び請求書を送付し、返金を求めます。
- 書面検査、実地検査等において、事務管理体制や委託研究開発費の執行に問題を認める場合、AMED は研究機関に対して改善指導を行います。なお、その後も改善策を実行していない等、問題が解消されないと判断する場合、委託研究開発費の縮減、研究停止、契約解除等の措置を講じる場合があります。

15. その他

(1) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24 年法律第228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

(※) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等HP で安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2014 年第8 版）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf>

(2) 安全衛生管理及び事故発生時の報告について

- 安全衛生管理につきましては、研究機関にて管理体制及び内部規制を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。
- 本委託研究開発に起因して事故及び当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は速やかにAMED に対して書面にて報告してください。

(3) ライフイベント（育児休業等）や長期海外出張等による研究の中断等について

研究開発担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研究）・派遣等で委託研究の遂行ができなくなる場合については、事前にAMED へ相談してください。諸事情を勘案し委託研究を一時中断し、その後に再開する等の措置ができる場合があります。

(4) 課題終了後の調査について

国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、研究開発終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行います。AMED の担当者から調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。

- ・国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成24 年12 月6 日内閣総理大臣決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20121206sisin.pdf>

(5) 臨床研究登録制度への登録について

- 介入を行う臨床研究であって侵襲性を有するものを実施する場合には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26 年文部科学省・厚生労働省告示第3 号）等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。また、委託研究開発実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付が必要です。

- なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますので予めご了解ください。

- ・大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）「臨床試験登録システム」

<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

- ・（財）日本医薬情報センター（JAPIC）「臨床試験情報」

http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp

- ・（公社）日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」

<https://dbcentre3.jmacct.med.or.jp/jmactr/>

(6) 健康危険情報について

- 厚生労働省においては、平成 9 年 1 月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、委託費により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしています。研究開発の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。
- 通報の場合は、別添様式（下記 URL）により、速やかに研究開発代表者から下記連絡先に連絡をお願いします。他の研究開発参加者が健康危険情報を把握した場合には、速やかに研究開発代表者へ連絡してください。
- 厚生労働省への通報後、AMED の各事業担当部署（P.3）にご一報をお願いします。

（別紙様式）健康危険情報通報

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

（連絡先・お問い合わせ先）

厚生労働省健康危機管理・災害対策室長

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課内

TEL 03-5253-1111（内線3818） FAX 03-3503-0183

- 提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供をお願いします。

（参考）○ 厚生労働科学研究における健康危険情報の取り扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0528-8q.pdf>

○ 厚生労働省健康危機管理基本指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>

V. 繰越制度について

1. 繰越申請の概要

(1) 繰越対象

①繰越事由の範囲

委託事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、かつ、委託事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、関係省庁が各々繰越の事由としているものに適合する場合は、繰越の対象となります。繰越の事由は以下の通りです。

- ・ 計画に関する諸条件
関係機関からの許認可や調達機器の仕様変更等予期せぬ事由に不測の日数を要し、当初の計画を変更する必要がある場合
- ・ 気象の関係
豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により、現行の業務計画を延期又は中断することが必要となった場合
- ・ 資材の入手難
予期しなかった外的要因により、当初の業務計画通りに研究用資材等を入手することができなくなった場合
- ・ 試験研究に際しての事前の調査
当初の計画では予見し得なかった新たな知見の出現等により、情報収集等事前の調査が必要となった場合
- ・ 研究方式の決定の困難
当初の計画では予見し得なかった新たな知見の出現等により、改めて調査を行い、研究方式を決定することが必要となった場合

②繰越の対象となる委託研究開発契約

次年度以降も研究期間が継続するものを対象とします。

(2) 申請書類及び提出期限

様式番号	様式名称	作成者	提出期限等
経理様式 A-5	繰越を必要とする理由書	研究開発担当者 (研究者)	当該年度12月25日 ※電子ファイルのみ提出
経理様式 A-6	繰越承認要求申請書	研究機関 (契約担当者)	当該年度12月25日 ※電子ファイル及び紙媒体（紙媒体は、公印を押印の上、郵送してください
経理様式 A-7	繰越要件等事前確認票		当該年度12月25日 ※電子ファイルのみ提出

※メールの件名の冒頭に【繰越】【事業名〇〇】【機関名〇〇〇〇】と記入して送信してください。

2. 研究開発担当者が作成する申請書類に関する留意事項

(なお、様式については、変更の可能性があり、別途、連絡します。)

繰越を希望する研究開発担当者は「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 5】を作成し、契約担当者へ提出してください。AMED への繰越申請は、契約担当者を通じて行ってください。

(1) 「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 5】作成にあたっての留意事項

①「繰越承認要求額」欄

- 繰越申請を行う委託研究開発費を、直接経費、間接経費及び合計金額に区分して円単位で記載してください。
- 間接経費は、直接経費額の30%以内の相当額（契約時の間接経費率）を繰り越すことを原則としていますが、研究機関において既に全額執行している場合や当年度中の執行完了が確定している場合には、直接経費のみ申請することで差し支えありません。（間接経費の繰越額を直接経費の30%とする場合、繰り越す間接経費の端数処理を「1 円未満切り上げ」することができるものとします。）
- 間接経費は、契約担当者へ確認をお願いします。

②「当初計画及び変更後の計画」欄

(i) 「当初計画」欄及び「変更後の計画」欄

- 「当初計画」欄には、当該年度の「研究開発計画書」【計画様式1】に記載した計画（年度の途中に計画の変更が認められている場合には変更後の計画）を時系列に簡潔に記載してください。
- 「変更後の計画」欄には「当初計画」に対する実施時期・実施内容の変更点を反映した変更後の計画を記載してください。
- 平成31年3月31日を越えて変更後の計画の完了時期を設定することは認められません。

(ii) 「繰越事由が発生した時期」欄

委託研究開発契約締結時点で判明・発生していたものは、原則として繰越対象にはなりません。

(iii) 「当該事業の完了時期」欄

当該事業の完了予定時期を記載してください。平成30年度中に完了する見込みがあることが必要です。

③「当初の研究開発計画」【研究概要】欄

「当初計画」の記載内容に沿って、いつまでに、何を行う予定であったかを簡潔に記載してください。

④「事由」欄

(i) 「記号等」欄

「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 5 別紙】より繰越事由（記号等）を選択し、具体的な内容を記載してください。

(ii) 「補足説明」欄

計画変更の経緯について、①いつ（繰越事由の発生時期が当年度の研究開発開始後に発生したものであること）、②どのような（外的要因によるやむを得ない事情であること）、③いつまで（次年度中に完了するものであること）の3 点に留意の上、記載してください。

3. 契約担当者が作成する申請書類に関する留意事項

契約担当者は、研究開発担当者からの要求をもとに、「繰越承認要求申請書」【経理様式 A - 6】及び「繰越要件等事前確認票」【経理様式 A - 7】を作成し、AMED へ繰越申請を行ってください。

(1) 契約担当者による事前確認

契約担当者は、研究開発担当者から「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 5】の提出を受けた際には、「繰越承認要求申請書」【経理様式 A - 6】、「繰越要件等事前確認票」【経理様式 A - 7】を作成し、申請内容が繰越要件等に該当することを必ず確認してください。

(2) AMED への事前相談（仮申請）

- AMED は正式申請を受けた繰越事案について繰越要件との適合性を確認し、申請受理の可否を決定します。従って正式申請後に不受理となることを避けるためにも、繰越事由が判明した際には、可能な限りAMED への事前相談（仮申請）を行ってください。（相談は随時受け付けます。）
- 事前相談（仮申請）にあたっては、以下の書類を個別事業、課題に関するお問い合わせ先宛てに電子ファイルによりお送りください。
 - ①「繰越を必要とする理由書」【経理様式 A - 5】
 - ②「繰越承認要求申請書」【経理様式 A - 6】
 - ③「繰越要件等事前確認票」【経理様式 A - 7】
- 事前相談（仮申請）にあたり繰越金額の正確な見積もりが困難な場合には、概算額による相談も受け付けます。
- 事前相談（仮申請）を行った繰越事案について正式申請迄の間に取り下げの場合や繰越承認要求額に変更が生じる場合には、その旨を速やかにAMED へ連絡してください。

(3) AMED への正式申請

正式申請の締切日（当該年度2 月第2 金曜日）迄に、研究機関は上記「V. 1. (2) 申請書類及び提出期限（P.83）」の申請書類を取りまとめてAMED へ提出してください。

(4) 委託研究開発契約の変更と年度末検査

- AMED から関係省庁を通じて、財務省に繰越申請を行い、財務省が承認した場合、平成29年度委託研究開発契約の変更契約が必要です。当該年度の実績額を把握するため、「委託研究開発実績報告書」【報告様式 1】を提出していただいた上で、年度末検査を実施させていただきます。
- 本様式は電子ファイルを電子メールによりAMED へ提出してください。公印の押印は不要です。

4. その他留意事項

- 恒常的に発生する光熱水費や人件費、当該年度中に用途が定まらず使用されなかった委託研究開発費の残額は繰越として認められません。
- 繰越を行った委託研究開発費は次年度（平成30 年度）の委託研究開発費と合算して使用することはできません。
- 平成30 年度に実際に繰越額の支出を行った結果、繰越申請額に対して残額が生じる場合には、その旨をAMED へ速やかに連絡してください。AMED の指示に従って当該残額を返金頂きます。なお、返金が生じる場合には、直接経費に相応する間接経費（直接経費の30%以内の相当額）を加えて返金してください。
- 繰越した経費の再繰越は認められません。
- 正式申請後は、原則として繰越承認申請の取り下げ、追加及び繰越承認申請額の変更はできません。
- AMED の中期目標期間最終年度（平成31 年度末）は通常の手続によることができず、繰越要件（対象範囲）及び手続が異なりますので注意してください。

VI. 知的財産について

1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方

※AMED ホームページに掲載の「知的財産ポリシー」もあわせて参照してください。

- 委託研究開発の成果に係る知的財産権は、発明者が所属する組織（大学等・企業等・AMED）にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に受託した研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。
- 研究機関は、委託研究開発の成果に係る知的財産権の確保（適時の研究成果把握、知的財産の掘り起こし、出願等の権利化手続）に努めてください。なお、権利の確保が十分になされない恐れのある場合（例：研究機関において、委託研究開発契約書第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に掲げる事項を遵守しない場合等であって、研究開発成果の最大化に向けて知的財産権の確保が適切な場合等）、AMED は研究機関に代わって権利の確保（出願の準備等）を行うことがあります。
- 研究機関の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその研究機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め研究機関の研究者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めてください。
- 研究機関は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理し、AMED との連絡窓口となる知的財産担当者を少なくとも 1 名配置してください。知的財産担当者は、「経費等内訳・契約項目シート」【計画様式 2】の所定の項目に登録してください。
- 学生を研究開発に参加させる場合、知的財産権を大学に帰属させることだけを目的として雇用契約を結ぶ必要はありませんが、雇用契約が無い場合は、本委託研究開発契約書で規定される事項（知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるように、学生から同意書等を得るなどして適切に対応してください。

2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の発明等に係る知的財産権の取扱い

(1) 知的財産権の帰属

- 産業技術力強化法第19条第2項及び／又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第2項の規定により、AMEDの委託研究開発に係る知的財産権について、AMEDは研究機関から譲り受けないことができます。
- 本委託研究開発契約は同条項を適用しており、同契約書第8条第1項各号及び第10条に掲げる事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関発明者の発明等に係る知的財産権を研究機関に帰属させることができます。

参考

産業技術力強化法（抜粋）

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
 - 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること
 - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
 - 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるもの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。
- 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。
- 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

※本委託研究契約では、同条第一項中の「特定開発研究等成果」については、「発明等」、「国」については「機構」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 研究機関が知的財産権を出願・申請しない、取下・放棄する場合の取扱い
AMED は、当該知的財産権の一部又は全部を承継・出願する場合があります。

3. AMED 所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い

AMED 所属の発明者（以下「機構発明者」という。）の発明等について、研究機関が譲受を希望する場合、研究機関から機構発明者への実施補償金等の対価の支払い条件(※)について機構発明者が合意すれば、AMED は機構発明者の知的財産権を承継しない手続を取ることができます。その後、研究機関は機構発明者からその知的財産権を直接譲り受けることができます。

※対価の支払い条件は、研究機関発明者と同等になるようにしてください。

[手続方法]

- 機構発明者本人が機構所属長を通じて AMED に対し、権利不承継を求める手続が必要ですので、機構発明者に直接相談してください。
- 機構発明者の知的財産権を AMED が権利承継した後も、研究機関はその権利について AMED から譲り受けることができる場合があります。「VI. 6. AMED に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について（P.90）」を参照してください。
- 機構発明者の知的財産権について研究機関が譲受を希望しない場合、又は研究機関による対価の支払条件について機構発明者との合意が得られない場合には、機構発明者の知的財産権は、AMED が機構発明者から承継する場合があります。

4. 受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合の取扱い

研究開発参加者のうち、受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合は、当該研究者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属については、受託研究機関と当該研究者が所属する機関による協議の上、取り決めるものとします。受託研究機関以外の機関に知的財産権が帰属する場合は、委託研究開発契約で規定される事項（知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等）が遵守されるように、受託研究機関の責任で適切に措置してください。

5. AMED との共有に係る知的財産権の取扱い

- AMED 及び研究機関が知的財産権を共有する場合、当該知的財産権の出願に先立ち、AMED 所定の共同出願契約書のひな形を基礎として、協議の上、共同出願契約書を締結するものとします。
- 知的財産権の出願、維持等に係わる一切の費用は、原則として、その持分に応じて負担するものとします。

6. AMED に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について

AMED に帰属することとなった知的財産権について、発明等を創出した研究機関が譲渡を希望する場合に、以下の条件を充足できれば、申請により、AMEDは研究機関に譲渡することができる場合があります。

- (1) AMED が適正と認める対価を、研究機関が支払うこと
- (2) 共同出願人又は共有権利者がいる場合、本申請に係る譲渡（以下「本譲渡」という。）について当該共同出願人等の同意が得られていること
- (3) 本申請が承認された場合、研究機関は自らの費用で上記知的財産権の名義変更を行うこと
- (4) 本譲渡がなされた場合、AMEDとの委託研究開発契約に基づき、研究機関は当該知的財産権についての各種通知をAMEDに行うこと

※上記を全て満たした場合でも、本申請時点で、当該知的財産権についてAMEDが第三者への実施許諾又は譲渡の手続を開始した後である場合は、譲渡できないことがあります。

[手続方法]

- 「知的財産権譲渡申請書」【知財様式 1】の各項目を記入の上、まずは電子メールにてAMEDの知的財産部へお送りください（この時点ではAMED 整理番号の記入は不要です）。譲渡の可否、価格等について回答します。
- 譲渡を正式に申請される場合、下記正本をAMED へ送付してください。
 - ・「知的財産権譲渡申請書」【知財様式 1】
 - ・「知的財産権譲渡同意書（共同出願人）」【知財様式 2】※同意が必要な者全員の分

7. 研究機関に帰属した（AMED との共有でない）知的財産権について

(1) 知的財産権に関するAMED への通知

- 以下の場合には、研究機関はAMED へ通知してください。
電子メール送付先：medicalipATamed.go.jp
※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。
- AMEDに提出すべき通知書・書類（各種知財様式）は、AMEDのHPよりダウンロードして使用してください。

http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html

通知条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
発明等創作時 ※1	発明等報告書 【知財様式 3】	提出する旨を電子メール でご連絡ください。 AMED から提出方法 ご連絡します。	発明等創作後、遅滞なく。 * AMED 知的財産部による十分 な知財マネジメント支援を受けるた めには、できる限り早め（特許出 願前）の報告が必要です。
出願又は申請を行った とき ※2	知的財産権出願通知 書【知財様式 4】	提出する旨を電子メール でご連絡ください。 AMED から提出方法 ご連絡します。	出願・申請の日から 60 日以内
知財登録を行ったと き、取下・放棄するとき ※3	知的財産権出願後 状況通知書 【知財様式 5】	電子メール	設定登録等を受けた日から 60 日 以内。取下・放棄については、その 手続を行う 1 ヶ月以上前。
知的財産権の移転、 専用実施権の設定・ 移転の承諾を行ったと き ※4	知的財産権移転等 通知書 【知財様式 6】	電子メール	当該移転等をした日から 60 日以 内

※1 「発明等報告書」【知財様式 3】、「発明等届出」【知財様式 3 別紙 1】及び発明等の概要を記載した書類を提出する旨を電子メールでご連絡ください。AMED から提出方法をご連絡します。

「発明等報告書」【知財様式 3】に関する書類は、当該電子メールに添付しないでください。必要に応じて、AMED 知的財産部から発明等の内容について問い合わせいたしますので、その際にはご回答をお願いします。

※2 海外出願・国内優先権による出願を含む。「知的財産権出願通知書」【知財様式 4】、「知的財産権出願通知書別紙 1」【知財様式 4 別紙 1】及び添付書類を提出する旨を電子メールでご連絡ください。AMED から提出方法をご連絡いたします。「知的財産権出願通知書」【知財様式 4】に関する書類は、当該電子メールに添付しないでください。

※3 海外出願を含む。「知的財産権出願後状況通知書」【知財様式 5】、「知的財産権出願後状況通知書別紙 1」【知財様式 5 別紙 1】及び添付書類を電子メールで送付してください。「知的財産権出願後状況通知書別紙 1」【知財様式 5 別紙 1】はエクセルファイルのまま送付してください（PDF ファイルには変換しないでください）。取下には、審査請求をしないことのみなし取下になる場合を含みます。

※4 合併又は分割による移転及び産業技術力強化法施行令第 11 条第 3 項に該当する移転以外は、「知的財産権移転承認申請書」【知財様式 7】又は「専用実施権等設定・移転承諾承認申請書」【知財様式 8】により事前申請が必要です。

(2) 知的財産の移転等の AMED への申請

以下の場合には、研究機関はAMED の定める様式により申請を行い、予めAMED の承認を受ける必要があります。知的財産の移転等には、出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。

書類郵送先：〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 1 号

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 知的財産部宛

申請条件	通知書・書類の様式	提出方法	書類提出期限
移転を行うとき ※5	知的財産権移転承認申請書 【知財様式 7】	郵送	移転前に申請
専用実施権等の設定又は移転の承諾をするとき ※5	専用実施権等設定・移転承諾承認申請書 【知財様式 8】	郵送	設定・移転承諾前に申請

※5 知的財産権の移転等の契約を締結する前にAMED 知的財産部にご相談ください。

なお、合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第 8 条第 1 項第 4 号ア～ウに該当する移転は事前承認の対象から除かれます。

(3) 第三者に移転又は実施許諾する場合の注意点

本委託研究開発契約書第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に規定する事項についての遵守義務が承継されるよう、移転先と約定する等、適切な措置を講じてください。

(4) 知的財産権に関する調査への協力

委託研究開発契約期間中及び委託研究開発契約期間後に、AMED は委託研究開発成果について、知的財産権に関する調査を行います。本調査は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理する者又は当該知的財産に関して、AMED との連絡窓口となる担当者、及び「委託研究開発成果報告書」【報告様式 4】に記載した当該調査の窓口となる担当者を通じて実施します。研究機関は、AMED が当該調査を行う場合にはご協力をお願いします。

参考

産業技術力強化法施行令（抜粋）

（国が譲り受けられないことができる権利）

第十一条

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受託者等（法第十九条第一項に規定する受託者等をいう。）であつて株式会社であるものが、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合
- 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）又は同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合
- 三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

8. 委託研究開発の成果に係るノウハウ指定について

- 委託研究開発の成果をノウハウとして使用するためには、委託研究開発契約書第1条第14号（ウ）で定めるとおり、秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、AMEDと受託機関の協議の上、特に指定される必要があります。そのため、ノウハウの指定を希望する場合は、受託機関は、AMEDの定める様式（知財様式14）により、ノウハウの名称を記載したノウハウ指定リスト（別紙1）及びノウハウとして指定すべき部分を記載した補足説明書（別紙2）の作成及び申請を行い、ノウハウ指定の可否についてAMEDと協議してください。
- AMEDは、知財様式14、ノウハウ指定リスト、及び補足説明書に基づき、当該ノウハウの名称その他主要事項に係るリスト（以下「ノウハウリスト」（様式第1）という）及び当該ノウハウの内容の要約（以下「ノウハウブック」（様式第2）という）を作成してノウハウの指定を行います。AMEDは、ノウハウの指定したときは、所定の管理番号を付して管理し、速やかに受託機関に対し、当該ノウハウリストを添付して通知します。
- ノウハウの指定による秘匿すべき期間は、委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、AMEDと受託機関の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができません。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、AMEDと受託機関の協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができます。
- 受託機関と再委託先の協議の結果、ノウハウを再委託先に帰属させることとした場合であっても、ノウハウとして取り扱われるためには、AMEDとの協議の上で、特に指定される必要があります。

9. AMED 知的財産コンサルタントによる支援等について

- AMED知的財産部では、知的財産コンサルタントによる知的財産管理支援、知的財産取得戦略の立案支援等を行う相談窓口（Medical IP Desk）を開設しています。相談をご希望される場合は、知的財産部にご連絡ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

- AMED知的財産部では、実用化に向けた適切な出願戦略策定等のため、委託研究開発成果について、希望に応じて、研究機関から提出される発明等報告（知財様式）等に基づき、外部調査機関による補足的な先行文献調査、市場調査等を実施しています。当該調査結果を踏まえ、研究機関に帰属した成果の導出・ライセンス化活動の支援等を始め、知的財産コンサルタントによる知的財産戦略・出口戦略の立案策定等の知財コンサルテーションを実施します。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/gaibu_hosokuchosa.html

10. 委託研究開発成果に係る国内出願を行う際の出願に係る書類の記載方法について

本研究開発成果に係る特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む）に、「（【代理人】）」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、例えば、特許出願の場合は、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第 19 条の適用を受ける特許出願」と記載してください。「平成〇〇年度」には、成果年度を記載してください。

Ⅶ. 研究報告及びプレス発表

1. 中間報告

研究進捗の把握のため、必要に応じて AMED より研究機関に対して、「委託研究開発中間報告書」【報告様式 2】の作成及び提出を求め場合があります。

2. 実績報告

委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末（61 日）以内に「委託研究開発実績報告書」【報告様式 1】を作成し、AMED へ提出してください。

3. 成果報告

委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末（61 日）以内に「委託研究開発成果報告書」【報告様式 4】を作成し、AMED へ提出してください。

4. 成果利用届

委託研究開発契約書第 16 条に定める委託研究開発の成果を公表するもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果を利用する場合は、事前に「成果利用届」【報告様式 5】を AMED に提出してください。

5. 成果発表等における事業名の明示

研究開発成果等について外部発表等を行う場合、以下の記載例を参考に、本事業の成果によるものであることを謝辞等に明記してください。各事業の名称は事業実施事務処理説明書を参照してください。

（1）英文表記例

Acknowledgement

This research is (partially) supported by the 【事業名】 from Japan Agency for Medical Research and development, AMED.

（2）和文表記例

謝辞

本研究（の一部）は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の【事業名】の支援によって行われた。

6. プレス発表

本事業の研究開発において、製薬企業等との研究開発契約の締結や雑誌への論文発表等、顕著な成果が得られプレス発表を行う際には、下記の「プレス発表準備の流れ」を参照の上、「成果利用届」【報告様式 5】及び「プレス発表に関する連絡情報」【報告様式 6】を作成し、プレス発表の実施が確定次第速やかに AMED 事業担当部署へご一報をお願いします。

<プレス発表準備の流れ(目安)>

	研究者	AMED
・論文アクセプト時 ・実用化関連 ・イベント についてリリースを行うことが確定したとき	AMED 事業担当部署へ「成果利用届」【報告様式 5】及び「プレス発表に関する連絡情報」【報告様式 6】をメールで提出	主務省庁との調整 AMED 主体のプレス発表となるか検討(事業趣旨、成果内容、時期等) ※PS、PO とも調整の上、AMED として発表するべきなのか検討します。
4 週間前まで	AMED 事業担当部署へプレス原稿初稿送付(レクチャー付きの場合)	
3 週間前まで	AMED 事業担当部署へプレス原稿初稿送付(レクチャー無しの場合)	
	所属研究機関・AMED との内容調整	AMED 内での調整
3 稼働日前		(担当記者クラブ登録)
当日	プレス発表日、事前資料配布(解禁付)	
	(記者の取材・レクチャー)	
発表後	情報解禁又はオンライン公開	



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

平成29年度AMED事務処理説明会

委託研究開発契約事務処理説明書 に関する新旧対比表



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

平成29年度AMED事務処理説明会

経理部

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
経理部契約調整グループ

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>Ⅱ. 委託研究開発契約の概要</p>	<p>Ⅱ. 委託研究開発契約の概要</p>
<p>2. 委託研究開発契約の契約形態締結にあたっての留意事項</p>	<p>2. 委託研究開発契約の契約形態</p>
<p>(1)略</p> <p>(23)事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認 ●委託研究開発契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前及び契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、委託研究開発契約を見合わせる場合や委託契約期間中であっても、委託研究開発費の縮減や研究開発停止、委託契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。</p> <p>(34)参画研究機関研究グループに参加する機関間の連携・権利義務の明確化 ●現行、参画機関研究グループに参加する機関相互での共同研究契約の締結は、契約条項等を定めておりませんが、研究開発成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画研究グループに参加する機関間で適切に対応してください。</p> <p>略</p>	<p>(3)事務管理体制及び財務状況等に関する調査・確認 ●委託研究開発契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前及び契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については、委託研究開発契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、委託研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。</p> <p>(4)参画研究機関間の連携・権利義務の明確化 ●現行、参画機関相互での共同研究契約の締結は、契約条項等を定めておりませんが、研究成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画機関間で適切に対応してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>3. 委託研究開発契約に係る書類</p>	<p>3. 委託研究開発契約に係る書類</p>
<p>(1)～(2)略</p> <p>(3)各種様式変更届 ●委託研究開発契約の変更のうち、下記に定める軽微な変更については、変更契約書を取り交わすことなく、「変更届」【計画様式3】の提出をもって、変更契約が締結されたものとみなします。 契約変更の手続については、「Ⅲ. 1 契約変更の種別」を参照してください。</p>	<p>(3)変更届 ●委託研究開発契約の変更のうち、下記に定める軽微な変更については、変更契約書を取り交わすことなく、「変更届」【計画様式3】の提出をもって、変更契約が締結されたものとみなします。 契約変更の手続については、「Ⅲ. 1 契約変更の種別」を参照してください。</p>
<p>変更届の対象- ・研究機関の住所、名称、研究機関の代表者又は代表者より権限を委譲された者の変更 ・「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】の変更(ただし、「研究開発計画書」【計画様式1】の「Ⅱ. 2. 担当別研究開発概要」に記載のある者が変更となった場合は、変更承認申請が必要です。)</p>	<p>変更届の対象: ・研究機関の住所、名称、研究機関の代表者又は代表者より権限を委譲された者の変更 ・「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】の変更(ただし、「研究開発計画書」【計画様式1】の「Ⅱ. 2. 担当別研究開発概要」に記載のある者が変更となった場合は、変更承認申請が必要です。)</p>
<p>●それぞれの様式について、設けられた期日までにAMEDに提出してください。</p> <p>①計画様式 研究開発計画書やそれに付随する書類、また研究開発計画の変更等に関する様式です。</p> <p>②報告様式 研究開発に関する報告や研究開発成果・プレス発表に関する様式です。</p> <p>③経理様式 経理報告、繰越、人件費、物品等の様式です。</p> <p>④知財様式 知財に関する申請・報告の様式です。</p> <p>略</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

(5)その他
 ●上記の書類を含め、各種報告物の様式やFAQ等をAMED ホームページに掲載します。**更新等はメルマガで告知しますので、配信登録していただくとう便利です。**
<https://krs.bz/amed/m/subscription>
 ●各種報告物の提出者(記名捺印者)は下記各様式に記載のとおりです。捺印は公印(役職印)としてください。契約担当者に役職印がない場合は、契約担当者の上長の記載及び押印(※)をお願いします。

	提出文書	記名捺印者
計画書様式	委託研究開発契約書	代表者又は代表者より権限を委任された分任契約担当者(契約者)
	委託研究開発変更契約書	契約担当者(契約項目シートに記載の契約担当者)
経理様式	定変更届【計画様式3】	契約担当者(契約項目シートに記載の契約担当者)
	研究開発計画変更承認申請書【計画様式4】	
知財様式	研究開発計画変更承認申請書【計画様式4】	
	委託研究開発中止(廃止)承認申請書【経理様式5】	契約担当者
知財様式	成果利用届【経理様式5】	契約担当者
	研究開発計画(研究開発担当者とは、研究開発計画書【計画様式1】の「B.2.担当研究開発代表者」に記載のある研究開発代表者及び研究開発分任者の総称)	契約担当者
知財様式	プレス発表に関する連絡情報【報告様式6】	契約担当者
	上記以外	契約担当者
知財様式	経理様式	契約担当者
	知財財産権譲渡申請書【知財様式1】	契約担当者又は知財財産権の譲渡等の権限を持つ方
知財様式	知財財産権譲渡申請書(共同出願人)【知財様式2】	契約担当者又は知財財産権の譲渡等の権限を持つ方
	知財財産権移転承認申請書【知財様式7】	
知財様式	知財財産権移転承認申請書【知財様式7】	
	特許実施権等設定・移転承認承認申請書【知財様式8】	

削除

※契約担当者に役職印がない場合
 文書の記名捺印者は契約担当者の上長とし、下記に契約担当者を記名してください。

(例) (契約担当者)
 職階名：国立大学法人○○大学
 所属 役職：△△研究科研究推進課 課長
 氏名：□□ □□ 役職印 一契約担当者の上長
 研究推進課 係長 ◇◇ ◇◇ 一契約担当者

(5)その他
 ●上記の書類を含め、各種報告物の様式やFAQ等をAMED ホームページに掲載します。
 ●各種報告物の提出者(記名捺印者)は下記のとおりです。捺印は公印(役職印)としてください。契約担当者に役職印がない場合は、契約担当者の上長の記載及び押印(※)をお願いします。

	提出文書	記名捺印者
計画書様式	委託研究開発契約書	代表者又は代表者より権限を委任された分任契約担当者(契約者)
	委託研究開発変更契約書	契約担当者(契約項目シートに記載の契約担当者)
経理様式	定変更届【計画様式3】	契約担当者
	研究開発計画変更承認申請書【計画様式4】	契約担当者
知財様式	委託研究開発中止(廃止)承認申請書【経理様式5】	契約担当者
	成果利用届【経理様式5】	契約担当者
知財様式	研究開発計画(研究開発担当者とは、研究開発計画書【計画様式1】の「B.2.担当研究開発代表者」に記載のある研究開発代表者及び研究開発分任者の総称)	契約担当者
	プレス発表に関する連絡情報【報告様式6】	契約担当者
知財様式	上記以外	契約担当者
	経理様式	契約担当者
知財様式	知財財産権譲渡申請書【知財様式1】	契約担当者又は知財財産権の譲渡等の権限を持つ方
	知財財産権譲渡申請書(共同出願人)【知財様式2】	契約担当者又は知財財産権の譲渡等の権限を持つ方
知財様式	知財財産権移転承認申請書【知財様式7】	
	特許実施権等設定・移転承認承認申請書【知財様式8】	

※契約担当者に役職印がない場合
 文書の記名捺印者は契約担当者の上長とし、下記に契約担当者を記名してください。

(例) (契約担当者)
 職階名：国立大学法人○○大学
 所属 役職：△△研究科研究推進課 課長
 氏名：□□ □□ 役職印 一契約担当者の上長
 研究推進課 係長 ◇◇ ◇◇ 一契約担当者

4. 再委託について

(1)略
 (2)留意事項
 ●研究開発の一部を他の研究機関に委託する場合は、研究費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。

略

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続

1. 委託研究開発契約の契約変更の種別

●委託研究開発契約の変更に係る手続は、
 ・「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】(委託研究開発変更契約の締結)により行う場合
 ・「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】(変更申請・承認)により行う場合
 ・「変更届」【計画様式3】(届出)により行う場合
 の3種類があります。変更内容によって、以下の手続が必要になります。

契約変更に係る手続

提出書類	種別	変更内容(例)
「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】	委託研究開発変更契約	契約内容に重要な変更がある場合 ●以下に掲げる委託研究開発契約(「契約項目」)の変更 (「Ⅱ. 3 (3) 変更届」に規定するものを除く。) ①委託金額、(1)委託研究開発費種別名の変更 (3)②委託期間の変更 (4)当事業年度における委託研究開発費の変更(増額・減額いずれも) (5)当事業年度における研究開発目的及び内容の変更②研究開発内容の変更 ●債権債務の一部を譲渡することによる研究機関の変更 ●委託研究開発費の繰越
	変更承認申請・承認	研究開発計画に主要な変更がある場合 ●「研究開発計画書」【計画様式1】に関する変更 (「Ⅱ. 3 (3) 変更届」に規定するものを除く。) ①評価等により「Ⅱ. 研究開発の内容」の変更をする時 ②再委託契約を行う場合に、再委託先等を追加又は変更する時 ③再委託契約を行う場合に、直接契約分と再委託分間で配分額を変更する時 ④②研究開発体制の変更のうち、「研究開発計画書」【計画様式1】の「Ⅱ. 2. 担当別研究開発概要」に記載のある研究開発担当者代表者・研究開発分担者を変更・追加する時(所属部署・役職変更のみであれば変更届) ⑤●「経費等内訳書」【計画様式1付属資料2】に関する変更で、「Ⅲ. 経費」1委託研究開発費の直接経費について流用制限を超えて、経費の配分を変更増減する時(再委託先が流用制限を超えた場合も同様の手続きが必要)
変更届【計画様式3】	届出	研究開発計画に軽微な変更がある場合 ①研究機関(再委託先含む)の住所、名称の変更 ②研究機関(再委託先含む)の代表者の変更 ③代表者より権限を委任された者の変更が生じる時 ④「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に記載された研究者の氏名・所属部署・役職・役割・実施内容・参加期間を変更する時(研究開発担当者を除く) ⑤「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に記載された研究開発担当者の所属部署・役職を変更する時

1. 契約変更の種別

●契約変更に係る手続は、「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】(変更契約の締結)により行う場合、「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】(変更承認)により行う場合、及び「変更届」【計画様式3】により行う場合の3種類があります。変更内容によって、以下の手続が必要になります。

契約変更に係る手続

手続の種類	変更内容(例)
「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】	変更契約の締結 契約内容に重要な変更がある場合 ●委託研究開発契約「契約項目」の変更 (「Ⅱ. 3 (3) 変更届」に規定するものを除く。) ①委託金額、②委託期間、③研究開発内容の変更 ●債権債務の一部を譲渡することによる受託者の変更 ●委託研究開発費の繰越
	変更承認 研究開発計画に主要な変更がある場合 ●「研究開発計画書」【計画様式1】に関する変更 (「Ⅱ. 3 (3) 変更届」に規定するものを除く。) ①評価等により研究開発内容の変更をする時 ②再委託契約を行う場合に、再委託先等を追加又は変更する時 ③研究開発体制の変更のうち、「研究開発計画書」【計画様式1】の「Ⅱ. 2. 担当別研究開発概要」に記載のある研究開発担当者を変更する時 ●「経費等内訳書」【計画様式1付属資料2】に関する変更で、流用制限を超えて、経費の配分を変更する時
変更届【計画様式3】	研究開発計画に軽微な変更がある場合 ①研究機関の住所、名称の変更 ②研究機関の代表者の変更 ③代表者より権限を委任された者の変更が生じる時 ④「研究開発参加者リスト」【計画様式1付属資料1】に記載された研究者を変更する時(研究開発担当者を除く)

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

●変更承認申請書は、変更しようとする日の7営業日前までに「本書、個別事業、課題に関するお問い合わせ先(P.O●)」へ提出してください。AMED内での手続きが終了することにより承認又は不承認が決められ、変更承認通知書又は変更契約書が送付されます。また、変更しようとする日付が申請日以前となる申請書は認められません。(仮に、承認申請書の提出が遅れた場合には、委託先機関(再委託先は不可)による理由書(委託先機関事務部門の責任者(例:総務部長)による記名押印)を合わせて提出ください)。

●変更届は、随時、又は当月分をまとめて遅くとも翌月10日までに提出してください。なお、AMEDと複数件の委託研究開発契約を締結している研究機関においては、変更届の①～③の変更に係る変更届作成は研究機関で1通のみで結構です。作成した変更届は「経理に関するお問い合わせ先」にお送りください。

●これらによらない変更は個別事業に関するお問い合わせ先にご相談ください。

●直接経費の流用制限については「IV. 3. 費目(大項目)間流用の取扱い(P.O●)」を参照してください。

●変更届は、随時、又は当月分をまとめて遅くとも翌月10日までに提出してください。

IV-V. 執行について

V. 執行について

3. 費目(大項目)間流用の取扱い

項目新設

3. 費目(大項目)間流用の取扱い

●費目(大項目)ごとの当該流用に係る額が、当該年度における直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超越えない場合には、「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】による申請なく流用が可能です。を不要とします。

流用の基準を超える場合は、事前に「研究開発計画変更承認申請書」【計画様式4】による申請が必要となります。

●委託研究開発契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。

●直接経費・間接経費の間での流用は認められません。

●流用制限範囲内の流用であっても、後日、AMEDが研究開発担当者及び研究機関に流用の内容に関する説明を求め、「研究開発計画書」【計画様式1】との整合性あるいは妥当性等が認められないと判断する場合には、委託研究開発費の返金を求めることがありますので、慎重に処理を行ってください。

●再委託を行う場合の再委託先の費目間流用については、それぞれの再委託先に措置された委託研究開発費の範囲においてのみ同様の基準で認められ、AMEDの事前の承認無く研究機関と再委託先を跨いだ一切の流用を行うことはできません。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前				
<p>4, 直接経費の取扱い</p> <p>(2) <旅費> ①~③ 略</p> <p>④旅費計上の対象区間 旅費は、委託業務の用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費等が対象となります。 ただし、当該委託業務以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、委託費として計上する部分と計上しない部分に区別してください。直接経費として計上できるのは、「委託業務の用務先」に向かう旅程に係る旅費、及び「委託業務の用務先」から「出発地」に戻る旅程に係る旅費となります。</p> <p>以下に、参考例を示します。(黒色部分が計上可能) (i) 委託業務の用務先Aから委託業務以外の用務先Bへ連続している場合</p> <table border="1" data-bbox="62 715 790 754"> <tr> <td style="background-color: black; color: white;">A</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black;">B</td> <td></td> </tr> </table> <p>委託費対象区間 ※ Aまでの旅費を計上 ※ Aの業務が終了した日の宿泊費は、(B)へ赴くための費用なので、計上不可 …(略)</p> <p>⑤~⑥ 略</p> <p>⑦旅費における証拠書類等 (i)~(iii) 略 (iv) クレジットカードでの支払い 委託先の規程等により法人クレジットカード等の使用が認められている場合は、クレジット会社の請求額を計上してください。その際の証拠書類は、通常の旅費の証拠書類に加え、領収証、相手から領収証が発行されない場合は、クレジット会社の明細書を添付してください。クレジットカード払いを収支簿へ計上する場合は、3月末までに検収をし、4月末までに引落しが完了したものに限りです。</p>	A		B		<p>4, 直接経費の取扱い</p> <p>(2) <旅費></p> <p>④旅費における証拠書類等 (iv) クレジットカードでの支払い 委託先の規程等により法人クレジットカードの使用が認められている場合は、クレジット会社の請求額を計上してください。その際の証拠書類は、通常の旅費の証拠書類に加え、クレジット会社の明細書も添付してください。クレジットカード払いを収支簿へ計上する場合は、3月末までに検収をし、4月末までに引落しが完了したものに限りです。</p>
A		B			

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

(3) <人件費・謝金>

①～③ 略

④人件費に係る健保等級単価について

(iv) 人件費単価の算出方法

人件費単価は、以下の条件により「健保等級適用者」と「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」に区分されます。また出向者についても契約内容により「健保等級適用者」あるいは「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」として区別いたします。

(a) 健保等級適用者の該当要件

健保等級を適用する者は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。者は、必ず「健保等級」による労務単価としてください。

- | |
|--|
| ① 健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該委託業務に従事する者 |
| ② 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者 |

略

(4) <その他>

①～⑥ 略

● 本委託研究以外の資金で購入した研究機関所有の機械・装置を修理又は保守する場合、100%AMED 業務に使用していることが条件となります。ただし、大学等において、共用使用及び他の競争的資金と合算で購入した研究用設備・備品の場合は、100%の適用は除外します。

略

(3) <人件費・謝金>

これまで別紙としていた「(別紙)人件費単価について」を本体に取り込み。

1-2. 人件費単価の算出方法

人件費単価は、以下の条件により「健保等級適用者」と「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」に区分されます。また出向者についても契約内容により「健保等級適用者」あるいは「健保等級適用者以外(健保等級非適用者)」として区別いたします。

(1) 健保等級適用者の該当要件

以下の条件すべてを満たしている者は、必ず「健保等級」による労務単価としてください。

(4) <その他>

● 研究機関所有の機械・装置を修理又は保守する場合、100%AMED 業務に使用していることが条件となります。ただし、大学等において、共用使用及び他の競争的資金と合算で購入した研究用設備・備品は除きます。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>65. 間接経費について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)間接経費の算定・請求 ●間接経費は直接経費に対する30%を上限に措置されます。 ●<u>間接経費率は整数となるように設定してください。</u> ●<u>変更契約や額の確定による返金等においては、この間接経費率に基づき間接経費額が算定されます。</u> ●間接経費の算定(直接経費×間接経費率)にあたっての端数処理は「1円未満切り捨て」となります。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><u>(5)間接経費執行実績報告書の提出について</u> ●<u>「間接経費執行実績報告書」の実績分の提出は、</u> ・<u>競争的資金:e-Radにより提出</u> ・<u>非競争的資金:AMEDへの提出</u> となります。 ※<u>e-Radでの提出機能の概要及び操作マニュアル等(研究機関向け)については、e-Radポータルサイト上の「e-Radシステムからのお知らせ」を御確認ください。</u> ※<u>AMEDへの提出は指定のメールアドレスに期限の6月末日までにお送りください。</u> <u>「非競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式A-3】提出専用アドレス:</u> <u>kansetsukeihi@Tamed.go.jp</u> (“AT”を”@”に置き換えて利用してください)</p>	<p>5. 間接経費について</p> <p>(2)間接経費の算定・請求 ●間接経費は直接経費に対する30%を上限に措置されます。</p> <p>●間接経費の算定(直接経費×間接経費率)にあたっての端数処理は「1円未満切り捨て」となります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

●提出にあたっては、以下の点に留意してください。

①競争的資金における間接経費の報告方法
競争的資金だけを受給している機関については、機関にて「間接経費執行状況報告書」を作成して、e-Radにて報告してください。

②競争的資金と非競争的資金を受給していて、合算して使用している場合
(i)競争的資金と非競争的資金を合算して使用していて、資金を分割することが不可能な場合は、競争的資金と非競争的資金の予算比率を用いて、競争的資金についてはe-Radに報告し、非競争的資金についてはAMEDに報告してください。
(ii)競争的資金と非競争的資金を合算して使用していて、資金を分割することが可能な場合は、競争的資金についてはe-Radにて報告し、非競争的資金については、AMEDに報告してください。

③非競争的資金だけを受給している研究機関について
(i)「非競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」【経理様式A-3】にてAMEDに報告してください。
(ii)事業ごとに分割が可能な場合は、事業ごとに報告書を作成して、AMEDに報告してください。

④分担研究機関(再委託先を含む。)の提出方法について
他の競争的資金とともに研究機関ごとに作成し、上記の①～③に従って報告してください。

⑤一般管理費を受給している研究機関
報告の義務はありません。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>87. 委託研究開発費のAMED から研究機関への支払いについて</p> <p>(1)支払いの方法</p> <p>●「請求書」【経理様式A-4】に基づき、原則として『均等分割払い』(四半期毎の4回払い。<u>契約開始が第2四半期の場合は、3分割した金額を四半期毎に3回払い</u>)とします。<u>ただし、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。分割した結果、請求額に生じる千円未満の端数は、第4四半期にまとめて請求してください。</u></p> <p>●<u>また、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。</u></p> <p>①該当年度における直接経費の額が2,000万円以下の場合 ②第3四半期以降に<u>委託期間契約</u>が開始する場合 ③変更契約に伴う追加払いの場合 ④その他、特段の事由がある場合</p> <p>●分割払いの取扱いについては、<u>「V. 8. 委託研究開発費の分割払いについて」を参照してください。支払額について、以下の理由がある場合は、AMEDにて各期の支払い額を調整いたします。研究機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにAMEDに相談してください。</u></p> <p>①<u>研究機関又は研究開発担当者からの求めがあり、研究開発計画の内容や研究遂行上の観点から必要であるとAMEDが判断した場合</u> ②<u>AMEDの資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合</u> ③<u>その他、AMEDが必要と判断する場合</u></p> <p>●委託研究開発契約締結前及び契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、AMEDが別途指定する委託方法(精算払等)に従って頂く場合や、委託研究開発契約の締結を見合わせる場合があります。</p>	<p>7. 委託研究開発費のAMED から研究機関への支払いについて</p> <p>(1)支払いの方法</p> <p>●「請求書」【経理様式A-4】に基づき、原則として『均等分割払い』(四半期毎の4回払い)とします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。</p> <p>①該当年度における直接経費の額が2,000万円以下の場合 ②第3四半期以降に契約が開始する場合 ③変更契約に伴う追加払いの場合 ④その他、特段の事由がある場合</p> <p>●分割払いの取扱いについては、「V. 8. 委託研究開発費の分割払いについて」を参照してください。</p> <p>●委託研究開発契約締結前及び契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、AMEDが別途指定する委託方法(精算払等)に従って頂く場合や、委託研究開発契約の締結を見合わせる場合があります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

(2) 委託研究開発費の請求について

- 委託研究開発費の早期支払いにより、委託研究開発費の効率的かつ速やかな執行による研究開発の円滑な推進、また、研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関においては、委託研究開発契約の早期締結、並びに請求書の速やかな提出等の事務処理をお願いします。
- 研究機関が発行する請求書は委託研究開発契約毎に作成してください。なお、誤りなく速やかに処理するために、確認事項として請求書類に研究開発担当者の氏名を記載してください。
- 委託研究開発費直接経費及び間接経費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、原則として「請求書」【経理様式A-4】を使用してください。 でお願いします。やむを得ず「振込依頼書」や「納入告知書」を使用する場合は、事前にAMEDにご相談ください。 納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。
- 請求書の作成にあたっては、AMEDホームページに掲載している記入要領、記入例(いずれも様式に添付)を参考としてください。

(3)～(4) 略

変更前

(2) 委託研究開発費の請求について

- 委託研究開発費の早期支払いにより、委託研究開発費の効率的かつ速やかな執行による研究開発の円滑な推進、また、研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関においては、委託研究開発契約の早期締結、並びに請求書の速やかな提出等の事務処理をお願いします。
- 研究機関が発行する請求書は委託研究開発契約毎に作成してください。なお、誤りなく速やかに処理するために、確認事項として請求書類に研究開発担当者の氏名を記載してください。
- 直接経費及び間接経費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、「振込依頼書」や「納入告知書」でなく「請求書」【経理様式A-4】でお願いします。
- 納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

(52)スケジュール
各期のスケジュール等は下記のとおりです。

前年度	03月	●03月下旬迄・・・委託研究開発契約の手続(研究機関・AMED)	
当該年度	第1四半期	04月 ●04月下旬迄・・・第1四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
		05月 ●05月下旬迄・・・第1四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		06月 ●06月下旬迄・・・第2四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第2四半期	07月 ●07月下旬迄・・・第2四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		08月	
		09月 ●09月下旬迄・・・第3四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第3四半期	10月 ●10月下旬迄・・・第3四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		11月 ●10～11月頃・・・中間検査を実施する場合があります。(研究機関・AMED)	
		12月	繰越を行う研究機関 ●12月25日迄・・・繰越申請(研究機関→AMED)
	第4四半期	01月	
		02月 ●02月上旬迄・・・第4四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
		03月	繰越を行う研究機関 ●03月上旬迄・・・第4四半期分の支払い手続(AMED→研究機関) ●03月中旬～下旬迄・・・年度末検査・変更契約(研究機関・AMED)
翌年度	第1四半期	04月 ●05月31日迄・・・「委託研究開発実績報告書」等の各種報告書類の提出(研究機関→AMED)	
		05月 ●以降、確定検査(研究機関・AMED)	
		06月 ●06月30日迄・・・「間接経費執行実績報告書」(研究機関→eRadもしくはAMED)	

第4期分は12月下旬受取、
1月下旬支払いに変更。

(2)スケジュール
各期のスケジュール等は下記のとおりです。

前年度	03月	●03月下旬迄・・・委託研究開発契約の手続(研究機関・AMED)	
当該年度	第1四半期	04月 ●04月下旬迄・・・第1四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
		05月 ●05月下旬迄・・・第1四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		06月 ●06月下旬迄・・・第2四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第2四半期	07月 ●07月下旬迄・・・第2四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		08月	
		09月 ●09月下旬迄・・・第3四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
	第3四半期	10月 ●10月下旬迄・・・第3四半期分の支払い手続(AMED→研究機関)	
		11月 ●10～11月頃・・・中間検査を実施する場合があります。(研究機関・AMED)	
		12月	繰越を行う研究機関 ●12月25日迄・・・繰越申請(研究機関→AMED)
	第4四半期	01月	
		02月 ●02月上旬迄・・・第4四半期分の請求書(研究機関→AMED)	
		03月	繰越を行う研究機関 ●03月上旬迄・・・第4四半期分の支払い手続(AMED→研究機関) ●03月中旬～下旬迄・・・年度末検査・変更契約(研究機関・AMED)
翌年度	第1四半期	04月 ●05月31日迄・・・「委託研究開発実績報告書」等の各種報告書類の提出(研究機関→AMED)	
		05月 ●以降、確定検査(研究機関・AMED)	
		06月 ●06月30日迄・・・「間接経費執行実績報告書」(研究機関→AMED)	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>11. 物品等の取扱いについて【企業等】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 物品の管理</p> <p>①研究機関にて管理対象となる物品等</p> <p>●研究機関は研究開発実施期間中、AMED 帰属の取得物品及び提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び研究開発担当者は、下記報告対象物品等以外(消耗品扱いとなる物品等)も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。</p> <p>②直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの</p> <p>(i)有形固定資産(取得価格金額50 万円以上(消費税込み)の設備等):「有形固定資産取得報告書」【物品様式2】</p> <p>(ii)無形固定資産(取得価格金額50 万円以上(消費税込み)のソフトウェア等):「無形固定資産取得報告書」【物品様式3】</p> <p>●直接経費で調達した取得価格が50 万円以上(消費税込み)で、かつ耐用年数が1年以上の物品等を取得した場合は、資産取得月の翌月の10 日までに「有形・無形固定資産取得報告書」【物品様式2又は3】により事業担当部署へ報告してください。ただし、12 月の取得分については、12 月の最終営業日までに事業担当部署へ報告してください。</p> <p>●報告にあたっては、検収日が確認できる納品書と、品名・型番・メーカーが判別できる資料(カタログ等)を添付してください。</p> <p>●100%子会社等又は自社から調達を行った固定資産の取得価格金額は利益排除後の金額とし、利益排除の根拠となる資料を合わせて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨記載してください。</p> <p>●上記固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。取得価格には取得に要した費用(運送費、据え付け調整費等)を含めてください。なお、AMED 帰属の取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前にAMED へ相談してください。</p> <p>③～⑤ 略</p>	<p>11. 物品等の取扱いについて【企業等】</p> <p>(2) 物品の管理</p> <p>①研究機関にて管理対象となる物品等</p> <p>●研究機関は研究開発実施期間中、AMED 帰属の取得物品及び提供物品を無償で使用することができます。研究機関及び研究開発担当者は、下記報告対象物品等以外(消耗品扱いとなる物品等)も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。</p> <p>②直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの</p> <p>(i)有形固定資産(取得金額50 万円以上(消費税込み)の設備等):「有形固定資産取得報告書」【物品様式2】</p> <p>(ii)無形固定資産(取得金額50 万円以上(消費税込み)のソフトウェア等):「無形固定資産取得報告書」【物品様式3】</p> <p>●直接経費で調達した取得価格が50 万円以上(消費税込み)で、かつ耐用年数が1年以上の物品等を取得した場合は、資産取得月の翌月の10 日までに「有形・無形固定資産取得報告書」【物品様式2又は3】により事業担当部署へ報告してください。ただし、12 月の取得分については、12 月の最終営業日までに事業担当部署へ報告してください。</p> <p>●100%子会社等又は自社から調達を行った固定資産の取得金額は利益排除後の金額とし、利益排除の根拠となる資料を合わせて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨記載してください。</p> <p>●上記固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。なお、AMED 帰属の取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前にAMED へ相談してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

⑥事業終了後の物品等の取扱いについて
 ●事業終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用される場合はことを前提に、平成26年度までに取得された有形固定資産は、原則として一定の貸借期間(有償)を経て、平成27年度以降に取得された有形固定資産は、無償貸与を経て、当該有形固定資産の耐用年数経過後に買い取っていただくこととしています。
 ●消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって、適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

(3)物品の移動等について

①取得物品を移動する場合
 ●有形固定資産取得報告書及び無形固定資産取得報告書にて報告済みの取得物品及び提供物品の所在場所が変更となる場合には、「取得物品移動申請書」【物品様式1】により、事前にAMEDへ申請報告してください。
 ●研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きAMEDの研究開発を推進する場合には、取得物品及び提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。研究機関帰属となる取得物品についても、原則として、無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。
 ●AMEDが委託研究開発契約を締結する分担機関へ物品を移動する場合は、事前に「取得物品移動申請書」【物品様式1】による手続により物品の移動を行ってください。

変更前

⑥事業終了後の物品等の取扱いについて
 ●事業終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間(有償)を経て、耐用年数経過後に買い取っていただくこととしています。
 ●消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって、適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

(3)物品の移動等について

①取得物品を移動する場合
 ●報告済みの取得物品の所在場所が変更となる場合には、「取得物品移動申請書」【物品様式1】により、事前にAMEDへ報告してください。
 ●研究開発担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きAMEDの研究開発を推進する場合には、取得物品及び提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。研究機関帰属となる取得物品についても、原則として、無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。
 ●AMEDが委託研究開発契約を締結する分担機関へ物品を移動する場合は、「取得物品移動申請書」【物品様式1】による手続により物品の移動を行ってください。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

②委託研究開発に関連して取得物品及び提供物品を持ち出し、貸付する場合
 (i) 物品の移動が短期間(1年度未満)の場合(持ち出し)
 ●修理、フィールドワーク等のために取得物品を一時的に移動させる場合は、「取得物品持ち出し申請書」【物品様式4-1】により、事前にAMEDへ申請連絡してください。AMEDが申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」【物品様式4-2】を提出して頂きます。
 (ii) 貸付
 ●一時的といえない物品の移動を行う場合には、その期間に応じ、「取得物品貸付申請書」【物品様式4-3】により、事前にAMEDへ申請連絡してください。なお、AMEDと委託研究開発契約を締結する分担機関への移動は、上記「V.11(3)①取得物品を移動する場合」により処理を行います。
 (a) 物品の移動が短期間(1年度)の場合
 ●AMEDは申請を受理した後、物品移動先の研究機関に対し物品貸付許可証を発行します。物品移動先の研究機関には、物品受領後速やかにAMEDに対して「貸付物品受領書」【物品様式4-4】を発行して頂きます。
 (ii.b) 物品の移動が長期間(1年超)の場合
 ●AMEDは「物品貸付申請書」【物品様式4-3】による申請を受理した後、物品移動先の研究機関との間でAMEDが別途提示する移動物品の使用貸借契約を締結します。

略

②委託研究開発に関連して取得物品を持ち出し、貸付する場合
 (i) 持ち出し
 ●修理、フィールドワーク等のために取得物品を一時的に移動させる場合は、「取得物品持ち出し申請書」【物品様式4-1】により、事前にAMEDへ連絡してください。AMEDが申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」【物品様式4-2】を提出して頂きます。
 (ii) 貸付
 ●一時的といえない物品の移動を行う場合には、その期間に応じ、「取得物品貸付申請書」【物品様式4-3】により、事前にAMEDへ連絡してください。なお、AMEDと委託研究開発契約を締結する分担機関への移動は、上記「V.11(3)①取得物品を移動する場合」により処理を行います。
 (a) 物品の移動が短期間(1年度)の場合
 ●AMEDは申請を受理した後、物品移動先の研究機関に対し物品貸付許可証を発行します。物品移動先の研究機関には、物品受領後速やかにAMEDに対して「貸付物品受領書」【物品様式4-4】を発行して頂きます。
 (b) 物品の移動が長期間(1年超)の場合
 ●AMEDは申請を受理した後、物品移動先の研究機関との間でAMEDが別途提示する移動物品の使用貸借契約を締結します。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>146. 検査について</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)検査の方法</p> <p>●検査の方法としては、「実地検査」と「書面検査」があり、いずれかの方法により実施します。方法については、各事業担当部署の指示に従ってください。</p> <p>●<u>科研費を受給しており、内部監査を実施している機関であっても、書面検査の際には「委託費[直接経費]収支簿」【経理様式A-2】を提出してください。また必要に応じ実地検査を行う場合があります。加えて、これらの検査に際し証拠書類の提出を求める場合があります。</u></p> <p>●科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関及びAMED が特に必要と認める機関等に対しては、収支簿及び「【別添3】証拠書類一覧」に記載された証拠書類の提出を求め、それらを基に書面検査を行います。また、必要に応じ実地検査を実施します。</p> <p>略</p>	<p>16. 検査について</p> <p>(3)検査の方法</p> <p>●検査の方法としては、「実地検査」と「書面検査」があり、いずれかの方法により実施します。方法については、各事業担当部署の指示に従ってください。</p> <p>●「【別添1】公的研究費の管理・監査のガイドライン」を遵守している機関で、科研費を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合は、実地検査を原則として行わないこととします。同時にAMED に対する「委託費[直接経費]収支簿」【経理様式A-2】及び証拠書類の提出の省略を認め、「委託研究開発実績報告書」【報告様式1】に基づく簡便な精算を実施することとします(収支簿及び証拠書類の提出省略が認められる場合であっても、研究機関は収支の合目的性・適正性についての責任説明が果たせるよう、収支簿の作成・保管と証拠書類の保管を行う必要があります。)</p> <p>●科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関、AMED が特に必要と認める機関等に対しては、収支簿及び「【別添3】証拠書類一覧」に記載された証拠書類の提出を求め、それらを基に書面検査を行います。また、必要に応じ実地検査を実施します。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>V.VI. 繰越制度について</p>	<p>VI. 繰越制度について</p>
<p>1. 繰越申請の概要</p>	<p>1. 繰越申請の概要</p>
<p>(1) 繰越対象</p> <p>① 繰越事由の範囲</p> <p>●本事業では、委託研究開発費の繰越は原則できません。委託研究開発費の計画的かつ早期の執行に努めてください。</p> <p>ただし、委託事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、かつ、委託事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、関係省庁が各々繰越の事由としているものに適合する場合は、繰越の対象となります。なお、繰越の事由は以下の通りです。追って連絡します</p> <p>・計画に関する諸条件 関係機関からの許認可や調達機器の仕様変更等予期せぬ事由に不測の日数を要し、当初の計画を変更する必要がある場合</p> <p>・気象の関係 豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により、現行の業務計画を延期又は中断することが必要となった場合</p> <p>・資材の入手難 予期しなかった外的要因により、当初の業務計画通りに研究用資材等を入手することができなくなった場合</p> <p>・試験研究に際しての事前の調査 当初の計画では予見し得なかった新たな知見の出現等により、情報収集等事前の調査が必要となった場合</p> <p>・研究方式の決定の困難 当初の計画では予見し得なかった新たな知見の出現等により、改めて調査を行い、研究方式を決定することが必要となった場合</p> <p>② 繰越の対象となる委託研究開発契約</p> <p>●次年度以降も研究期間が継続するものを対象とします。(研究開発期間最終年度の繰越はできません。)</p>	<p>(1) 繰越対象</p> <p>① 繰越事由の範囲</p> <p>●本事業では、委託研究開発費の繰越は原則できません。委託研究開発費の計画的かつ早期の執行に努めてください。</p> <p>ただし、委託事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、かつ、委託事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、関係省庁が各々繰越の事由としているものに適合する場合は、繰越の対象となります。なお、繰越の事由は追って連絡します。</p> <p>② 繰越の対象となる委託研究開発契約</p> <p>●次年度以降も研究期間が継続するものを対象とします。(研究開発期間最終年度の繰越はできません。)</p>



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

平成29年度AMED事務処理説明会

研究公正・法務部

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

研究公正・法務部

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
I. はじめに	I. はじめに
<p>1. はじめに</p> <p><u>※研究開発の一部を他の研究機関に委託する場合は、研究費の配分の有無にかかわらず、必ず再委託先と再委託契約を締結してください。</u></p>	<p>1. はじめに</p>
<p>2. 採択後契約締結までの留意点</p> <p>(a) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載を付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載を付与された者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと</p>	<p>2. 採択後契約締結までの留意点</p> <p>(a) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究開発代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと</p>
<p>(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること</p> <p>※AMEDと委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(AMEDからみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、再委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」(これに相当する肩書きの記載があるを付与された者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。</p> <p>※この項目における「<u>国に不正行為等対応ガイドライン</u>」とは<u>次のガイドライン並びに国の府省庁が策定するその他の不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン</u>を総称していいいます。</p>	<p>(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること</p> <p>※AMEDと委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(AMEDからみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「再委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、再委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。</p> <p>※この項目における「<u>国に不正行為等対応ガイドライン</u>」とは次のガイドラインをいいます。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>削除</p>	<p>(文科省系事業) ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日 文部科学大臣決定) ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正) (厚労省系事業) ・厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成27年1月16日 科発0116 第1号 厚生科学課長決定) ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成26年3月31日 厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定) (経産省系事業) ・研究活動の不正行為への対応に関する指針 (平成19年12月26日 制定、平成27年1月15日 最終改正) ・公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針 (平成20年12月3日 制定、平成27年1月15日 最終改正)</p>
<p>II. 委託研究開発契約の概要</p>	<p>II. 委託研究開発契約の概要</p>
<p>54. 研究機関の責務等について</p>	<p>4. 研究機関の責務等について</p>
<p>(3) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について</p>	<p>(3) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について</p>
<p>研究の公正性、信頼性を確保するため、<u>機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」(平成28年3月17日 平成28年規則第35号)に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行って頂きます。</u> <u>研究機関等が機構事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反を適切に管理していないと機構が判断した場合、機構は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金の提供の打ち切り並びに機構から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。(詳細は、後記V12(7)及びAMEDのホームページをご覧ください。)</u></p>	<p>研究の公正性、信頼性を確保するため、研究機関において研究者の利益相反状態を管理するとともに、その報告を行って頂く予定です。詳細については、AMEDのホームページ等で公表致します。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任</p> <p>委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針(文科省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業:「公的研究費の不正使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、当該ガイドライン・指針に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。</p>	<p>(5) 委託研究開発費の執行についての管理責任</p> <p>委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、各事業の財源に応じて、国のガイドライン・指針(文科省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業:「公的研究費の不正使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、当該ガイドライン・指針に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。</p>
<p>(6) 体制整備に関する対応</p> <p>研究機関は、上記国の府省庁が策定する公的研究資金の管理・監査に関するガイドライン・指針ガイドラインに従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備してください。</p>	<p>(6) 体制整備に関する対応</p> <p>研究機関は、上記ガイドラインに従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備してください。</p>
<p>(7) 不正防止に関する措置</p> <p>研究機関は、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン(国のガイドライン(文科省系事業:「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)／厚労省系事業:「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日 科発0116 第1号厚生科学課長決定)／経産省系事業:「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。</p>	<p>(7) 不正防止に関する措置</p> <p>研究機関は、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業:「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)／厚労省系事業:「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日 科発0116 第1号厚生科学課長決定)／経産省系事業:「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日 経済産業省、平成27年1月15日最終改正))に従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
V. 執行について	V. 執行について
12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について	12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について
(1)法令等の遵守について	(1)法令等の遵守について
<p>●研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)、不正使用(*2)又は不正受給(*3)(以下「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。</p> <p>●具体的には、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。</p>	<p>●研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)、不正使用(*2)又は不正受給(*3)(以下「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。</p> <p>●具体的には、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、ここでの「不正行為等」については、【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に掲げた以下の定義によります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(2)体制整備に関する対応</p> <p>● 体制整備に関する対応義務 各研究機関には、各事業の財源に応じて、国の府省庁が策定した研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン(文科省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業:「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」)等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託契約を解除すること等があります。</p> <p>● 文科省系事業における体制整備等の確認について ↳ 文科省系事業について 本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。 そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時までに、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</p>	<p>(2)体制整備に関する対応</p> <p>● 体制整備に関する対応義務 各研究機関には、各事業の財源に応じて、国のガイドライン(文科省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)／厚労省系事業:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)／経産省系事業:「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」)等に則り、公的研究費の管理・監査に係る体制整備を行っていただく必要があります。 体制整備に不備があると判断された研究機関については、採択の取消しや、委託契約を解除すること等があります。</p> <p>● 体制整備等の確認について ・ 文科省系事業について 本事業の契約にあたり、各研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」といいます。)により文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査への対応をお願いする場合があります。 そのため、下記ホームページの様式に基づいて、公募要領等に記載の日時までに、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後

変更前

1)チェックリストの提出の必要性
 文科省系の他事業への応募等にあって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。
 なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文科省へ提出をお願いします。」
 ※e-Rad への登録
 チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。
 手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。
<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

1)チェックリストの提出の必要性
 文科省系の他事業への応募等にあって本年度に入り既にチェックリストを一度提出している場合は、同年度における文科省系の別事業への応募又は委託研究開発契約締結に際して、新たに提出する必要はありません。
 なお、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、翌年度以降も、年1回改めて文科省へ提出をお願いします。」
 ※e-Rad への登録
 チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。
 手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。
<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

3)公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について
 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。
 ※下記のウェブサイトをご参照ください。
 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf
 ●+ 厚労省系事業・経産省系事業について
~~AMEDへの体制整備の確認については、別途AMEDから公表する予定です。~~
~~経産省系事業について~~
 チェックリストの提出は不要です。

3)公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について
 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則り、文部科学省から改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、AMED から研究機関に対し、研究資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。
 ※下記のウェブサイトをご参照ください。
 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1343906_02.pdf
 ・厚労省系事業について
 体制整備の確認については、別途AMEDから公表する予定です。
 ・経産省系事業について
 チェックリストの提出は不要です。

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(3)AMEDにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力</p> <p>5)履修状況の報告について 研究機関等が取りまとめのうえ、AMEDが指定する様式の履修状況報告書を、AMED(研究公正・法務部)に電子ファイルで提出してください(押印は不要です。) 報告対象者:平成29年度に開始された事業における履修対象者 提出期限:平成30年5月末日 提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(AMEDのHPより様式をダウンロードしてください。 URL:http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/) 提出先・方法:kenyuukousei@amed.go.jpへメールで送信してください。 ※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。件名【平成29年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。</p>	<p>(3)AMEDにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力</p> <p>5)履修状況の報告について 研究機関等が取りまとめのうえ、AMEDが指定する様式の履修状況報告書を、AMED(研究公正・法務部)に電子ファイルで提出してください(押印は不要です。) 報告対象者:平成28年度に開始された事業における履修対象者 提出期限:平成29年5月末日 提出書類:「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」(AMEDのHPより様式をダウンロードしてください。 URL:http://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/) 提出先・方法:kenyuukousei@amed.go.jpへメールで送信してください。 件名【平成28年度履修状況報告書 ▲▲】として、▲▲には研究機関等の名称を記載してください。</p>
<p>(4)本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等</p> <p>●本事業に関し、研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、<u>国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」</u>に則り、当該予備調査の結果をAMEDに報告してください。 (中略) ●最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは<u>国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」</u>を参照してください。</p>	<p>(4)本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力等</p> <p>●本事業に関し、研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、当該予備調査の結果をAMEDに報告してください。 (中略) ●最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。</p>
<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について 本事業において、不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)があった場合、<u>国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドライン並びに【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」</u>に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。</p>	<p>(5)不正行為等に対する措置</p> <p>●不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について 本事業において、不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)があった場合、【別添1】「公的研究費の管理・監査のガイドライン」【別添4】「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」【別添5】「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
(6)法令・倫理指針等の遵守について	(6)法令・倫理指針等の遵守について
<p>○ <u>再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)</u></p> <p>○ <u>医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生労働省令第21号)</u></p> <p>○ <u>医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第37号)</u></p> <p>○ <u>再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第88号)</u></p>	
○ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成 27 ²⁷ 年 文部科学省 ・厚生労働省告示第 344 ³⁴⁴ 号)	○ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
(7)利益相反の管理について	(7)利益相反の管理について
●AMED 事業に参画する研究機関には、研究代表者及び研究分担者の利益相反について管理の上、AMED に報告して頂きますことを予定しています。詳しくは、AMED ホームページにて公表する予定です。	●AMED 事業に参画する研究機関には、研究代表者及び研究分担者の利益相反について管理の上、AMED に報告して頂くことを予定しています。詳しくは、AMED ホームページにて公表する予定です。

変更後

変更前

●利益相反管理の手続について

1)対象事業・課題について

①平成28年度以降に開始する全ての研究開発課題

- ・研究開発に該当しないもの(基盤整備・人材育成等)については対象外となります。
- ・平成28年4月1日時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が未了の研究機関等については、平成30年3月31日まで機構の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」の適用を除外するものとします。ただし、これらの研究機関等においても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めてください。

②平成27年度以前に開始している研究開発課題のうち規則別表に掲げる事業における課題

- ・ただし、規則別表に掲げる事業以外の事業における、平成27年度以前に開始している課題についても、機構の事業に参加する研究者の利益相反につき、適切な管理に努めて下さい。

2)対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者

3)利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出て下さい。

4)報告書の提出について

各研究機関等は、研究機関等に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者について、参加している課題ごとに、倫理審査及び利益相反管理の状況報告書を作成し、研究機関等の機関長の押印を行った上で、各課題を担当する事業課宛に郵送にて提出して下さい(なお、各研究機関等は、委託先機関における研究開発分担者の報告書もとりまとめて提出して下さい)。提出期限は、各年度終了後又は委託研究開発課題終了後61日以内となります。

5)お問合せ先

利益相反管理に関するお問合せは、kenkyukouseiATamed.go.jpへ電子メールで送信してください。 ※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。

* 詳細については、次のウェブサイトをご確認下さい。

- ・研究活動における利益相反の管理に関する規則
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku.pdf
- ・規則Q&A http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_kisoku-ga.pdf
- ・倫理審査状況及び利益相反管理状況報告書
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/riekisohan_houkokuyoshiki.docx



国立研究開発法人日本医療研究開発機構
Japan Agency for Medical Research and Development

平成29年度AMED事務処理説明会

知的財産部

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

知的財産部

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>VI.VII. 知的財産権の管理について</p>	<p>VII. 知的財産権の管理について</p>
<p>1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方</p> <p><u>委託研究開発の成果に係る知的財産権は、発明者が所属する組織(大学等・企業等・AMED)にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に受託した研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。</u></p> <p><u>研究機関は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理し、AMEDとの連絡窓口となる知的財産担当者を少なくとも1名配置してください。知的財産担当者は、「契約項目シート」【計画様式2】の所定の項目に登録してください。</u></p> <p><u>研究機関は、委託研究開発の成果に係る知的財産権の確保(適時の研究成果把握、知的財産の掘り起こし、出願等の権利化手続)に努めてください。なお、権利の確保が十分にされない恐れのある場合(例:研究機関において、委託研究開発契約書第8条第1項各号及び第10条に掲げる事項を遵守しない場合等)であって、研究開発成果の最大化に向けて知的財産権の確保が適切な場合等)、AMEDは研究機関に代わって権利の確保(出願の準備等)を行うことがあります。</u></p> <p><u>委託研究開発の成果に係る知的財産権は、発明者が所属する組織(大学等・企業等・AMED)にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に受託した研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。</u></p> <p><u>研究機関の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその研究機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め研究機関の研究者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めてください。また、研究機関が、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる研究機関の発明者に対して、委託研究開発契約書第8条第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じてください。</u></p> <p><u>研究機関は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理し、AMEDとの連絡窓口となる知的財産担当者を少なくとも1名配置してください。知的財産担当者は、「経費等内訳・契約項目シート」【計画様式2】の所定の項目に登録してください。</u></p>	<p>1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方</p> <p>研究機関は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理し、AMEDとの連絡窓口となる知的財産担当者を少なくとも1名配置してください。知的財産担当者は、「契約項目シート」【計画様式2】の所定の項目に登録してください。</p> <p>研究機関は、委託研究開発の成果に係る知的財産権の確保(適時の研究成果把握、知的財産の掘り起こし、出願等の権利化手続)に努めてください。</p> <p>委託研究開発の成果に係る知的財産権は、発明者が所属する組織(大学等・企業等・AMED)にかかわらず、委託研究開発契約書に定める事項が遵守されることを前提に受託した研究機関に帰属させることができます。なお、発明等創作時、出願・申請時等には、同契約書の定めに従い、遅滞なく知財様式による申請又は報告をお願いします。</p> <p>研究機関の発明者が行った発明等が本委託研究開発を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその研究機関の発明者の職務に属するときは、特段の事情がない限り、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め研究機関の研究者と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めてください。また、研究機関が、特段の事情により本委託研究開発を実施した結果得られた発明等に係る知的財産権を取得しない場合、当該知的財産権を有することになる研究機関の発明者に対して、委託研究開発契約書第8条第1項各号の規定を遵守させるための措置を講じてください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>学生を研究開発に参加させる場合、知的財産権を大学に帰属させることだけを目的として雇用契約を結ぶ必要はありませんが、雇用契約が無い場合は、本委託研究開発契約書で規定される事項(知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるように、学生から同意書等を得るなどして適切に対応してください。</p> <p>研究機関は、委託研究開発の成果について権利確保のために十分な対応をお願いします。</p> <p>AMED 知的財産部では、知的財産コンサルタントによる知的財産管理支援、知的財産取得戦略の立案支援を行う相談窓口を開設しています。相談をご希望される場合は、知的財産部に連絡してください。</p> <p>権利の確保が十分になされない恐れのある場合(例:研究機関発明者による発明において、公知予定日が迫っているにもかかわらず、出願等の権利化手続が進められない場合等)、AMED は研究機関に代わって権利の確保(出願の準備等)を行うことがあります。</p> <p>AMED に一度帰属した当該知的財産権について、同契約書に定めるとおり、一定条件のもと、研究機関がAMED から譲り受けることができます。</p>	<p>学生を研究開発に参加させる場合、知的財産権を大学に帰属させることだけを目的として雇用契約を結ぶ必要はありませんが、雇用契約が無い場合は、委託研究開発契約で規定される事項(知的財産権の帰属、報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるように、学生から同意書等を得るなどして適切に対応してください。</p> <p>研究機関は、委託研究開発の成果について権利確保のために十分な対応をお願いします。</p> <p>AMED 知的財産部では、知的財産コンサルタントによる知的財産管理支援、知的財産取得戦略の立案支援を行う相談窓口を開設しています。相談をご希望される場合は、知的財産部に連絡してください。</p> <p>権利の確保が十分になされない恐れのある場合(例:研究機関発明者による発明において、公知予定日が迫っているにもかかわらず、出願等の権利化手続が進められない場合等)、AMED は研究機関に代わって権利の確保(出願の準備等)を行うことがあります。</p> <p>AMED に一度帰属した当該知的財産権について、同契約書に定めるとおり、一定条件のもと、研究機関がAMED から譲り受けることができます。</p>
<p>2. 研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の発明等に係る知的財産権の取扱い</p> <p>本委託研究開発契約は同条項を適用しており、同約款契約書第8条第1項各号及び第10条に掲げる事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関発明者の発明等に係る知的財産権を研究機関に帰属させることができます。</p>	<p>2. 研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の発明等に係る知的財産権の取扱い</p> <p>本委託研究開発契約は同条項を適用しており、同約款第8条第1項各号及び第10条に掲げる事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関発明者の発明等に係る知的財産権を研究機関に帰属させることができます。</p>
<p>7. 研究機関に帰属した(AMED との共有でない)知的財産権について</p> <p>(1)知的財産権に関するAMED への通知</p> <p>以下の場合には、研究機関はAMED へ通知してください。</p> <p>電子メール送付先:medicalipATamed.go.jp</p> <p>※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。</p> <p>AMEDに提出すべき通知書・書類(各種知財様式)は、AMEDのHPよりダウンロードして使用してください。</p> <p>http://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html</p>	<p>7. 研究機関に帰属した(AMED との共有でない)知的財産権について</p> <p>(1)知的財産権に関するAMED への通知</p> <p>以下の場合には、研究機関はAMED へ通知してください。</p> <p>電子メール送付先:medicalipATamed.go.jp</p> <p>※上記の“AT”を“@”に置き換えて利用してください。</p>
<p>(2)知的財産の移転等のAMED への申請</p> <p>以下の場合には、研究機関はAMED の定める様式により申請を行い、予めAMED の承認を受ける必要があります。知的財産の移転等には、出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。</p>	<p>(2)知的財産の移転等のAMED への申請</p> <p>以下の場合には、研究機関はAMED の定める様式により申請を行い、予めAMED の承認を受ける必要があります。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>(4)知的財産権に関する調査への協力 委託研究開発契約期間中及び委託研究開発契約期間後に、AMED は委託研究開発成果について、得られた知的財産権の実施状況等、知的財産権に関する調査を行います。本調査は、委託研究開発成果に係る知的財産を管理する者又は当該知的財産に関して、AMEDとの連絡窓口となる担当者、及び「委託研究開発成果報告書」【報告様式4】に記載した研究機関は、当該調査の窓口となる担当者を通じて実施します。研究機関は、AMEDが当該調査を行う場合にはをAMEDに登録し、当該調査にご協力をお願いします。担当者登録に関しては、「特許一覧」【報告様式4別紙1】に調査の窓口担当者を記載し、「委託研究開発成果報告書」【報告様式4】とともに事業担当部署に提出してください。</p>	<p>(4)知的財産権に関する調査への協力 委託研究開発契約期間中及び委託研究開発契約期間後に、AMED は委託研究開発で得られた知的財産権の実施状況等、知的財産権に関する調査を行います。研究機関は、当該調査の窓口となる担当者をAMED に登録し、当該調査にご協力をお願いします。担当者登録に関しては、「特許一覧」【報告様式4別紙1】に調査の窓口担当者を記載し、「委託研究開発成果報告書」【報告様式4】とともに事業担当部署に提出してください。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(5)その他 ●通知書・申請書等の知財様式の送付先は、巻頭の各事業の各種書類等郵送先を参照してください。 ●日本国の特許願の作成にあたり、「【代理人】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面については、「【その他】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。</p>

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p><u>8. 委託研究開発の成果に係るノウハウ指定について</u></p> <p><u>委託研究開発の成果をノウハウとして使用するためには、委託研究開発契約書第1条第14号(ウ)で定めるとおり、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、AMEDと受託機関の協議の上、特に指定される必要があります。そのため、ノウハウの指定を希望する場合は、受託機関は、AMEDの定める様式(知財様式14)により、ノウハウの名称を記載したノウハウ指定リスト(別紙1)及びノウハウとして指定すべき部分を記載した補足説明書(別紙2)の作成及び申請を行い、ノウハウ指定の可否についてAMEDと協議してください。</u></p> <p><u>AMEDは、知財様式14、ノウハウ指定リスト、及び補足説明書に基づき、当該ノウハウの名称その他主要事項に係るリスト(以下「ノウハウリスト」(様式第1)という)及び当該ノウハウの内容の要約(以下「ノウハウブック」(様式第2)という)を作成してノウハウの指定を行います。AMEDは、ノウハウの指定したときは、所定の管理番号を付して管理し、速やかに受託機関に対し、当該ノウハウリストを添付して通知します。</u></p> <p><u>ノウハウの指定による秘匿すべき期間は、委託研究開発の終了日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とし、当該期間中、AMEDと受託機関の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができません。ただし、ノウハウの指定後において必要があるときは、AMEDと受託機関の協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができます。</u></p> <p><u>受託機関と再委託先の協議の結果、ノウハウを再委託先に帰属させることとした場合であっても、ノウハウとして取り扱われるためには、AMEDとの協議の上で、特に指定される必要があります。</u></p>	
<p><u>9. AMED知的財産コンサルタントによる支援等について</u></p> <p><u>AMED知的財産部では、知的財産コンサルタントによる知的財産管理支援、知的財産取得戦略の立案支援等を行う相談窓口(Medical IP Desk)を開設しています。相談をご希望される場合は、知的財産部にご連絡ください。</u></p> <p>http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html</p> <p><u>AMED知的財産部では、実用化に向けた適切な出願戦略策定等のため、委託研究開発成果について、希望に応じて、研究機関から提出される発明等報告(知財様式)等に基づき、外部調査機関による補足的な先行文献調査、市場調査等を実施しています。当該調査結果を踏まえ、研究機関に帰属した成果の導出・ライセンス化活動の支援等を始め、知的財産コンサルタントによる知的財産戦略・出口戦略の立案策定等の知財コンサルテーションを実施します。</u></p> <p>http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/gaibu_hosokuchosa.html</p>	

AMEDの事務処理説明書に関する新旧対比表(委託費)

変更後	変更前
<p>10. 委託研究開発成果に係る国内出願を行う際の出願に係る書類の記載方法について</p> <p>本研究開発成果に係る特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類(PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む)に、「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、例えば、特許出願の場合は、「平成〇〇年度、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、「事業名」「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。「平成〇〇年度」には、成果年度を記載してください。</p>	

委託研究開発契約事務処理説明書 目次部分の新旧対照表

平成29年度版	平成28年度版
委託研究開発契約事務に関するお問い合わせ	委託研究開発契約事務に関するお問い合わせ
I. はじめに	I. はじめに
1. はじめに	1. はじめに
2. 採択後契約締結までの留意点	2. 採択後契約締結までの留意点
3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	3. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について
II. 委託研究開発契約の概要	II. 委託研究開発契約の概要
1. 委託研究開発契約の締結	1. 委託研究開発契約の締結
2. 委託研究開発契約の締結にあたっての留意事項	2. 委託研究開発契約の契約形態
3. 委託研究開発契約に係る書類	3. 委託研究開発契約に係る書類
4. 再委託について	
5. 研究機関の責務等について	4. 研究機関の責務等について
6. 研究活動に参画する研究者の責務等について	5. 研究活動に参画する研究者の責務等について
III. 委託研究開発契約の変更・中止・廃止の手続	III. 委託研究開発契約の変更
1. 委託研究開発契約の変更の種別	1. 契約変更の種別
	2. 変更契約の締結
	3. 委託研究開発計画等の変更

<u>2. 委託研究開発契約の変更に係る留意事項</u>	
3. 委託研究開発の中止又は廃止の手続	4. 委託研究開発の中止又は廃止
	IV. 研究報告及びプレス発表
	-1. 中間報告
	-2. 実績報告
	-3. 成果報告
	-4. 成果利用届
	-5. 成果発表等における事業名の明示
	-6. プレス発表
IV. 執行について	V. 執行について
1. 委託研究開発費の執行にあたって	1. 委託研究開発費の執行にあたって
2. 委託研究開発の予算費目	2. 委託研究開発の予算費目（大項目）
<u>3. 費目（大項目）間流用の取扱い</u>	
4. 直接経費の取扱い	3. 直接経費の各費目の取扱い
5. その他の直接経費に係る留意事項	4. 直接経費の執行上の留意事項
6. 間接経費について	5. 間接経費について
7. 委託研究開発費の執行期限	6. 委託研究開発費の執行期限

8. 委託研究開発費のAMEDから研究機関への支払いについて	7. 委託研究開発費のAMEDから研究機関への支払いについて
	8. 委託研究開発費の分割払いについて
9. 証拠書類の管理について	9. 証拠書類の管理について
10. 物品等の取扱いについて【大学等】	10. 物品等の取扱いについて【大学等】
11. 物品等の取扱いについて【企業等】	11. 物品等の取扱いについて【企業等】
12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について	12. 研究機関における管理体制、不正行為等への対応について
	13. 委託研究開発費の精算について
	14. 再委託について
13. AMEDが雇用する研究員等について	15. AMEDが雇用する研究員等について
14. 検査について	16. 検査について
15. その他	17. その他
V. 繰越制度について	VI. 繰越制度について
1. 繰越申請の概要	1. 繰越申請の概要
2. 研究開発担当者が作成する申請書類に関する留意事項	2. 研究開発担当者が作成する申請書類に関する留意事項
3. 契約担当者が作成する申請書類に関する留意事項	3. 事務担当者が作成する申請書類に関する留意事項
4. その他留意事項	4. その他留意事項
VI. 知的財産について	VII. 知的財産権の管理について

1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方	1. 委託研究開発の成果に係る知的財産権の基本的な考え方
2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の発明等に係る知的財産権の取扱い	2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の発明等に係る知的財産権の取扱い
3. AMED所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い	3. AMED所属の発明者の発明等に係る知的財産権の取扱い
4. 受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合の取扱い	4. 受託研究機関以外の機関に所属する研究者が発明創作に関与した場合の取扱い
5. AMEDとの共有に係る知的財産権の取扱い	5. AMEDとの共有に係る知的財産権の取扱い
6. AMEDに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について	6. AMEDに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について
7. 研究機関に帰属した（AMED との共有でない）知的財産権について	7. 研究機関に帰属した（AMEDとの共有でない）知的財産権について
<u>8. 委託研究開発の成果に係るノウハウ指定について</u>	
<u>9. AMED知的財産コンサルタントによる支援等について</u>	
<u>10. 委託研究開発成果に係る国内出願を行う際の出願に係る書類の記載方法について</u>	
<u>VII. 研究報告及びプレス発表</u>	
<u>1. 中間報告</u>	
<u>2. 実績報告</u>	
<u>3. 成果報告</u>	
<u>4. 成果利用届</u>	
<u>5. 成果発表等における事業名の明示</u>	
<u>6. プレス発表</u>	